## 平成16年9月1日(水曜日)第3回定例会

出席讓	鰻(	2 0	名)													
1	番	伭	Ē	竹	敬	_	Ì	義員	2	番	佐	藤			毅	議員
3	3番	鴨	<u>=</u>	田	俊	•	i	義員	4	番	楳	津	博		士	議員
6	香	松	1	田		孝	i	義員	7	番	猪	倉	謙	太	郎	議員
8	番	石	ī	Ш	忠	義	i	義員	9	番	鈴	木	賢		也	議員
1 0	)番	芹	Ē	木	春	吉	i	義員	1 1	番	柏	倉	信		_	議員
1 2	2番	髙	5	橋	勝	文	i	義員	1 3	番	伊	藤	忠		男	議員
1 4	1番	髙	5	橋	秀	治	i	義員	15	番	松	田	伸		_	議員
1 6	香	伭	Ē	藤	暘	子	i	義員	17	番	Ш	越	孝		男	議員
1 8	番	内	]	藤		明	à	義員	19	番	那	須			稔	議員
2 (	)番	遠	Ī	藤	聖	作	i	義員	2 1	番	新	宮	征		_	議員
欠席讓	縜(	なし	,)													
説明の	ため	出席	した	:者の職	武氏名											
佐	藤	誠	六	市			長		荒	木		恒	助			役
安孫	经	勝	_	収	)	\	役		大	泉	愼	_	教育	3	5 員	長
蕪	ılı	<del>+</del>	Вħ		学管理 =				武	Ш		浩	曲光:	禾三	3 <u> </u>	E
奥 芳	山 賀	幸 友	助 幸	委 庶	務	課	長 長		鹿	間		康			会会 整課	
秋	場場	久	<del>十</del> 元	財	政	課	長		宇	野	健	雄		務	課	長
斎	藤	健	_	市	民	課	長		, 有	川	洋	<u>д</u>			境課	
浦	" <del>"</del> 山	邦	憲	±	木	課	長		柏	倉	/ · 隆	夫			画課	
	·					• ##										
犬	飼	_	好	推	進	課	長		佐	藤		昭	下 水	( j	道課	長
木	村	正	之	農	林	課	長		兼	子	善	男	商工	観	光 課	長
尾	形	清	_	地	域 振		長		石	Ш	忠	則			祉 課	
真	木	憲	_	会	計	課	長		安	彦		守			業所	
那			行		院 事 					谷		男	教			長
	谷		昭		理				-		宏	哉			育課	
鈴	木	英	雄		会教				石	Щ		忠	社 会	体	育課	長
Ξ	瓶	īF	博	選 <sup>2</sup> 事	学管理 務	E安貝 局			<del>\$</del> 7	系子	雅	美	監 :	杳	委	員
_	7120		113	監	查	委	員				3,2				~ 長員	-
布	施	崇	_	事	務	局	長		小	松	仁	_	事	務	局	長
事務局	職員	出席	者													
片	桐	久	志	事	務	局	長		安	食	俊	博	局	툿	補	佐
月	光	龍	弘	庶	務	主	查		大	沼	秀	彦	調	查	係	長

議事日程第1号

第3回定例会

平成16年9月1日(水) 午前9時30分開議

開 会

#### 日程第 1 会議録署名議員指名

- 2 会期決定
- 3 故安孫子市美夫氏に対する追悼演説 "
- 4 諸般の報告
  - (1)議員の異動について
  - (2) 定例監査結果等報告について
- 5 議第44号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 6 議案説明
- 7 委員会付託 "
- 8 質疑、討論、採決
- 9 議第45号 表彰について "
- 10 議案説明
- 11 委員会付託 "
- 12 質疑、討論、採決
- 13 認第 1号 平成15年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- " 14 認第 2号 平成15年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 15 議第46号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- 16 議第47号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 17 議第48号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 18 議第49号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について "
- 19 議第50号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 20 議第51号 町及び字の区域及び名称の変更について "
- 21 議第52号 町の区域及び名称の変更について
- 22 議第53号 字の区域及び名称の変更について "
- 23 請願第10号 中山間地域等直接支払制度の継続等に関する請願 "
- 2.4 陳情第 2号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情
- 2 5 議案説明 "
- 26 監査委員報告
- 27 質疑 "
- # 28 予算特別委員会設置
- " 29 決算特別委員会設置
- 〃 30 委員会付託
  - 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

## 平成16年9月1日(水)開会

月	日	時 間	会	議場場
9 月	1日(水)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、追悼演説、 諸般の報告、固定資産評価 審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託
		本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査 議 場
9月	2日(木)		休	会
9月	3日(金)	午前9時30分	本 会 議	一般質問議場
9月	4日(土)		休	会
9月	5日(日)		休	슾
9月	6日(月)	午前9時30分	本 会 議	一般質問議場
9月	7日(火)		休	슾
9月	8日(水)	午前9時30分	本 会 議	一般質問議場
			総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査 第2会議室
9月	9日(木)	午前9時30分	文教厚生委員会 分 科 会	
			建設経済委員会 分 科 会	一门 就 条 件 番 宜 满爱以青单 1
9月1	0日(金)		休	会
9月1	1日(土)		休	会
9月1	2日(日)		休	会
9月1	3日(月)	午前9時30分	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査 議 場
9月1	4日(火)		休	会
9月1	5日(水)		休	会
9月1	6日(木)		休	会

	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議場
9月17日(金)	予算特別委員会終 了 後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、 委員長報告、質疑・討論・ 採決、閉会	議場

## 開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから、平成16年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、8月27日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

## 会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番柏倉信一議員、13番伊藤忠 男議員を指名いたします。

## 会 期 決 定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から9月17日までの17日間といたしたいと 思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定いたしました。

#### 故安孫子市美夫氏に対する追悼演説

佐竹敬一議長 日程第3、故安孫子市美夫氏に対する追悼演説であります。

議会運営委員会での協議結果に基づき、15番松田伸一議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

15番松田伸一議員。

松田伸一議員 おはようございます。

去る7月18日、任期半ばにして御逝去されました故安孫子市美夫議員に対し深く哀悼の意をささげ、追悼の言葉を申しあげます。

安孫子市美夫さんが平成11年4月、初当選してから2年有余の間、私も同じ会派に所属しておりました。 このことを考え合わせると、この壇上から安孫子市美夫さんに対する追悼の言葉を述べなければならない私 の心情は耐えがたい葛藤と悲しみ、命のはかなさ、学年が1回年下の市美夫さんへのいたわりの足りなさを 悔やむ気持ちが交錯し、やるせない気持ちでいっぱいであります。

昨年夏ごろから体調を崩されたとお聞きし、自宅にお見舞いに伺いましたところ、手術がうまくいき、間もなく退院する見込みだという話を聞いて安心しておりました。退院後、初めての議会でありました昨年の12月の議会で、お元気なお姿を拝見し、ほっとし、順調な回復を願っておりました。ことしの3月議会で着帽してのお姿を拝見し、驚いたのと同時に、闘病のすさまじさを推察しておりました。

市美夫さんが、平成13年から文教経済委員長に就任されていたとき、私も同じ委員会に所属しておりました。委員会で私の意見が対立したとき、その内容を物静かな語り口で委員会報告をしている声が今にもこの 壇上から聞こえてくるようであります。

市美夫さんが市議会議員に初当選したとき、私と似通った経歴を持っている方なので、手を携え市勢発展に協力していけるものと、非常に心強いものを感じておりました。年齢も一つ下、出身校、青年団活動も同じ、商業という共通点がありました。それに市美夫さんはPTA活動などの活躍が評価され、教育委員の経歴の持ち主であります。私もPTAや読書活動、公民館活動の分野で社会教育という共通した観点から、市勢発展につなげようという同じ姿勢に親しみを持っておりました。このように共通した立場にありながら、追悼の言葉を申し述べなければならない現実の厳しさを痛感しております。

市美夫さんは、長い間の青年団活動で培った理念の中で、地域社会が発展するかなめは常に居住する集落が基盤にあるとの認識であったろうと思います。だから、一般質問の項目は、集落から派生して、商業の課題、教育の振興、生活環境の改善、子育て支援と多岐にわたる課題が常でありました。中でも当選後初めて行った一般質問は、高速道寒河江サービスエリアから直接市道にアクセスできないかという質問の内容でした。現在の日本道路公団の運営環境に利用拡大という変化もありますが、市美夫さんが提唱したとおり、実験段階とはいえ、ETC車に限りますが、もうすぐスマートインターチェンジとして実現する見通しとなり、本定例会に補正予算として事業費が計上されております。

常に足元の地域から展望する発展を念頭に、市全域にその課題を進展させる考えは、地域に密着している 青年団活動が根底にあったものと思います。

一般質問の内容検討は、常に支持者や関係者を訪ね歩き、問題点を探り出し、質問内容の構想を練り、 黙々と草稿を書き上げ、質問文章の最終校正は、いつも娘さんや家族と連携して行っていたと奥様から伺い ました。このようにしてつくり上げた一般質問だからこそ、市民の直接の声として、市当局も真剣に課題に 取り組んでくださり、実現に向け努力してくれたものと思っております。

平成14年9月議会で行った合併促進の質問は、地域課題から脱却し、市の未来を展望する大きなものでありました。このことは、今後の市勢発展の大きな礎になるものと思っております。本格的な議会活動の兆し

が見え始めたときであったろうと思います。

最後の質問となりました15年6月議会では、少子化する時代を見据え、地域の自然環境豊かな減反地を利活用した遊園地づくりであり、公園利用者の立場に立ったトイレの設置、日常生活の安全を守る警鐘台の保安管理など、地域住民に密着した個性あふれる質問内容など深く印象に残っております。

その後、体調の異変に気づかれたといいますが、御長男が勤務する県立日本海病院に入院され、病巣を取り除く手術を御長男みずからが執刀されたと聞き、親子の信頼のきずなに裏打ちされた温かい家庭環境に敬服いたしまた。これまで、安孫子市美夫さんから御教示を受けた事柄の数々の実現を目指し、永続する寒河江市の発展に努力し合うことをお約束いたします。

これからも、寒河江市の順調な発展と市民生活の安穏ならんことを見守りくださいますよう、お願い申し あげ、寒河江市議会を代表しての追悼の言葉とさせていただきます。

佐竹敬一議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午前9時45分といたします。

休憩 午前9時40分

再 開 午前9時45分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 諸 般 の 報 告

佐竹敬一議長 日程第4、諸般の報告であります。

(1)議員の異動についてであります。

安孫子市美夫議員が、去る7月18日に御逝去されましたので、議員に欠員が生じ、現在の議員数は20名であります。

なお、このことにつきましては、公職選挙法第 111条第 1 項の規定により、本市の選挙管理委員会に対しまして、この旨を平成16年 7 月20日付で通知しております。

(2) 定例監査結果報告について、お手元に配付しておりますプリントによってこれを御了承願います。

# 議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第5、議第44号を議題といたします。

#### 議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第6、議案説明であります。

市長からの提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第44号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申しあげます。

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、 海野善範委員が平成16年9月15日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案するものであります。

御同意くださるよう、よろしくお願い申しあげます。以上です。

## 委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第44号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号については委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第44号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第44号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第44号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号はこれに同意することに決しました。

# 議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第9、議第45号を議題といたします。

#### 議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第10、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第45号表彰について御説明申しあげます。

地方自治の振興や本市の興隆発展に寄与され、市政に功労のあった方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき、議会の同意を得ようとするものであります。

菊地 眞氏は、昭和44年から農業協同組合の理事などの要職を歴任、昭和63年から16年の長きにわたり、 農協組合長として農業の生産基盤の確立と農業所得の安定向上に努められ、本市の産業経済の振興発展に大きく貢献されました。菊地氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。

また、この件につきましては、去る8月23日に開催いたしました表彰審査委員会において審査していただいた結果、全員一致をもって表彰することが適当である旨報告を得ましたので、御提案申しあげるものであります。

以上です。

## 委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第11、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第45号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第45号については委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第12、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第45号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第45号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議第45号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第45号はこれに同意することに決しました。

# 議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第13、認第1号から日程第24、陳情第2号までの12案件を一括議題といたします。

#### 議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第25、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、認第1号平成15年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申しあげます。

平成15年度の市立病院事業は、地域医療の中核をなす公的医療機関として、多様化する医療ニーズにこた え患者中心の医療を遂行するため、高度医療機械の導入、更新を計画的に進め、また業務内容についても常 に点検や見直しを行いながら質の高い医療サービスの提供に努めてまいりました。

建設改良事業としては、超音波内視鏡システムの新規導入や、デジタルX線テレビシステムの更新を行い、受診動向に則した医療機器整備を進め、診断、治療の一層の向上を図るなど、医療供給体制の充実に努めてまいりました。

経営面では、患者数の減少に伴い、外来収益、入院収益とも減少し、医業収益としては、前年度比で 1. 9%の減となりました。

一方、医業費用では、給与費などの減少により、 1.0%の減となりました。

以下、決算の概要について御説明申しあげます。

初めに、収益的収支について申しあげます。

収入については、病院事業収益は26億 2,810万 5,563円で、そのうち医業収益は23億 8,389万 1,369円、 医業外収益は2億 4,227万 4,194円であります。これを前年度と比較してみますと、医業収益は 4,617万 5, 546円で 1.9%の減、医業外収益は 801万 1,425円で 3.4%の増、病院事業収益では 3,622万 4,121円、 1. 4%の減となりました。

次に、支出について申しあげます。

病院事業費用は26億 7,532万 8,596円で、そのうち医業費用は26億 1,131万 5,514円、医業外費用は 6,11 0万 6,527円であります。対前年度比較では、病院事業費用は 2,890万 5,141円で 1.1%の減となりました。これにより収益的収支においては 4,722万 3,033円の純損失となりました。

次に、資本的収支について申しあげます。

収入については 6,535万 2,000円で、内訳は企業債 5,900万円と他会計負担金 635万 2,000円であります。

支出については2億2,710万3,899円で、内訳は、建設改良費6,791万9,250円と企業債償還金1億5,918万4,649円であります。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は1億6,175万1,899円となりますが、これについては、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書では、経常収益26億 2,616万 5,563円に対し、経常費用26億 7,242万 2,041円で、4,625万 6,478円の経常損失となり、これから特別利益 194万円を減じ、特別損失 290万 6,555円を加えた4,722万 3,033円が当年度純損失となりました。

剰余金計算書については、繰越欠損金が 3,208万 3,491円であり、さらに当年度純損失を生じた ことから当年度未処理欠損金が 7,930万 6,524円となりました。

欠損金処理計算書については、当年度未処理欠損金 7,930万 6,524円を翌年度繰越欠損金とするものであります。

その他資産、負債、資本の内容及び状況については、貸借対照表に記載のとおりであります。今後とも医

療サービスの一層の向上と経営の健全化に向け努力してまいる所存であります。

次に、認第2号平成15年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申しあげます。

平成15年度の水道事業は、安全な良質水の確保と安定供給の維持、水道水の有効利用の促進並びに健全経営の維持などを重点目標に事業運営を進めてまいりました。そのために、第4次拡張事業における主要な建設工事として、木の沢配水池増設工事、配水管布設工事、中央監視装置設備更新工事などを実施しました。また、他事業との関連工事による配水管布設替工事に積極的に取り組むとともに、施設の維持管理、自己水源の保全、漏水調査並びに漏水修繕工事など、経営基盤の強化を図りながら市民サービスの向上に努めてきたところであります。

財政運営については、経費の節減、効率的な予算の執行及び計画的な投資により健全経営の維持に努めてきました。

以下、決算の概要を御説明申しあげます。

まず、収益的収入及び支出でありますが、収入面では、公共下水道の普及に伴う使用水量や給水戸数の増加などで有収水量が伸びたことにより、給水収益は前年度比 1.6%の増となり、水道事業収益総額は12億 4,360万 1,256円で、前年度比 1.3%の増となりました。

一方、支出面では、経費の節減と予算の効率的な執行を図りながら健全経営に努めましたが、水道事業費用総額は9億 6,836万 7,172円で、対前年度比0.7%の増となりました。この結果、収益的収支では、差し引き2億7,523万4,084円と、収益が費用を上回るところとなり、純利益として2億1,199万9,726円を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出でありますが、収入は企業債、工事負担金及び補助金で、収入総額は7億 1,97 4万 8,358円となりました。

支出は、建設改良費が13億 2,272万 7,277円、企業債償還金は1億 4,045万 6,525円で、支出総額は14億 6,318万 3,802円となりました。この結果、資本的収支では差し引き7億 4,343万 5,444円の資金不足となりましたが、これについては過年度分損益勘定留保資金98万9,056円、当年度分損益勘定留保資金2億4,862万 6,301円、減債積立金1億円、建設改良積立金3億 3,100万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,282万87円で補てんいたしました。

次に、平成15年度水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申しあげます。

当年度の未処分利益剰余金は2億5,859万5,444円でありますが、このうち減債積立金に2,100万円、建設改良積立金に1億9,000万円を処分しようとするものであります。その結果、4,759万5,444円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。その他剰余金及び資産、負債、資本の内容、状況等については、それぞれ剰余金計算書及び貸借対照表に記載のとおりであります。

以上、2件の決算についてよろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申しあげます。

次に、議第46号平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、寒河江地区クリーンセンター分担金及び減税補てん債借りかえのための一括償還金等を追加するほか、公共土木施設災害復旧事業費などに対応する事業費を計上するものであります。その結果、10億1,495万4,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ144億5,489万2,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

第2款総務費については、過年度分市税過誤納金還付金 193万 5,000円を追加するほか、市議会議員補欠 選挙費 389万 5,000円を計上するのが主なものであります。

第4款衛生費については、浄化槽設置補助金 288万 6,000円、普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された3億 6,268万 5,000円を追加するのが主なものであります。

第6款農林水産業費については、家畜排せつ物適正処理緊急対策事業費90万円を追加するほか、園芸作物産地化推進支援事業費として190万円を計上するのが主なものであります。

第8款土木費については、スマートインターチェンジ取りつけ道路整備工事費 1,100万円、国道 112号線 4車線化に伴う取りつけ道路整備事業費 400万円、ひがし団地屋根塗装等工事費 330万円を計上するのが主なものであります。

第9款消防費については、消防団員退職報償負担金82万 3,000円、防火水槽設置工事費 550万円を追加するものであります。

第10款教育費については、小中学校の受電設備改修工事費などとして 930万円、スポーツ少年団全国大会 等出場補助金84万 8,000円を追加するのが主なものであります。

第11款災害復旧費については、7月10日から21日の豪雨による幸生田代線ほか2カ所の公共土木施設災害復旧事業費として1,421万3,000円を計上するものであります。

第12款公債費については、平成7、8年度に発行した減税補てん債の満期一括借りかえ分として5億9,310万円を追加するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、地方交付税 3 億 9,478万 6,000円、使用料 150万円、国・県支出金 1,548万 2,000円、諸収入 558万 6,000円、地方債 5 億 9,760万円で対応することとしました。

第2表地方債補正については、災害復旧債を追加するほか、減税補てん債の限度額を変更するものであります。

次に、議第47号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、平成15年度の保険給付に係る療養給付費交付金の返還金として 838万 8,000円を 計上するものであります。この歳出予算に対する歳入については、繰越金で対応することとし、その結果、 予算総額は歳入歳出それぞれ33億 9,703万 2,000円とするものであります。

次に、議第48号平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申しあげます。 このたびの補正予算は、介護保険事業の財政運営の安定化を図るため、介護保険給付費準備基金積立金 2, 603万 9,000円を計上するものであります。この歳出予算に対する歳入については、国庫支出金 281万 4,000 円、支払基金交付金50万 1,000円、繰越金 2,272万 4,000円で対応することとし、その結果、予算総額は、 歳入歳出それぞれ21億 4.668万 5,000円とするものであります。

次に、議第49号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

寒河江市行政改革推進委員会の名称が変更されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第50号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。 寒河江駅前の3カ所の駐車場整備に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第51号町及び字の区域及び名称の変更について及び議第52号町の区域及び名称の変更についての 2 議案については、関連がありますので一括して御説明申しあげます。

現在、本市が施行中の寒河江駅前土地区画整理事業については、本年度換地処分を行うべく事業を進めております。換地処分をするに当たり、これまでの道路、水路等がすべて排除され、新たな区画に基づいた道路、水路等が設置されたことに伴い、従来の町及び字の区域界をそのままに存置しておくことは、種々不都合が生じますので、土地区画整理区域内の町及び字の区域、及び名称を変更しようとするものであります。

また、これらの区画整理区域に隣接している土地についても、区画整理区域内の町及び字の区域及び名称が変更になりますと、部分的に現町名が残ってしまうことになり、新しい整然とした町の形成に支障を来し

ますので、区画整理区域内と一体化した町の区域及び名称に変更しようとするものであります。

議第51号は、寒河江駅前土地区画整理区域内の土地について、議第52号は、寒河江駅前土地区画整理区域に隣接する土地について、それぞれの町及び字の区域及び名称を変更するため、地方自治法第 260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議第53号字の区域及び名称の変更について御説明申しあげます。

宅地開発等により都市的住環境が整備され、人口が集中している大字寒河江字高田の一部の地域について、住所の表示を変更することにより、住民福祉の向上を図るため、字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

以上、8案件について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申しあ げます。

#### 監查委員報告

佐竹敬一議長 日程第26、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算特別委員会において報告を求めることとし、この際簡略にお願い申しあげます。安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成15年度寒河江市公営企業会計決算審査の結果につきまして御報告を申しあげます。

第1、審査の対象になりました会計は、平成15年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成15年度寒河江市 水道事業会計決算の2会計決算であります。

第2、審査の方法でありますが、平成16年6月11日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表が、その事業の経営成績並びに財務状態を適正に表示しているか、計数に誤りがないかを重点的に、さらに会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め、照合し、必要に応じて関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。

なお、貯蔵品につきましては、本年3月31日に行った実地棚卸しに立ち会い、現物の確認をいたしました。

第3、審査の結果でありますが、審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び 各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算の計数も誤り がなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を 分析した結果につきましては、後日開会されます決算特別委員会におきまして、御報告を申しあげることを 御了承願いまして、報告を終わらせていただきます。 質 疑

佐竹敬一議長 日程第27、これより質疑に入ります。

認第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号に対する質疑はありませんか。4番楳津博士議員。

楳津博士議員 水道事業経営指標となります有収率について質問させていただきます。

私が調べたところによりますと、有収率の全国平均が88%から89%の80%台後半で推移しているようですけれども、寒河江市当市の場合は81%から82%と、前半で推移しているようであります。確かにこの指標の見方といいますか、漏水が多かったり、メーターの不換、または公共用水、防火用水等でこの有収率が低いという要因が考えられておりますけれども、近年、老朽管の布設がえ工事とか、それらによりまして推移しているところによりますと、大分漏水等も改善されているのではないかと、単純に思っておりますが、昨年よりも 0.5%下回っていると。これらについての要因がどのようになっているのか、教えていただきたいのと、それらにつきまして、どのような対応、処置をとられているか教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

佐竹敬一議長 水道事業所長。

安彦 守水道事業所長 ただいまの質問にお答えします。

確かに議員のおっしゃるとおりの数値で推移しているというふうなことですけれども、今回の去年より低くなった原因として考えられますのは、配水池が新設されたことにより、また、布設がえ等がやはり計画どおり工事進めております。その洗浄に多くの水を使ったことにより、低くなったのかなというふうに考えております。

全国平均との開きというか、差というふうなものについては、各自治体等のこともありますけれども、 我々が今所管している水道管の配水管等からいろいろな施設があります。管理しているものとしては消火栓 から配水管、送水管等までそのキロ数が 270キロほどを対象にして管理しているものですから、そういう大 きな範囲の中で、片方は確かに布設がえで改良しています。しかし、やはり片方は順次古くなってきている ということから、やはり漏水が絶えず進んでいるのではないかというふうなところで、努めて早期発見、漏 水の修繕等に努めておりますけれども、なかなかその差が縮まらないというふうなのが現状であります。

以上です。

佐竹敬一議長 楳津議員。

棋津博士議員 なかなか難しい部分はあると思うんですけれども水圧の調整とか、そういう部分である程度 対応できるようなこともあると思うんですが、これからも有収率の向上に向けて一生懸命努めていただきた いというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。これで終わらせていただきます。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第46号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第47号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第48号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第49号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第50号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第51号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第52号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第53号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第10号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第28、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第46号については、議長を除く19人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第46号については、議長を除く19名を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 決算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第29、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く18名を委員に選任し 構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く18名を委員 に選任し構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第30、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思います。

委員会付託案件表

委 員	会	付 託 案 件						
総務委員	会	議第49号、議第51						
		号、議第52号、議第5						
		3号						
文教厚生委員	会	議第47号、議第48号						
建設経済委員	会	議第50号、請願第10						
		号、陳情第2号						
予算特別委員	会	議第46号						
決算特別委員	会	認第1号、認第2号						

散 会 午前10時22分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでございました。

# 平成16年9月3日(金曜日)第3回定例会

出席譲	縜(	2 0	名)													
1	番	伭	Ē	竹	敬	_	譲	<b>美</b> 員	2	番	佐	藤		毅	į	議員
3	番	聊	<u> </u>	田	俊	•	諺	<b>美</b> 員	4	番	楳	津	博	士	i	議員
6	番	杝	). 4	田		孝	諺	<b>美</b> 員	7	番	猪	倉	謙之	太郎	Ì	議員
8	番	石	<u>-</u>	Ш	忠	義	諺	縜	9:	番	鈴	木	賢	也	i	議員
1 0	)番	弆	<b>±</b> Ū	木	春	吉	諺	鰻	1 1	番	柏	倉	信	_	i	議員
1 2	2番	髙	5	橋	勝	文	諺	美員	1 3	番	伊	藤	忠	男	i	議員
1 4	1番	髙	5	橋	秀	治	諺	員	1 5	番	松	田	伸	_	i	議員
1 6	番	伭	Ē	藤	暘	子	諺	員	1 7	番	Ш	越	孝	男	i	議員
1 8	3番	内	3	藤		明	諺	員	19	番	那	須		稔	i	議員
2 0	)番	這	<u> </u>	藤	聖	作	諺	<b>美</b> 員	2 1	番	新	宮	征	_	i	議員
欠席譲	鰻 (	0名	í)													
説明の	ため	出席	した	:者の	敞氏名											
佐	藤	誠	六	市			長		荒	木		恒	助		;	役
安孫	紓	勝	_	収	)	\	役		大	泉	愼	_	教 育	委員	Į į	툿
					学管理				-15	_		Sal-	<del></del>	4		_
奥	山 #B	幸	助	委	<b>7</b> 5		長		武	田		浩	農業都			
芳	賀	友	幸	庶	務	課	長		鹿	間		康	企画			
秋	場		元	財	政	課	長		宇	野	健	雄	税			
斎	藤	健	_	市	民	課	長		有	Ш	洋	_	生活	環境	課長	툿
浦	Щ	邦	憲	土	木	課	長		柏	倉	隆	夫	都市	計画	課長	툿
<del>-1-</del>	송크		<del>1</del> .7		• 緑 油				<i>I</i> +-	盐		073	エル	2苦 =	:B E	<b>=</b>
犬 木	飼 村	一正	好 之	推農	進 林	課 課	長 長		佐 兼	藤子	善	昭 男	下 水商工			
尾	形	正達			域振					)]] L	忠					
		清害	_						石		心	則	健康			
		憲			計		長		安		n71	守田	水道			
	須				院事							男	教业			
	谷 ·		昭		理					地			学校			
鈴	木	央	俎		会教				白	Щ		忠	社会	体育	課 t	旻
=	瓶	īF	捕	選事	学管理 務	里委員 局			<del>7</del> 2	医子	雅	美	監道	5		<b>=</b>
_	TILL	т.	l <del>-1)</del>	監		委	員		х.	ר זעי	1年	~	農業			
布	施	崇	_	事		局	長		小	松	仁	_	事系			
事務局	職員	出席	渚													
片	桐	久	志	事	務	局	長		安	食	俊	博	局長	長補	i Æ	左
月	光	龍	弘	庶	務	主	查		大	沼	秀	彦	調	<b>全</b>	<del>.</del> <del>[</del>	툿

議事日程第2号

第3回定例会

平成16年9月3日(金) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 一般質問通告書

平成16年9月3日(金)

(第3回定例会)

番号	質 問	事 項	要	JIII	質	問	者	答	弁	者
1	市長の政治	姿勢につい		展のための創造の 選への出馬につい	12都		文	市		長
2	移動通信用銀備事業につい			障害解消に向けて 状況と今後の対応	6 都	田田	孝	市		長
3	防災対策事業	業について	て 市の災害救助対 備について	現状と活動につい 策マニュアルの整 対策と推進計画に				市		長
4	やまがたこだ			発生で米の品質低 る。その防除対策				市		長
5	花咲かフェス えについて	アINさが	よる経済効果に 花咲かフェア I 光振興にどのよ くのか	Nさがえの開催に ついて Nさがえを今後観 うに結びつけてい Nさがえの今後の	9	木賢	也	市		長
6	行財政改革持 て	<b>推進につい</b>	いて 業務見直しによ	振興計画と組織機	8番石	引 忠	義	市		長

## 再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号によって進めてまいります。

# 一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御要望申しあげます。

## 髙橋勝文議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 1番について、12番髙橋勝文議員。

〔12番 髙橋勝文議員 登壇〕

髙橋勝文議員 おはようございます。

質問に入る前に、今回の台風15号、16号で被害を受けた方々に、まずもってお見舞いを申しあげます。 それでは、通告しております1番、市長の政治姿勢につきまして、緑政会を代表し、そして関心を持っております多くの市民の率直な気持ちを、私がかわってお伺いいたします。よって、市長の前向きな答弁をお願い申しあげます。

私は、市長のこだわり、信念、そして誠意のある政治姿勢と将来を見据えた市政運営に深く共鳴しておりますとともに、寒河江市のさらなる発展を求め、現市長を推薦している緑政会の一員として、市長が近年、市政運営として掲げております自立、自助、発展のための創造のまちづくりにつきましてお伺いをいたします。あわせまして、それらを具現化させるため、さらに市政を担当する意欲と決意のほどをお聞きいたします。

昭和29年に現在の寒河江市が誕生してから半世紀の歳月がたちました。その間、市長として市政のトップになられました方は4名であります。一番長く担当された市長は、現市長の佐藤誠六氏であります。今日までを顧みますと、20年間、ひたすら県内陸部の中核都市として、また西村山の中心都市として、その地にふさわしい寒河江のまちづくりに尽くしてきたことは、多くの市民が認めるものと確信いたします。

四季を通し本市に訪れる観光客、流動人口、リピーターの拡大を図り、生涯寒河江市に住み着く定住人口の増大対策、安心・安全なまちづくりは、県内13市の中でも目をみはる実態であることは、多くの県民の認めるところでありましょう。いかがでしょうか皆さん。

花と緑・せせらぎで彩る寒河江のキャッチフレーズは、寒河江市の大きなまちづくりの潮流となっており、市民の中に広く定着してまいりました。そのあらわれが、市民と企業と行政が一体となったグラウンドワーク活動の、数々の美しいまちづくりにもなっていると思います。それゆえに、今日まで内閣総理大臣賞を初め、数々の受賞の栄に輝いたと思います。それは、ひとえに佐藤市長の指導力、行政と市民との協働があって、初めてまちづくりが功を奏するというひたむきな創造力によるものと判断いたします。

地域の特産でありますさくらんぼにこだわり、農業の活性化、足腰の強い経営基盤の確立のために、周年観光事業に取り組んで、さらに定着化を図って、長年の懸案でありました商業の活性化を図るための駅前再開発整備事業、雇用機会促進のための工業団地造成拡張と企業誘致活動、計画的な住宅団地の造成、高速交通網時代に呼応した道路網の整備と4車線化、あわせましてアクセス道路の整備など、広い分野にわたってまちづくりを進めてまいりました。

また、少子高齢化の進展に伴い、子育て支援対策の充実、保健・福祉・医療の三位一体となる高福祉化社会に向けた取り組みは、厳しい財政事情の中でも、真心を込めた対応がなされてまいりました。

さらに、学校・社会教育面におきましても、幼児教育、学校教育の環境整備はもちろんのこと、生涯学習の支援面におきましても、そして芸術の振興、伝統や歴史、そして自然を後世まで保存、伝えることについても、関係者各位とよくよく話し合いを持ちながら、地道に対応されてまいりました。

連帯感、躍動、集中力を醸成させ、若さを思う存分発揮させ、寒河江市民のパワーを誇示する祭りの開催や国際交流にも力を注ぎ、継続は力なりをモットーに、自然と緑を大切にする全国都市緑化フェア開催後も引き続き、花咲かフェアINさがえの実施、心をいやす歌や演奏会なども実施され、多くの市民と大きな感動を共有しております。

これらのことは、寒河江という個性をよくよく理解され、見通し、それらを生かしていくという度量、

さらに将来に向かったまちづくりと人づくりの先見性と私は見ており、多くの市民も異口同音と思う次第であります。

メーン事業であります駅前整備事業も16年度で完成の運びになります。沼川沿いの遊歩道整備、木の下土地区画整備事業、最上川寒河江緑地整備などなど、ハード面の事業は創造性のある夢が具体化されるものであります。

佐藤市政5期20年にわたる確かな実績は高く評価され、多くの市民の信頼は揺るぎないものになっております。しかしながら、日本の社会、経済事情は、戦後59年を経過した今日、日本民族としての意識の低下、国際社会における日本の立場の優位性、経済大国としての日本経済の減速安定の移行により、地方自治体も物心両面にわたって厳しい環境下に置かれていることは、御案内のとおりであります。

合併も不成就となりました。少子高齢化もますますもって進行し、情報の迅速化、科学技術の進展はさらに加速され、また人間も進化するものと思います。ますますもって市民のニーズは多種多様にわたるものと推測いたします。

「改革なくして成長なし」という言葉も大切な文言と理解いたします。第5次寒河江市振興計画とあわせ、将来を展望した構想、自立、自助、発展のための創造のまちづくりをどのように描いているのか、お聞かせください。

今日まで佐藤市長は、首長としてまちづくりにこだわり、哲学を持って常に対応されてきたと私は見ております。常々感銘している市民の一人でもあります。年末の12月に実施される市長選への出馬の意欲と決意のほどをお伺いいたします。多くの市民は、現市長、佐藤誠六氏の6期目の挑戦を期待していることを申し添えまして、市長の前向きな答弁をお願いし、質問といたします。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

私は、昭和60年1月、多くの市民の信託を受けて以来20年、市民の幸せを願い、寒河江としてあるべき姿を常に問いながら、一施策一事業を大事に、かつ積極的に取り組んでまいりました。特に、ここ数年の間に大きく変貌を遂げたということであります。寒河江の原風景を大切にし、自然景観を守り、それを生かした美しく、品格を備えた気品のあるまちづくりができつつあるかと思うところでございます。そして何よりも、市民の皆さんのより住みよいまちづくりに対する心が変わり、積極的に参加するようになったことであります。

今までの事業を振り返りますと、就任当時はさくらんぼにこだわったまちづくりの具現化に努めました。チェリーランドやチェリークア・パーク、寒河江中央工業団地等の整備であります。

平成14年の第19回全国都市緑化やまがたフェアの開催に結実し、76万人もの多くの方々に感動を与え、 交流の場を大きく広げたものでございます。大成功をおさめることができましたのは、市内のあらゆる層 の皆様からの御協力を得たからであり、市民総参加での取り組みのたまものと衷心から感謝申しあげてお ります。

そして、花咲かフェアINさがえへと引き続き開催することができ、花と緑でまちはいっぱいになっております。第4次振興計画のキャッチフレーズでございました、花と緑・せせらぎで彩る寒河江というものは見事に開花していると思います。

交流が活性化され、改めて本市のよさを市内外に示したことにより、寒河江みずき団地の快調な分譲へ と結びついております。

さらに、市民・企業・行政との協働によるグウランドワークも定着いたしまして、市民みずからの公園 づくりも盛んに行われるようになってきております。

百年の大計とも言われる駅舎を移転しての駅前中心市街地整備事業が、今年度完成する予定となっております。寒河江駅前交流センターやみこし公園もことし3月に完成しております。そして、秋の祭典であります神輿の祭典は22回を迎えようとしております。みこしに参集する若い衆のかけ声がこだまする元気なまち寒河江を象徴しているものと思っております。市民の盛り上げこそがまちづくりの原動力でございます。

折しもことしは市制施行50周年を迎え、11月1日にはその記念式典を実施してまいる予定でございます。しかし、これを契機として、今後50年、100年を考えるとき、今が一番難しい厳しい状況にあるかと思います。

国が進める地方分権や三位一体の改革は、地方自治体に権限や税源の移譲を行い、地方自治体みずからが国への依存から脱却し、責任ある自立が求められ、個性ある地方自治の確立が求められているわけでございます。国及び地方を取り巻く財政は非常に厳しく、従来の行政サービスのあり方では、行政を運営することが困難になってきております。しかし、私はこうした状況を乗り切るため、行財政改革を断行し、健全財政を維持していかなければならないと思っております。

私は、現今の厳しい情勢の中で、市の将来の礎を築くことこそが、私に与えられた責務であると考えております。また私は、寒河江市は少なくとも、ほかより10年先を見て進んできたと思っております。さらなる発展を展望するとき、ここまで来たからには、次の第5次寒河江市振興計画を、これまでの路線を継承した中で樹立し、そして推進しなければなりません。

まちづくりにはロマンが必要でございます。第5次振興計画の根底には、地方新時代に向けた行政の対応が必要でありますし、元気なまち、元気の出る安定した生活のできるまちづくりであります。そしてや

はり、美しいまちづくりを構築するには、景観と芸術、歴史、文化の融合した麗しい気品の漂うまちづくりと、市民みずからの参加による協働のまちづくりであり、健康と安心なまちづくりであろうかと考えております。

私は、このたび多くの市民の方、後援会の皆さんから、この厳しい時代をぜひ乗り越えてほしい、そして夢と希望の持てる市政をぜひ引き続き担ってほしいと強い要請を受けているところでございます。

私は、みずからを市井に学び、いわゆる町中の多くの人から学びとると。そして、夢の配達人、市民へ 夢を運ぶ役割を肝に銘じてきましたが、その責任の重さは人一倍実感しております。

私は、これらのことを踏まえ熟慮した結果、もう一度市長に立候補し、行財政改革を断行し、健全な行財政計画を樹立するとともに、今後10年間の第5次振興計画を策定し、次の世代に引き継ぐのが私の使命と考え、立候補する決意を固めたところでございます。

議員各位の皆様、市民の皆様から格段の御協力を賜りますよう心からお願い申しあげます。 以上です。 佐竹敬一議長 髙橋勝文議員。

髙橋勝文議員 ただいま、市長佐藤誠六氏の方から、6期目の市政を担うと。その意欲のほどをお聞きいたしまして、私、ほっと胸をなでおろしているところでございます。

今後とも厳しい中での市政運営になるものと私は推測いたします。元気のあるまちづくり、そのような答弁もただいま市長の方から受けました。そして、風格とか、品格とか、原風景とかさまざまな言葉が出ました。大変な市政の担当を担うと、本人としては大変だと思っています。そして、その責任の重さを市長もよくよく心得ているように感じました。50年そして100年を見据えたまちづくりに意欲的に、果敢に挑戦する気持ちも理解いたしました。

厳しい市政運営になると思いますけれども、多くの市民が佐藤市長に大きな期待を寄せておりますので、今後とも今までの経験を生かして、さらなる発展を御期待申しあげて、私の質問を終わります。

# 松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号2番、3番、4番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は日本共産党を代表して、また通告内容に関心を持っている市民の声を踏まえて、以下3点について 市長にお伺いいたします。

最初に通告番号2番、移動通信用鉄塔施設整備事業について伺います。この事業については、過去平成14年9月と12月の定例市議会、それに15年6月の定例市議会で幸生、田代両地区の情報通信網の格差是正を図るよう、市の対策を求め、一般質問で取り上げています。

ところで、この移動通信用鉄塔施設整備のための国の補助事業が開始されてから丸3年が経過しました。私は、現在も不感エリアとなっている幸生、田代地区の住民や、来訪者が格差の是正を求めていることに、寒河江市としてどのように対処されるのか、市長に伺ってきました。

これに対して市長は、国庫補助事業として採択される基本的かつ不可欠な条件として、移動通信用鉄塔整備を用いてサービスを行う電気通信事業者の参画が見込めなければ、国庫補助事業として採択されない というものでした。

また、電気通信事業者は、集落の居住人口の増減などを勘案した通話料収入の予測をし、施設整備時の 負担、設置後の維持管理などの費用負担を試算した上で、さらに居住人口が 1,000人以上あれば事業に参 画する可能性があるが、現在の両地区の居住人口から見れば、採択されるのは極めて難しい状況と考えて いると答弁されています。

その後、12月定例市議会では、事業者が新たな第3世代の普及を進めているために、移動通信用鉄塔施設整備事業に投資することが厳しくなる状況にあるが、地方の方々の声を踏まえて、携帯電話の受信障害解消に向けて、規模調書を添え、要望していくと答弁をしています。その後の市議会においても、大変厳しい状況であるが、継続して要望していくと答弁をしています。

また、県総務部総合政策室情報企画課でも、当初は市議会での答弁と同じで、第1条件として、事業者の参画によって、初めて事業採択要件になると言いました。しかし、このままでは事業者の採算ベースや、要件が満たない山間地域では、将来とも携帯電話が使えない状況では、過疎化が一層拡大していくことにつながることから、行政として何らかの対策を検討するように訴えてまいりました。

ところが、平成14年11月に県の担当課では、不感エリアを可能な限り解消できる方策を検討していくことを約束し、具体的には事業者と協議会を設置し、要望されている自治体と意見交換や問題点を集約し、事業者とすり合わせを図りながら事業を推進していくと答えています。また、ことし3月には、中山間地を中心に、幸生、田代地区を含む県内37地区を解消すべき不感エリアに指定しました。国の補助事業を初め、新たな手法でモデル事業なども予定されるなど、移動通信用鉄塔施設整備を促進していく考えを示しております。

さらに、携帯電話の普及とともに新しい機能、サービスが次々と開発、提供される中で、IT・山形推 進懇話会からも、全県のブロードバンド化の推進と移動通信用サービスの不感エリアの解消が提言される など、地域情報格差解消に向けた新たな取り組みも実施されてきています。まさに情報化は日進月歩で進 んでおります。

私は、こうしたこれまでの議会答弁や、行政機関、事業者の取り組みを踏まえて市長に伺いたいと思います。

ことし3月に県の担当課より、移動通信用鉄塔施設整備のための調書を提出する旨の通知があったと聞

いております。そこで伺いますが、電気通信事業者の参画される経緯と調査内容を含め、現時点での進捗状況についてお伺いたします。

また、両地区は、それぞれの沢を中心として集落が広がっていることで、施設整備はどのような手段を 用いて、いつごろまでに供用開始できる見通しなのか市長にお伺いいたします。

次に、通告番号3番、防災対策事業についてお伺いたします。

1976年8月に東京大学理学部の石橋助手(当時)は、静岡県を中心とした東海地域で大規模な地震があす起こっても不思議ではないという東海地震説を発表しました。当時、この地震説の発表は大きな社会問題となり、県や市町村を初め、各家庭においても地震予防対策を急いでとる必要に迫られ、国の支援なども受けながら、東海地震の予知観測体制の強化や、地震対策事業を実施し、人的・物的被害の軽減、さらには災害応急活動の迅速化に努めてきたが、幸いにしてこの説の発表後、大地震が起こることもなく28年が経過していますが、日一日と東海地震の発生が近づいていると考えるべきだというのが地震学者の一致した意見であると静岡県地震防災センターの職員は話しております。

私は、日本共産党市議団とともに、静岡県静岡市で開かれた自治体学校に参加し、防災の先進地である 静岡市の防災のまちづくり講座を受講してきました。これを受けて、寒河江市の災害に対する備えや住民 意識について伺っていきたいと思います。

政府地震調査委員会が山形盆地断層帯で、今後30年以内にマグニチュード 7.8程度の大地震が最大で 7%の確率で発生すると予測しています。県の活断層調査委員会の委員長である山野井山大教授による と、この地震はいつ起きてもおかしくないという意識を持つべきだと言います。ですから、いつ起きても それなりに対応できるように、個人、行政レベルで対策をとることが、被害を未然に防ぐことにつながります。

ところで 6,433人の犠牲を出した阪神・淡路大震災は、日本を襲った未曾有の大災害であったが、この教訓をしっかりと学び、後世に生かしていくのが自主防災組織ではないかと思います。その後阪神大震災を機に、災害の復旧作業に多くの方々がボランティアとして自主的・自発的に参加する意識が強まったこともあり、全国的に自主防災組織が立ち上がっております。その組織率は平成15年4月現在、全世帯の61.3%までカバーされております。

ところが、寒河江市の自主防災組織の組織率といいますと、市内には 197の町会がありますが、現在は2 6町会で組織され、世帯数の割合でも13.2%と全国平均を大きく下回っております。

そこで、自主防災組織の現状と活動について伺います。

災害対策基本法第7条2項では、住民の責務として、住民はみずから災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するように努めなければならないと示しております。また、行政は自主防災組織などの育成と指導に努めることを明示しています。

阪神・淡路の教訓では、自力脱出困難者のうち、実に77%を近隣住民が救助しています。この体験で実証されたように、救助を待つよりも、住民の力で救出することで、被災者を減らすことにつながったと言います。そのために、災害に備え、被害を最小限にとどめるためにも、地域に自主防災組織を組織していくことが大切と考えます。寒河江市として、自主防災組織の育成をどのように検討されているのか、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、地震災害発生直後の対応などを考えるときに、人口が減少している集落を含め、日中は高齢者や 女性が留守宅を預かるという家庭がほとんどであります。こうした時間帯に地震災害が発生した場合、自 主防災組織が未組織では、だれがリーダーとなって有事に対応されるかなど多くの問題を抱えておりま す。

そこで、現在組織を立ち上げている地域での平常時の活動の指導やリーダーの養成、訓練などを初め、 高齢者や女性を対象に、地震を初め不測の事態に遭遇した場合の研修や訓練などを実施して、地域防災力 の強化に努めていくべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、市の災害救助対策マニュアルの整備について伺います。

本市の高齢化率は平成16年4月現在、24%と高く、また高齢者のひとり暮らしも、平成2年の国勢調査では191世帯であったものが、ことし4月1日現在、494世帯と約2.6倍、高齢者だけの世帯も2.7倍にふえております。災害が発生したときに、障害者、ひとり暮らしの高齢者、病人などの災害弱者が犠牲とならないように、予防対策や救助マニュアルの整備を急ぐべきです。

そこで伺いますが、住宅の耐震補強をしたくてもできない人、また家具の固定や通路の確保をしたくて も、体力、資金的に困難な方への具体的な予防対策を検討すべきと思いますが、市長の見解を伺いたいと 思います。

次に、高齢者や障害者は特に災害に対する対応力が低いために、災害時には高齢者が災害犠牲者となることが多くなってきております。市の防災計画にも、災害弱者の安全確保のための対策が示されていますが、具体化に向けてどのように行動して安全を確保していくのか明示されておりません。具体的な行動計画を作成し、地域の民生委員や町会などの協力をもとに、迅速に避難誘導できるマニュアルの整備を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、公共施設の耐震化対策と推進計画について伺います。

公共施設の耐震化対策については、昨年9月に同僚の遠藤聖作議員が取り上げております。市長は、耐震上考慮しなければならない施設として、建築基準法に基づく旧基準の昭和56年5月31日以前に建設された15施設と、避難施設として指定されている学校体育館や保育所などがあるとしています。また、特定建築物について、法では耐震診断、耐震改修に努めることと明示されているが、義務化ではない。また、避難所施設についても、義務規定がないとしながらも、財政状況を見ながら、2次診断へと進めていきたいと答弁をしておられます。

施設管理者として、施設利用者の安全確保、滞在者の安全確保は最優先にすべき課題でもあります。阪神・淡路大震災やさきの宮城県北部地震では、避難所として指定されていた小学校や役場などの損壊もあったことで、既存の建物の耐震化の強化が大きな教訓となったはずです。

災害時には、市庁舎は復旧活動の中核として、市立病院は患者はもとより、被災者の治療の拠点となるところであります。さらに、学校、保育所施設は、子供たちの安全確保や、避難所として重要な役割を担うことになります。そのためにも、耐震診断で要改修と診断されても放置しないことが原則であります。また、耐震診断自体を受けていない建物について、基本計画を立てて耐震化対策を進めていくべきと考えます。

そこで伺いますが、それぞれの公共施設の耐震化対策をいつまで、どれだけの対策をやるのか、計画を 伺いたいと思います。

次に、通告番号4番、やまがたこだわり安心米の推進についてお伺いいたします。

さきに国は米政策改革大綱を決定し、今年度からその改革がスタートしています。当面は、国・県及び市町村を通して生産数量の配分が行われます。しかし16年度産米については、1等米比率と10アール当たりの収量、それに大規模経営を行っている農業者の比率をもとに、市町村の生産数量を増減する方式をとることになりました。これにより、1等米の持つ意味が、単なる米の単価ではなく、地域における配分数量そのものにはね返ることから、地域農業へもたらす影響は大きくなってきます。

このことからも、市全体で1等米の比率を向上させるための努力が必要になってきます。そのため、格下げの要因となる比率を減少させること、特に現在増加しているカメムシ被害による斑点米を減らすことが、これからの米生産農家にとって最も重要な課題ではないでしょうか。

ことしも8月4日にカメムシ注意報が5年連続で出され、その被害が心配されています。ここ数年の被害は増加傾向にあり、15年度は2等米以下要因別比率で、斑点米は6.3%にまでなってきております。

カメムシ被害防止については、毎年航空防除協議会を初め、地域の水稲部会や個人で、水田のあぜや休耕田、地域によっては道路ののり面まで徹底して防除に当たっていますが、なかなか思うような効果が上がっていないのが実情です。その理由は、カメムシの温床となる休耕田の増加と、高速道路、河川、線路、道路などののり面の雑草が伸びていることが一つの原因にもなっております

被害防止を図る上で、休耕田、のり面の草刈りなどについて、適正な管理をしていくことが何よりも対策の基本と考えております。この対策については、国土交通省を初め、6機関に協力の要請を行っていますが、被害防止対策に各機関は全く手つかずの状況であります。

やまがたこだわり安心米の品質向上のために、米生産者は根本的な対策を求めています。これらの対策について市長の見解を伺って、第1問といたします。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、移動通信用鉄塔施设整備事業でございます。

この事業は、御案内のように携帯電話の使用量が少ないと見込まれる中山間部などの地域において採算がとれないことを理由に、移動通信用鉄塔施設の整備が進められていないことから、地域間の情報通信格差の是正を図るために、市町村がこれらの地域に移動通信用鉄塔を整備する場合、国・県がその設置経費の一部を補助するというものでありますが、事業実施には電気通信事業者の参画が不可欠であり、事業者の費用負担も伴うことから、これまで以上に厳しい状況であると申しあげてきたところでございます。

この事業実施に向けた取り組みでありますが、昨年6月の議会において申しあげましたとおり、県の事業 実施希望調査を受け、平成15年3月に、平成16年度移動通信用鉄塔施設整備事業実施希望調書を提出しまし たが、その後、県から参画希望の電気通信事業者がない旨連絡があり、平成16年度の事業実施は断念せざる を得ないこととなりました。

平成16年度に入り、県から17年度事業実施の希望調査がありましたので、平成17年度事業実施希望調書を提出し、再度要望していたところでございます。その後、県から株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社が参画する意思がある旨の通知があり、現在、事業実施に向けて県及び幹事会社であるKDDI株式会社と協議している段階であります。

今後、電気通信事業者2社の作業計画に基づき事前準備することになりますが、今年度においては、降雪前に鉄塔建設用地の選定のための電界強度測定を幸生、田代両地区において実施すると聞いております。

6月29日には、市に対し、幸生区、田代区から移動通信用鉄塔施設整備に関する要望書も提出されております。市といたしましては、事業主体として、事業の円滑な推進に努力してまいりたいと考えております。したがって、計画どおりに事業が進めば、幸生、田代両地区とも平成17年度中には供用開始されるのではないかと思っております。

次に、防災対策事業についての御質問にお答えいたします。

まず初めに、自主防災組織の現状と活動について申しあげます。

自主防災につきましては、従来、町内会などの地域組織が火災や風水害に対処するための地域の自主的な相互扶助のシステムとして大きな役割を果たしてきておりますが、昭和53年の宮城中地震発生や、昭和51年の東海地震説の発表を契機に、少しずつ自主防災組織の結成が進んでまいりました。そして、平成7年1月の阪神・淡路大震災の後、同年12月に災害対策基本法が改正され、法的にもきちんと位置づけられたことは御案内かと思います。

地震等の災害発生時には、その災害が大きければ大きいほど、消防を初めとする防災関係機関自体が被害を受けたり、道路や橋梁などの公共施設が被害を受け、災害活動に支障を来す場合が出てくると思います。また、発生直後は情報も混乱し、消防機関でも適切な対応ができない場合もあると考えられます。こうした防災関係機関の活動能力が十分発揮できない場合、地域住民が相互に助け合い、避難や人命救助、初期消火等に努めることが極めて重要であり、それが被害の軽減に大きく貢献するものと認識しております。

本市の自主防災組織の設置についてでございますが、本市ではその結成を促進するため、昭和63年に寒河 江市自主防災組織整備推進要綱を定めておりまして、また昨年度に見直し策定した寒河江市地域防災計画の 中でも、風水害対策編及び震災対策編において、地域住民、事業所などによる自主防災組織の育成指導に努 めることとしているところでございます。

昭和63年以来、防災機材の整備に対する補助を行いながら、順次組織化を推進してまいりましたが、現

在、20の自主防災会が組織され活動しております。組織化に当たっては、一つは地すべり等災害危険区域、 二つには消防水利や道路事情等により、消防活動等の困難な地域などに重点を置き、効果的な活動ができる よう地域の実情に合った規模で、一体性を有する地域を単位として推進することとしております。本年度に おきましても、1団体の組織化を計画しており、今後とも組織率の向上に努めてまいりたいと思っておりま す。

次に、地域防災力の強化についての御質問がございましたが、地域防災というのは、コミュニティー活動の最も基本的な問題でありまして、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ち、住民が連携し、行動することが大切だと思っております。そのために組織するのが自主防災組織であり、新規組織化の推進とあわせ、現在ある組織が効果的な活動を行うべく支援していく必要があると考えております。

そのため、消防団や消防本部等との連携・協力体制を一層強化いたしまして、関係団体の協力をいただきながら、各組織ごとの防災訓練等を実施するとともに、災害弱者と言われる高齢者や障害者等に対する避難誘導、それから救助活動についても的確に行えるよう、地域連帯意識の高揚に努めてまいりたいと思っております。

次に、救助対策マニュアルのことで御質問がありました。

高齢者など災害弱者と言われる方々は、体力的に弱く機敏な対応ができないことから、ほかの援助が必要でございます。そのため、ふだんからその実態を把握して、連絡体制を整備しておくとともに、有事の際の避難誘導等が適切に行われる必要があろうかと思います。これらにつきましては、市の地域防災計画に示しているとおりでございます。

避難誘導など災害初期の具体的行動の中心になるのは、近隣の住民や町会などの地域組織と考えられますが、高齢者等災害弱者の実態につきましては、民生児童委員のほか、近隣においても把握していると思いますので、自主防災活動の中で適切な対応の訓練等が行われるよう指導してまいりたいと考えております。

それから、家具の固定など住宅の安全対策につきましては、基本的には各人で対応すべきものと考えておりますが、地域ボランティア等の支援もできるのではないかと考えております。

また、災害弱者に対しましても、さきに配布しております防災ハンドブック、ことし3月に全世帯に配布 しておりますが、その再確認などによりまして、みずからの緊急対応能力の向上を啓発してまいりたいと思 っております。

次に、公共施設の耐震対策とその推進計画についてのお尋ねがございました。

万が一地震などによりまして災害が発生した場合には、学校を初めとした公共施設は避難所となり、また 復旧活動の拠点となります。このことから、公共施設の耐震化につきましては、十分考慮していかなければ ならないものと認識しております。

本市には多くの公共施設がありますが、その中で特に耐震化を考慮すべき施設は、耐震化基準が大幅に強化された昭和56年の建築基準法、同法施行令の改正以前に建築されたものが挙げられます。御案内のとおりでございます。これらの施設は、経過措置により新基準の適用が除外されておりますが、そのうち 1,000平方メートル以上かつ 3 階建て以上の建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律で特定建築物として指定され、耐震改修を行うよう努めなければならないとされております。いわゆる努力義務とされているものでございます。

本市における特定建築物の数は、小中学校の校舎や市庁舎など全部で15棟となっております。また、特定 建築物にはなっていないものの、市の防災計画によって避難所として指定されている施設のうち、旧基準で 建築された施設は、学校の体育館や公民館、保育所など17棟ございます。今申しあげました特定建築物と避 難所を合わせた32棟が、耐震化について特に考慮すべき施設になろうかと思っております。

この耐震化につきましては、本市では学校を優先して進めることとしております。子供たちの安全確保を

図るとともに、避難所としても重要な役割を担う学校を優先しようとするものでございます。このことは、昨年9月議会においても答弁しております。

このような考えのもと、学校については、昨年度と今年度の2カ年にわたって耐震化優先度調査を実施しております。今年度中にその結果が出る見込みでありますが、それによって必要となれば、耐震化診断へと進むことになるかと思っております。

また、学校以外の施設につきましては、学校の耐震化が終了してからと考えております。

次に、米の品質低下に対してのカメムシの防除対策についてのお尋ねにお答え申しあげます。

御案内のように、カメムシは稲の出穂期に畦畔とか農道などから水田に侵入いたしまして、穂に害を与え、米の等級格下げの要因となる斑点米を引き起こす害虫で、そういうことから斑点米カメムシとも呼ばれ、近年その被害は本県を初め、全国的に増加傾向にございます。本市においても、ここ数年被害が目立ってきております。過去4年間は2等米以下の等級格下げ要因の中でカメムシ被害が第1位となっております。

このため、県や市町村、JAなど総合支庁単位の関係団体で組織するやまがたこだわり安心米推進運動村 山地域実践本部では、カメムシ防除を重点対策の一つに掲げまして、関係機関、団体と連携をとりながら、 地域が一体となった組織的かつ効果的な防除対策の取り組みを推進しているところでございます。

現在のところ、カメムシの防除対策としましては、カメムシの発生源である農道、それから畦畔などの草 刈りの徹底により生息場所をなくすことや、農薬散布による一斉防除が効果的とされており、推進運動本部 では数回にわたる生息調査を実施し、稲作だよりなどで情報を随時提供しながら、一斉草刈りウイークの設 定や、地域ぐるみの防除の呼びかけなどを実施しております。

さらに、生息調査によれば、航空防除の対象から除かれている雑草地や牧草などの転作田において発生数が多い事例が見られることから、JA水稲部会では、支所単位に道路ののり面や雑草地などのカメムシ多発 箇所において、独自に一斉防除を実施しておりますが、今後とも地域を挙げて、それらの生息場所の草刈り や防除の徹底を図ることが重要であると考えております。

また、カメムシの生息場所の一つと見られる道路や線路ののり面、そして河川堤防などについても、関係機関に対して、毎年カメムシの発生状況に合わせまして、カメムシをふやさないために、7月25日までの期間を限定した草刈りの実施、それから7月25日から8月末まではカメムシを水田に追い込まないための草刈りの中断と、そういう雑草管理についての協力要請を行っております。

本市といたしましては、引き続き普及センターやJAなどとの連携を密にしながら、農家にカメムシ防除に対する意識を高めてもらい、JAや水稲部会などを中心として、地域ぐるみの一斉草刈りや防除などの取り組みを継続して進めていくよう指導していかなければならないものと考えております。

また、道路等を管理する関係機関に対しましても、今後とも雑草管理の徹底を強く要請していきたいと考えております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 答弁、どうもありがとうございました。2問目に入らせていただきます。

移動通信用鉄塔整備については、市長も前向きに大分検討されて、いろんな形で要望されているような話も聞いております。ぜひ17年度に向けて実施するよう、御努力をさらにお願いしたいと思っております。

それから、防災対策についてです。

9月1日が防災の日でありますけれども、昨今の災害の状況を見ますと、台風16号で死亡者や負傷者2百何名か出しております。あと、1日には福島沖を中心にした地震が日中に発生しております。そして、その夜間には浅間山の大爆発なども起きて、防災に対する認識をもう少し強めていかなければならないのではないかと私は思っております。市長も1日にこういうことが起こったということで、非常に認識していると思うんですけれども、実態として防災意識がなかなかわいてこないということで、行政も含めて、何らかの対策をとらないといけないのではないかと思っております。

特に自主防災組織については、阪神大震災を受けて非常に組織率が高まっておりますけれども、阪神大震災という言葉だけが、何となくまくら言葉で通り過ぎていくような不安を感じているところなんです。ですから、このところをもう少し行政が積極的に前に出て、住民にいろんな仕掛けをしていくことが必要ではないかと思います。

特に寒河江市の実態を見ますと、随分組織力は低下しております。その要因は、いろいろ分析はあると思いますけれども、寒河江市は特に自衛消防団の活動が盛んでありますので、それに頼るという意識が住民の中でも強いのではないかと思います。しかし、消防団とは違って、地域でリーダーとなって組織をしていかなければ、住民の救済にはつながらないのではないかと思います。

そのために一つ提案したいのですけれども、自主防災組織を地域に、各地区ごとでもいいですけれども、 モデル地区を設定して組織化して、それが一つの活動力になるような方向性をつくってもらいたいと思うんですけれども、この辺について市長の見解を伺いたいと思います。

特に中心部で自主防災組織に対する意識がどうしても薄いという感じはします。中心以外の地域では、水 害や土砂災害など非常に大きな経験をしていることから、自主防災については大分意識は持っております。 ただ、中心部でこうした活動が低いというのは、災害が少ないことが一つの要因となっていると思います。

ですから、特に思うのは、駅前開発も進んでおりまして、パオの駐車場なども防災の拠点活動として整備した経過もあるんですけれども、そういう意味では、その辺が全く利用されていない。ですから、ああいうところを基準にして、パオの施設の中に入っている業者とか、公共施設も入っておりますので、共同で防災組織をつくり上げていくことも必要なのではないかと思いますけれども、この辺についても検討をお願いしたいと思います。

あと、リーダー養成とか、訓練についていろいろありました。一般的な避難訓練とかは、実際どこでもやっていると思うんですけれども、組織の中からある程度リーダーとして、核になってくれる人を育てていかないと、いざというときの対応がなかなか思うようにできないのではないかと心配しております。

先日、日曜日に私の地区で、心肺蘇生法の講習がありました。そのときの参加者を見ると、大体 6 割の家庭からそれぞれ、お母さん方からあるいは中年の方、老人の方、いろいろな形で出てきて、その講習に参加しておりました。自分のうちで万が一高齢者やだれかが急病になった場合の対処方法に真剣に取り組むという意識がすごく高いなと思って感心しました。私も平成 8 年に心肺蘇生法の講習を 1 回受けましたけれども、日ごろ訓練をしていないものだから、実際に当日行ってみて、どこからどうやればということは忘れて

しまうんですね。ですから、きちっとリーダーを設けて、この辺の対応をしてもらいたいと思います。

静岡市の状況を見ると、必ずその町会からリーダーを出して、毎年講習をやっているんです。そして、リーダーとなる方が市内で 2,300人を超えているという数字を見てびっくりしたんですけれども、そのぐらい一生懸命努力しているところもあるんですから、リーダー講習も含めて、積極的に活動を支援していただくようにお願いしたいと思います。

それから、災害弱者宅の、特に住宅の補強とか、あるいはたんすなどの固定化について伺いました。これ も市長は個人的に対応すべきだということでありますけれども、こうした方々はなかなか個人でやれないか らこういう質問をしているのであって、これらの対応もやれるところは、率直に前向きに検討していただき たいと思います。

住宅の耐震化については、一軒家なら一軒家を全部やろうというわけではなくて、居住していて一番利用度の多いところだけ補強するとか、そういう対策も、今後必要になってくると思います。補助事業で住宅の耐震化とか、補強工事のための補助などを出している自治体もありますけれども、実際に住宅を改修する、耐震化するというのは非常に費用がかかるために利用者がいないのが実態であります。ですから、こうした制度を設けるときには、住宅の中で利用度の多い箇所だけを限定しても、部分的に対策をとる必要があるのではないかと私は思います。この辺についても前向きに検討していただきたいと思います。

それから、家具の固定化については、先般、NHKの番組を見ておりましたら、静岡県の袋井市では、家具を固定するために事業を立ち上げているんです。弱者ばかりではなくて、一般家庭にも普及させてやっているんですけれども、どういうことかというと、1戸当たり6個の固定化をするのに大体3万円ぐらいの費用がかかるんだそうです。これを、大工さんを登録制度にして、3万円の6分の1を住民に負担してもらうような制度を立ち上げております。こういうことをすれば、非常に関心を持つので、固定化に積極的に前向きに進んでいる状況があります。袋井市では、去年からこの制度を立ち上げているんですけれども、今既に500世帯がこの補助事業をやって、固定化を進めております。これからまだまだふえていくというような様子をテレビでやっておりましたけれども、こうした新たな取り組みを見習って、この辺も検討してもらうようにお願いしたいと思っております。

それから、避難誘導の行動計画については具体的な内容が示されていなくて、自主防災組織などについて積極的にこういうものを展開していくという話でありましたけれども、行動計画も具体的に未端まで話が行っていないような状況と私は感じております。特に市は膨大な金をかけて防災計画をつくっておりますけれども、未端には具体的にどういう内容で計画が進められているのか、それすら出ていない。寒河江市として防災マップを今年度4月に発行しておりますけれども、なかなか意識が強まらないというのが今の現状です。ですから、さっき話がありましたけれども、訓練などを重ねた上で、避難誘導の行動計画を住民の中から提起できるような制度に持っていってもらいたいと思うんですけれども、この辺についても市長の考え方を、改めていただきたいと思っております。

それから、消防本部の地図情報システムの中に、高齢者の居場所をシステム化している自治体もあります。これまでやる必要はないと思いますけれども、こういうことも一つの参考にしていただきたいと思っております。ぜひ行動情で対策はまで浸透するような方策を検討していただきたいと思います。

それから、公共施設の耐震化については、なかなか思うように進んでいないのが寒河江市の実態だと私は思っております。市長は今、学校の耐震化が終了してから、その他の施設の耐震化対策をとっていくと答弁なされましたけれども、これはかなり長期計画になるわけですから、具体的に公共施設の耐震化の基本計画を立てて実施しないと、どんどん後回しになっていくのではという心配を私はしております。計画を立てて

も、やらなければそれまでだと言いますけれども、実際にすべての耐震化対策の具体的な計画を立てている 自治体も多くあります。ですから、基本となるところをもっと積極的に検討すべきだと思っております。

今の現状を見てみますと、学校の耐震化の優先度調査はやっておりますけれども、それ以降耐震化をどの 時点でどういう形で進めているのか、具体的な内容がほとんどないんです。

昨年7月に、県の教育委員会から学校の耐震化についての説明があったとお聞きしております。その中でも、緊急対策として耐震化推進計画を立てなさいという説明がなされているんですけれども、寒河江市ではそれすら実施していないわけですから、この辺も含めて、ぜひ基本計画を立てるようお願いしたいと思います。この辺について、改めて市長の見解をお聞きしたいと思います。

それから、カメムシ対策です。

国の減反政策が始まってから34年になりました。この間、減反は1割程度から4割程度まで拡大しています。現状を見ますと、耕作放棄地のある農家数は、2000年の農林業センサスの結果報告では、平成7年度の調査ですと3,762の農家でしたけれども、平成12年度には倍近くの6,874の農家が耕作放棄地を持っている状況になっております。面積なども、平成7年度から平成12年度までの間に数字的には倍になっております。こういう一つの要因もあって、カメムシが繁殖しているような状況もあります。

農家自身の問題で解決できるところは、農家自身、積極的に今防除をやっております。しかし、全体を改めて見ますと、皆さんもわかっているとおり、公共用地が荒廃している状況があります。実際、安心・安全のこだわり米の推進本部から、毎年各機関に要請書を出されていますけれども、全く手つかずの状態なんですね。市長も形としては毎年やっているようですけれども、要請書が全くない状況です。ですから、これをもう少し実施してもらうような方向づけをきちっと市長から、各機関へ要望していただきたいと思っております。

今、農家はのり面だの、あるいはあぜだのを積極的に、農協あたりから支給してもらって防除をやっておりますけれども、農家もなかなか手不足で手が回らない状況になっております。農家自身のいろいろな不満などを聞いておりますと、「公共用地の周辺からカメムシが発生しているのがわかっていて、なぜ対策をとってくれないのか。この辺をもう少し要請してくれ」という話が出ているんです。

国道沿いなんかを見てみますと、大体9月末から10月あたりに草刈りをやっているんです。だれのためにやっているのかちょっとわからないんですけれども、それを6月末あたり、7月初旬にもってきてもらうような方策を検討してもらわないと、カメムシの被害は減少しないのではないかと思っております。

寒河江市として、フラワーロードなんかは定期的に年2回ほど草刈りをしてもらうように国土交通省あたりに要請を出して、それなりに対応してもらっております。ですから、被害を受けている農家に対しても、こういう政策、のり面の草刈りなどは徹底してやってもらうように、さらに要望していただくようにお願いしたいと思いますけれども、この辺について市長の見解を改めてお伺いしたいと思います。

第2問を終わります。

佐藤誠六市長 災害はいつ来るかわからないということもございますし、私のところには来ないのではないかという気持ちもあるかと思いますけれども、予想していないところに出てくるのが災害でございます。そういうことで、まず災害の初動対策、あるいは予防となりますれば、自助、共助、公助が大切かなと思っております。特に初期対策なんていうのは、自分のところは自分で都合していく、あるいは予防しておくことが必要だろうと思いますし、そしてまた隣近所がお互いに連携しながら、初動活動の中で助け合うことが必要であろうと思いますし、また公的には、全般的に眺め渡しまして、指導、助言、あるいは対策を強化していかなくてはならないと思っております。

組織力が低くて、消防団に頼り過ぎているのではないかという話もございました。ですから、モデル地区などという話でございますけれども、何にしましても、今言ったように自助あるいは共助ということを考え合わせれば、自分たちの地域は自分たちでやるという気持ちが芽生えないと、行政の方からどうのこうのと言っても、育たないのが現状なのかなと思っております。強制的にならなくても、自主的に芽生えるような地域の意識を醸成していくことが必要だろうと。そういう中で、行政と一体となってモデル地区なり、あるいは自主防災組織の数をふやしていくことが必要ではないかと思っております。

それから、リーダーの養成という話もございました。これもまた、リーダーをつくるということになりますと、だれがなるとか、だれが任命するとか、どなたがいいとか、それから消防団とか、あるいは現在ある地区後援会との関係とか、そういういろいろな絡みが出てくると思いますので、十分検討していかなければならないと思っております。リーダーというのも、自主防災組織の中に位置づけられるのが最も妥当かどうかということも検討しなくてはならないし、心肺活動一つとりましても、必要だということもわからないわけではございませんけれども、ではだれが、どこで、いつやるかということがこれからの課題かなと思っております。

それから、家具の固定化の話が出てきましたけれども、ハンドブックが各家庭にありますから、これをただ押し入れの中に入れておかないで、十分見て、自分のうちでは地震が来たとき、あるいは火事が起きたとき、まず何を最初にやるべきかとか、自分で大切なことは何かということを自分自身で判断して、それに対する対応を考えておく必要があるのではないかと思っております。静岡県の補助事業等もあるようでございますけれども、研究課題とさせてもらいたいと。

いずれにしましても、せっかくマップを配布しているわけでございますから、それらを十分熟読して、緊急の場合に、初動の活動で動けるように、身につけたものとしていかなければならないと思っております。 うろうろして何も手につかないのが現状というわけではなくて、まず自分の体が動く、あるいは隣近所とのつながりを持つことで、被害を小規模に食いとめることが必要になろうかなと思っております。

それから、学校の優先度調査でございますけれども、優先度調査をやっているのは、県内でも非常に少なく、寒河江はやっている方でございまして、これはまず御認識いただきたいと思っております。優先度調査が終わりますと、今度は次の診断に入っていきますから、十分結果を見ながら判断したいと思っております。

それから、カメムシの関係でございますが、こだわりの推進委員会などから、あるいはJAの方からも、6団体等々につきまして、時期を示して除草に徹底していただきたいと。時期がおくれましたり、あるいは外れますと、かえって水稲の被害を大きくするということでございますので、その辺を十分意識して、時期を示して協力方をお願いしておりますから、これまで以上にそういう趣旨を徹底して、のり面とか、あるい

は道路の草刈り、除草をしてくださるように、これからもより一層徹底してお願いを申しあげていきたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員、簡潔にお願いします。

松田 孝議員 自主防災組織については、本人の自助努力も必要なんですけれども、何らかの仕掛けをしていかないと、なかなか実態として進まないのが現状だと思います。今後、自主防災組織の向上を図るために、いろいろ研究していただきたいと思いますので、ぜひこの辺を再検討していただきたいと思います。

そして、家具の固定化などについては自分でということなんですけれども、できない人のためにどうやるかということも弱者対策の一つだと思います。福祉関係などの事業を見ますと、いろいろ事業がありますけれども、特に高齢者の生活用具、用品の補助事業なども寒河江市として立ち上げております。ただ、こうした事業がほとんど利活用されていない実態ですから、こういうのを各地域の民生委員とかいろいろな方に話をして、もう少し利用拡大して、弱者救済に充てる施策を展開すべきだと思いますけれども、この辺について市長はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

耐震化対策について、寒河江市としては、学校だけは大分前向きに進んでいるような状況ですけれども、 学校以外の施設は全く手のつかない状況です。実際、保育所なんかは一番古いのが昭和46年建設で、一番新 しいのでも昭和55年です。ほとんど旧基準の、以前の建物であります。ですから、こうした施設を今後どの ようにしていくのか、それぞれの基本計画を、各課で実施するような方向性をつくっていただきたいと思い ますけれども、この辺について市長はどのように考えているのかお伺いして、第3問を終わります。

佐藤誠六市長 地震対策とか防災対策で、弱者、お年寄りだけでいらっしゃるところとか、あるいは体の不自由な方のいらっしゃるところだろうと思っておりますけれども、これらについては総合的に、地域なり、あるいは民生児童委員なり、消防等、警察なりと十分連携を図っていかなくてはならない問題と思っております。また、プライバシーの問題もございますので、その辺のことにも十分留意しながら対応するという考え方で進まなくてはならないかなと思っております。

それから、公共施設の優先度調査でございますけれども、先ほど申しあげましたように、寒河江はやっている方の数少ない一市町村でございますが、学校以外につきましては、まだまだ手が回らないのが実態でございます。まずは学校ということで考えておりますので、この辺の御理解はちょうだいしたいと思っております。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時25分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 鈴木賢也議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号5番について、9番鈴木賢也議員。

[9番 鈴木賢也議員 登壇]

鈴木賢也議員 こんにちは。

緑政会の一員といたしまして、通告番号5番について質問いたします。

平成14年に開催された第19回全国都市緑化やまがたフェアを引き継いだ、2回目の花咲かフェアINさがえが、「窓辺に花を、みんなでつくる生き活き空間」を演出テーマに、6月12日から30日までの19日間、最上川ふるさと総合公園で開催されました。

フェア開催に当たり、多くの市民の方々が支えてくださいました。市内、花咲かフェア会場に通じる道路沿いの植樹桝には、沿線の商店街の皆さんが花を植栽し、水やりや除草作業など維持管理に当たられました。私の住んでいる柴橋地区でも、天童寒河江線の陵南中学校から国道 287号まで延長 3.6キロメートルの区間、市衛生組合連合会柴橋支部の方々が暑い日差しの中、草刈りを実施してくださいました。

また、会場内は多くのボランティアの皆さんの協力で、花、緑の管理もすばらしく、今までにない趣向を凝らした、色とりどりの花に彩られた作品展示が生き生きとした美しさを増し、入場者に満足と温かい印象を与えたと思います。

その結果、大型バスが連日来場し、会場は多くの県内外からの団体客でにぎわい、昨年の入場者を大きく上回る22万 4,000人の盛況に結びついたものと思います。また、フィナーレの行事においては、数々の感動を味わうことができ、関係各位の御努力と御協力に敬意と感謝を申しあげる次第であります。

このように、すばらしい感動の花咲かフェアINさがえの開催でありましたが、財政面などでいろいろな意見もあったことは確かであります。

山形新聞のやまなみの欄に花咲かフェアの記事が載っておりました。記事の内容は、「寒河江市の花咲かフェアINさがえが始まった。開会式典で佐藤市長は、『少ない予算でよくここまできれいになった。市民の協力のおかげ』と語っております。一方、物理的には何も残らない催し、厳しい財政下で開催することに意義があるのかという指摘もある。ほかに金が必要な場所もあるはずだと、だが、子供から大人までの市民の協力で、次第に一面が花畑となっていく姿は、そうした中で寒河江を愛する心がはぐくまれ、市の発展の力となっていくのだと思われ、それをむだ金と言ってしまっては、不況下の市民の心はますます萎縮しないか」という記事でありました。私も同感であります。このような時代だからこそ、花と緑・せせらぎのまち寒河江のシンボルイベントとして、必要であると思っているところであります。

そこで伺います。花咲かフェアINさがえの開催による経済効果について。二つ、花咲かフェアINさがえを今後観光振興にどのように結び付けていくのか。三、花咲かフェアINさがえの今後の継続について。以上、3点について市長の御所見をお伺いし、第1問といたします。

[佐藤誠六市長 登壇]

佐藤誠六市長 花咲かフェアINさがえについてお答え申しあげます。

今、3点ほど質問がございましたけれども、これにお答えする前に、今年度の花咲かフェアINさがえがどのような結果に終わったかという総括といいますか、総ざらいしてみて、そのことから経済効果とか、今後の観光振興とかに話を持っていきたいと思っております。

ポスト緑化フェアとして開催しました花咲かフェアINさがえでございますけれども、御案内のように、ことしが2回目の開催となり、昨年を上回る盛り上がりを見せまして、花と緑・せせらぎで彩るまちを全国に向け、大いにアピールすることができました。

開催テーマである花と緑に囲まれた潤いのある暮らしを目指し、「窓辺に花を、みんなでつくる生き活き空間」を演出テーマに、6月12日から6月30日までの19日間にわたり、最上川ふるさと総合公園を会場に開催した花咲かフェアINさがえでございます。

その特徴は、市内外から多くの幼稚園、小中学校、各種文化・花緑団体、さがえ花咲か緑育て隊、そして個人、団体ボランティアの方々により、会場づくりの段階から、イベントの実施、会場運営、花・緑管理などなどまで、約 4,000人もの方々の御協力をいただき、手づくりによる市・県民参加型本市のシンボルイベントとして着実に定着し、昨年のフェア入場者15万2,000人をはるかに上回る22万4,000人もの皆さんに御来場いただき、多くの交流と感動をもたらし、大盛況のうちに幕を閉じたわけでございます。

特にことしのフェアでは、住民参加による展示装飾の手法や、展望とマッチした休憩施設の提供、親子連れでも楽しめる娯楽性の向上など、寒河江の独自性が表現できたフェアであったものと思っております。同時に、開催目的であった緑化意識のさらなる高揚、世代を越えた多くの市民参加による活力ある地域社会の創造、花・緑産業、観光産業と連携し、寒河江の魅力を県内外に発信するという当初の目的は、十分に果たすことができたものと考えております。

花咲かフェアINさがえにつきましては、御案内のとおり、マスコミを初め、関係各方面から絶賛する評価をいただいております。これも長年にわたる花と緑・せせらぎで彩るまちの実現に向け、取り組んできた施策の展開が実を結び、開花したものと思っております。

フェア会場に通じる道路は、美しく心を和ませてくれるフラワーロード、市街地に入ると、花のまちづくりで植栽した植樹ますが道行く人を優しく見守ってくれているような、洗練された安らぎの都市空間を演出してくださっております。国道 287号からの来場者も多くなりました。今、議員がおっしゃいましたとおり、寒河江市衛生組合連合会柴橋支部の方々の花壇、沿道などの除草を初め、多くのボランティア団体による会場内外の除草、ごみ拾いなど、会期前、会期中にかかわらず、多くの住民参加による花と緑のまちづくりが認められ、評価されたものと思っております。

それから、アンケートを実施しましたので、その結果を申しあげたいと思います。

最初に来場回数についてでございますが、2回以上が、昨年の40%から、ことしは50%を超えておりまして、多くのリピーターが何回も会場を訪れており、魅力のある会場として、来場者から高い評価を得ることができたものと思っております。

それから、来場者の居住地についてでございますけれども、県内からが69%、県外が31%と、昨年の県外からの来場者21%を大きく上回る結果となっております。それから、入場者数が前年度比47%と大幅に増加した中で、県外来場者が大きく伸びたということは、花咲かフェアINさがえが全国的にも評価され、定着してきたあらわれであると思っております。これまで寒河江市周年観光農業推進協議会と一体となって首都圏キャンペーンなどを実施し、旅行エージェントへの積極的な売り込み戦術を展

開してきたことが、実を結んできたものと思っております。

次に、団体入場申し込み数でございます。バス台数で 666台、乗客数で2万 6,000人でありました。このほかにも、フリーで入場された団体入場者もあったようでございますが、昨年に比較して、それぞれ6 0%強の大幅な伸びとなりました。この数値は、一昨年のやまがた花咲かフェア '02の入場台数 887台に迫る勢いでございまして、ここにおいても花咲かフェアINさがえの定着が裏づけられる結果となっております。

それから、会場の印象についてでございますが、「とてもよい」と「よい」が93%を超えております。 昨年の83%を上回る好結果を出しております。ことしは特に市制施行50周年を記念した取り組みとして、 ハンギングバスケット、スタンディングバスケット、ガーデンプランター、プチ花壇、創作コンテナの5 部門に市内外から総数 350件以上の市民・県民の参加を得ながら、花・緑の創作活動を行い展示したこと が、ことしの会場装飾の特徴として評価され、花咲かフェアINさがえの独創性を印象づける結果につな がったものと思っております。

また、会場に植栽し好評だったサガエギボウシやアガパンサスの球根を市民、県民の方々より提供していただくことなど、これまでにない参加協力により盛り上がりを見せたものも特徴として挙げられるかと思います。

次に滞在時間でございますけれども、30分以内が4%、1時間から2時間が45%、2時間から3時間が35%、3時間以上が16%でございました。昨年度に比べ、滞在時間の短い割合が減っております。3時間以上の長時間滞在が率で6%伸びております。

それから会場での出費でございます。 1,000円未満が21%、 1,000円から 3,000円未満が34%で最も多く、 3,000円以上が10%、出費なしと答えた人が35%となっております。昨年度との比較では出費なしの割合が減り、 1,000円から 5,000円未満の割合が12%もふえております。これは、屋外休憩施設の充実やポッポトレインなどの娯楽施設の提供、さらには飲食コーナーの屋外出店による提供メニューの充実などが滞在時間を長くする要因となり、会場内での出費につながったものと分析できます。

以上がアンケート調査の結果の概要でございますが、高い評価をいただいた主な要因を要約しますと、 次のようなことが挙げられるのではないかと思っております。

一つは、入場料及び駐車料が無料であること。二つには、やまがた花咲かフェア '02から継続した開催による、花や緑に対する関心が高まっていること。3番目が、参加が倍増したおもてなし花壇など、市民・県民参加の手づくりによる花壇や、既存公園と調和したテーマ花壇等の配置により、来場者の滞在時間が1時間から2時間が最も多く、ゆっくり会場を見られるなどよい印象が得られ、魅力ある会場づくりが評価されていると思います。4番目には、リピーターの来場者(50%)が多かったということでございます。5番目には、観光シーズンのさくらんぼの時期に合わせた開催が誘客につながっていると。六つ目には、広報活動として、旅行エージェントへの誘客や情報誌への掲載など積極的に行った結果、さくらんぼ観光とセットした団体バスでのツアー客が多かったということでございます。7番目が、市外からの来場者(77%)が予想よりはるかに多かったと。以上のことが、今回の花咲かフェアINさがえの成功要因であると思っております。

これらを踏まえて、経済効果についての御質問にお答えいたします。

以前にも、フェアの開催により期待される効果について議会で答弁しておりますが、フェア開催に伴う効果については、一般的に経済的な効果と社会的効果の大きく二つに分け、評価が行われております。

経済的効果につきましては、花咲かフェアINさがえば、既存の県の都市公園を会場に開催することから、直接効果としての会場整備やインフラ整備はないものの、花咲かフェアの会場整備費、展示出展費、管理運営費など、建設、造園、園芸、サービス業などへの経済効果が波及しております。

次に、入場者の消費効果が挙げられます。会場内及び会場外での飲食、買い物、交通、宿泊などで、観光業を初め、農業、商業への消費効果が出ております。先ほど報告しましたアンケート調査の結果をもとに、来場者の1人当たりの会場内出費について加重平均を算出すれば、昨年は1人 1,014円、ことしは 1,182円を支出していることになります。

これらの直接効果のほか、間接効果として、そこに関連する他の産業に効果を及ぼすといった循環過程をたどりながら、同時に生産誘発効果が生じております。

次に、社会的効果の面でございます。

最大の社会的効果は、緑化意識の高揚であろうかと思います。本市の花と緑・せせらぎで彩る寒河江を 推進する上での中枢をなす重要事項であり、花と緑に囲まれた潤いのある暮らしの実現に向け、大いなる 啓発がなされたものと思っております。

次に、本市のイメージアップとPR効果が挙げられます。教育的効果も大きな社会的効果として挙げられます。市内小中高等学校等の出展参加や市内幼稚園のステージ参加など、花と緑を題材にした取り組みは、生涯学習の一環として、児童生徒にやさしく麗しい感性が醸成され、情操教育の観点からも大きな効果があったものと思っております。

その他、福祉面においても、心身障害者を初め、幼児や老人の方に何度となく御来場いただき、花・緑がもたらすいやし、安らぎといった効果によりまして、あすへの活力を享受していただいたものと思っております。

このように、花咲かフェアINさがえの開催による経済効果について申しあげましたが、寒河江市ならではのフェアとして、名実ともに本市を代表するシンボルイベントとして着実に定着し、発展しているものと実感しております。

2番目の質問の観光振興との結びつきでございます。

観光産業につきましては、総合産業と言われるとおり、農業を初め、商工業、運輸、通信業など幅広い 産業に大きな影響を及ぼす産業でございます。旅館や土産品店などの関係者だけでなく、農家の人にも、 食料品製造業などで働く人にも、観光は深いかかわりがあります。

花咲かフェアINさがえを観光振興につなげる方策についてでございますが、御案内のとおり、一昨年のやまがた花咲かフェア'02の開催期間は、さくらんぼのシーズンを迎え、本市が最も活気づく時期に合わせ、6月15日からの開催とさせていただきました。このことは、さくらんぼの最盛期とさくらんぼ祭りとの連携や相乗効果を期待しての会期設定であり、まさに観光振興を意識しての戦略であり、結果的にもオープンとともに爆発的な入場ラッシュにつながって、フェアの大成功につながっております。

やまがた花咲かフェア '02を受けまして、昨年から開催の花咲かフェアINさがえにおきましてもこれらの戦略を継承し、6月開催としております。また、年末及び年度末のキャンペーン活動においては、既存の周年観光農業推進協議会と一体となった活動を展開しており、付加価値の高い観光商品としてPRを行ってきております。その結果、昨年度、そして今年度と県外からの観光ツアー客の増加につながっているものでございます。

花咲かフェアINさがえを、今後観光振興にどのように結びつけていくかということになりますが、今申しあげましたように、さくらんぼシーズンの開催ということであり、観光の面では本市の観光産業との結びつきを一層強めてまいりたいと思っております。

3番目の質問の今後の継続についてでございます。

多種多様な交流拠点としての本市の使命と役割をしっかりと認識し、産業の振興や文化交流圏の拡大など、さらに推し進めることが肝要であると思います。こうした観点から、花咲かフェアINさがえを充実・発展させ、花と緑に囲まれた潤いある暮らしの実現を目指して、参加交流を充実・拡大していきたいと考えており、さらなる都市緑化の推進と、花と緑・せせらぎで彩るまち寒河江の推進を図る上におきま

して、本市のシンボルイベントとして継続し、そこから生まれる活力と交流を、定住のまちづくりに結び つけていくのが大切であろうかと思います。以上です。 佐竹敬一議長 鈴木賢也議員。

鈴木賢也議員 答弁、ありがとうございました。

花咲かフェアINさがえの開催で、緑化・美化意識が地域にも相当浸透し、市長の答えにありましたように、私どもの衛生組合は自主的に草刈りをやって、いつもきれいになっております。また、地区のクリーン作戦もその結果のあらわれではないかと思っております。衛生組合では草を刈るだけではなく、常にきれいにしておくと、ぽい捨てがなくなったり、カメムシの防除対策にもなると。また、毎日の学校の行き帰りをきれいな道路で通うことが、心の教育の一環であるという考えのもとにやっているということは、花咲かフェアINさがえのあらわれではないかと思っております。

また、県道、国道ののり面の草刈りなども、国・県にお願いしているんですけれども、なかなか実施してくれません。それで、私どもも花咲かフェアINさがえの緑化・美化意識が浸透しているせいか、自主的にグラウンドワークで常に刈っております。やはりこれもカメムシ対策とか、心の教育をやるというあらわれではないかと思っています。

それから、県内外からいろいろな人を招くには、夢と感動を与えてくれるイベントでなければならないと思います。他市町のイベントを見ますと、村山市の徳内ばやしや山辺町のあがすけ踊りとか、東根市のよさこいソーラン祭りなど、すばらしい成果を上げておりますけれども、短期間のイベントでありまして、その点花咲かフェアINさがえは、さくらんぼ観光との取り組みなど他市町村に見られないすばらしいイベントであります。その結果、チェリーランドへの大型バスでの来店、市内食堂のにぎわい、たくさんのリピーターのあらわれという結果になっているのではないかと思います。

また、他市町の花・緑においてのモラルの問題が新聞に載っておりましたが、担当者による適切な素早い対処で取り組みがなされ、市民のモラルの高い花・緑を愛する心が一段とはぐくまれ、花咲かフェアI Nさがえが開園できたものと思っております。その結果、夢と感動を与えてくれたものと思っています。

これからも花咲かフェアINさがえを継続していくとのことでありますので、お客様に今年度にまさる温かい心と愛を分かち合い、ホスピタリティーを、いやしを提供いたしまして、お互い心を通わし、ほほ笑みの絶えない花咲かフェアINさがえにしていただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

佐藤誠六市長 柴橋地区のみならず、それぞれの地区において、草刈りあるいは花摘みなどを沿道の方々、あるいは地区町内会全体としてやっていらっしゃいます。そういうことで、寒河江市全体が花のまちということになって、寒河江に来てみると、特に今回の花咲かフェアで多くの方々が異口同音に、明るいまちだ、美しいまちだという印象を抱いている。あるいは、それを言葉にして言ってくださる方が非常に多いと私も聞いておりますし、ほかからも言われましたが、改めて寒河江市全市民に対しまして、そしてまたそういう活動に従事してくださる方々に感謝申しあげたいと思っております。

そういうことで、美しいまち、明るいまち、整然としたまちということが、今おっしゃられましたように、子供たちの情操教育といいますか、目に見えない心の教育にも大きくつながっていると私は思っております。空き缶がない、花がきれいだ、そしてみんながやっている姿を見ること、あるいはそれに参加する子供たちも、学校なりでは一緒になって協力しておりますけれども、単なる学校教育の中では得られない体験だろうと思っておりまして、大切にしていかなければならないと思っております。

グラウンドワークにしましても、ボランティア活動にしましても、あるいは各町内会、沿道の方々の活動にいたしましても、このように一生懸命になっているところには、自分のまちだ、自分の町内会だ、自分の道路だという気持ちがあればこそだと思っております。自分たちのまちを自分たちで守り育て、きれいにしていこうという気持ちは、花と緑・せせらぎの政策、あるいは花咲かフェアINさがえの効果として、大きなものがあろうかなと思っております。

議員がおっしゃるように、夢と感動を与えるものとしての花咲かフェアINさがえ、あるいは花と緑・せせらぎでつくるまちの影響は大きなものがあると思いますが、花咲かフェアINさがえも一日、二日で終わるものではなく、19日間という長い間でございます。その長期間、みんなに協力していただく、そして何回も行って、感動を再びものにするということは、これは得がたいものだなと思っております。

そしてまた、遠くから来ていただく方々に、寒河江にこういうものがあったんだと、山形県の中にこういうものがあったんだということが、さくらんぼの時期と共有して相乗効果をあらわし、それが花・緑、さくらんぼの時期のみならず、年間を通して寒河江という認識に、あるいは観光産業につながっていくのではないかと思っておりますし、つなげていかなくてはならないと。そしてまた、単に会場内での消費だけではなくて、市内全般に、あるいは県内全般に消費活動がこれまで以上に広がっていくということにつながれば、大変花咲かフェアINさがえの効果というものが出てくるんだろうと私は思っております。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号6番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 私は、緑政会の一員として、この質問を投じてくれた市民を代表し、質問をさせていただきます。

先日は、私どもの同僚議員であります、故安孫子市美夫議員に対する追悼演説、まことにありがとうございました。御礼申しあげます。心より御冥福をお祈り申しあげます。

また、先ほど市長より、力強く市長選再出馬の意思をお伺いいたしました。私ども緑政会は一丸となり、市民と一緒に本願が達成されるまで頑張ります。なお一層の健康管理に御自愛くださいますようお願い申しあげます。

さて、先日までのアテネオリンピックでは、久々のメダルラッシュに日本じゅうが沸きました。本県からは5名の選手を送り出し、中でもカヌー競技に出場した西川町の白田選手、河北町の竹屋選手には、私ども西村山の住民として精いっぱいの声援を送り、期待いたしたところでございますが、あと一歩のところで入賞を逃し、残念でありました。この際、カヌー競技の普及と北京オリンピック以降のメダル獲得に寄与してもらうべく、最上川寒河江緑地公園のカヌー競技場の早期完成を願うものであります。

日の丸の重圧に耐えた気の遠くなるような練習と、気力の高揚をばねにメダルを獲得した選手及び全選手に万雷の拍手を送りたいと思います。今回も日の丸が上がるたびに感涙し、国旗の美しさに感動いたしました。

それでは、通告番号6番、行財政改革推進についてお伺いいたします。

さきの6月議会において、同僚議員の髙橋勝文議員、柏倉信一議員より行政改革についての質問がございました。それに対し市長は明確に答弁しております。私は、それらを踏まえながら質問させていただきます。

さきの合併任意協議会で示した合併協定素案、建設計画案では、両町に配慮した現行以上のサービスの 提供、合併特例債を活用して、両町の現在の財政状況では実現が難しいと思われる事業を盛り込むなど、 合併後の新市に夢を持てる内容でありましたが、残念ながら解散いたしました。ゆゆしいことでありま す。

解散に至った総括の中で市長は、三位一体改革の実施の中で、地方自治体の財政構造は大きく変わるとしており、また地方自治体はこれまで経験したことのない難しい、そして厳しい状況に直面していると答弁しております。これは本市ばかりでなく、全国ほとんどの自治体の課題であります。

2005年度国の予算概算要求で、一般会計の総額が85兆 5,200億円程度になると報じられております。また、国債の利払いと償還に充てる国債費が、2000年度以来、5年ぶりに20兆円を突破する見込みであります。このように一段と厳しい国の財政状況の中で、三位一体改革はますます厳しさを深めていきます。財務省は各省庁から提出された概算要求を厳しく査定して、2004年度当初予算82兆 1,000億円を実質的に下回る水準まで絞り込む方針としております。

一般会計の内訳でも最もふえるのが国債費で、2004年度当初予算の約17兆 6,000億円から20兆 2,000億円に大幅に増加するとされております。それに伴い、地方財源の歳入不足を穴埋めする地方交付税交付金は16兆 2,000億円と、2004年度よりも 3,000億円の減額になると言われております。

また、先日の全国知事会において紛糾した、国・地方財政の三位一体改革に伴う国庫補助負担金削減についてであります。2004年度の総額は20兆 4,000億円でしたが、2005年から2006年度に義務教育費の中学校分 8,500億円を含む3兆 2,000億円を削減することが認められました。

このように、地方自治体にとっては、地方分権の名のもとに、税源移譲の伴わない三位一体改革であってはならないのであります。本県市長会の会長としてどのように思われているのか、また国に対してどのような方策をおとりになっているのか。また、本市における行財政改革推進の基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、業務見直しによる職員の対応についてお伺いいたします。

さきに述べましたとおり、合併は自治体を統合して組織をスリム化することも目的の一つであります。 合併が実現しない以上、本市独自の改革をしなければなりません。先日の全員協議会の行財政改革推進の 説明で 1,200件の事務事業の見直しをやっていると承りました。

私は約20年前ごろ、勤務先で事務関係部門を合理化するMIC、いわゆるマネジメント・オブ・インデレクト・コストスの作業をした経験がございます。それは、約半年間ぐらいかけて事務事業の仕事をすべて列記して、その仕事内容を一つ一つピックアップし、むだな作業、オーバーラップしているものをチェックして、作業の効率化を図ることであります。すなわち、企業で生産や販売に直接関係しない事務関係の部門を合理化し、人員を生産・販売部門に回すなどして、効率をよくする経営法であります。

企業と行政では趣は違うと思いますが、今は特にパソコン、コンピューターの導入がなされております。それらを考慮しますと、現在の職員では多くなると思われます。また、行財政改革を推進するためには、民間委託も重要な要素になると市長は答弁しております。これらのことを踏まえた結果、多くなった職員についてどのような処遇を考えているのかお伺いいたします。

次に、第5次寒河江市振興計画と組織機構見直しについてお伺いいたします。

さきの6月議会で私の質問に、第5次寒河江市振興計画を進めていくために、6月1日に人事異動を行い、企画調整課の担当係の人員を増員し、6月から策定作業の途につきたいと述べておられました。その中に、行財政改革の趣旨も盛り込んでいきたいと述べております。

私は、現在ある各課事務局の数が適切なのか考慮に苦慮しております。国は2001年に24あった省庁を統廃合して17省庁にいたしました。私は、本市の合併がならない今、第一に現機構を見直し、もっとスリムな機構にすべきと思っております。例えば、現事務局及び課を統合して、部制を取り入れるのも一策と思います。なぜなら、統廃合することによって縦割り行政の弊害を減少し、予算措置においても、財政改革にふさわしい明確な予算措置ができると思うからであります。そして、経常収支比率を徹底して削減しなければ、行財政改革は実現できないと思います。

第2に、本会議場において、議員の数よりも執行部の数が多いということであります。私も今日まで、 行政視察でたくさんの自治体の議場を視察させていただきましたが、このことについては記憶がありません。今後、議員の定数が減少することはあっても、ふえることは絶対あり得ないと思います。

市長は、再度市長選挙に立候補することを表明いたしました。これまでの20年の功績は市民だれしもが認め、称賛するところであります。私は、今後4年間の市長の公約は、機構改革を含めた第5次寒河江市振興計画を策定し、画竜点睛を欠くことのないように御提案申しあげますが、市長の御所見をお伺いして、第1問といたします。

[佐藤誠六市長 登壇]

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、行財政改革の基本的な考え方、その中での三位一体の改革についてでございますが、本来、三位 一体の改革は、真の地方自治の確立に向けた、地方分権というよりも地方主権改革であり、地方公共団体の 自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて、創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニ ーズに対応した多様で個性的な地域づくりを行い、住民が豊かさとゆとりを実感できる生活を実現すること ができるよう、財政面の自立度を高めるための改革でございます。

しかし、改革の初年度である今年度は、国の財政再建のみが先行され、地方分権改革にはほど遠い内容となり、国と地方の信頼関係を著し

く損なう結果となり大変残念に思っております。

本県市長会としましては、7月30日の市長会において特別議決をし、8月6日に国や全国市長会に対し、 三位一体改革の全体像の検討に向けた社会資本整備に関する提言を提出したところでございます。国庫補助 負担金の改革が税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め、自主性を大幅に拡大する改革となるよう、 本来の趣旨に沿って進めるべきであると要望しました。

その後、全国知事会や全国市長会など地方6団体がまとまって、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定の条件を前提に、国庫補助負担金廃止の具体案を提示しましたが、同時に、地方分権の理念に基づく行政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国庫補助負担金改革と車の両輪とも言える国による関与、規制の見直しに関する具体例も含む幅広い提案を行ったところでございます。

これからの市町村は、真の地方自治の確立に向けた地方分権改革を踏まえ、徹底した行財政改革に取り組み、スリム化を進め、より高いサービスの提供に努めていかなければならないと考えております。

それから、本市の行財政改革の基本的な考え方についてでございますが、地方交付税及び補助金の削減と地方への税源移譲を行う三位一体改革の本格的な実施は、地方自治体に財政構造の変化をもたらし、地方交付税と補助金に依存する行財政運営から脱却し、まさに自己決定、自己責任による財政運営が求められております。そのため、真に必要な事業の選択や、市民・企業との協働による事業の展開など、地方分権の時代に適合した行財政改革に思い切って取り組み、限られた財源を有効に活用し、住民サービスの向上に努め、活力あるまちづくりを進め、地方の新時代に向けた市政の運営に努めていかなければならないと考えております。

次に、民間委託などの行財政改革と職員の処遇をどう考えるかということでございますが、行財政改革を進める上で、これからの民間委託は、単に効率性の観点から実施するのではなく、民間で実施した方がより高いサービスを提供できるのではないかという視点で、さらには民間で実施できるという民間側からの声も踏まえて、その実施を検討していかなければならないものと考えております。民間でできることは民間に任せ、余剰となった経費を他のサービスに回し、より少ない経費でより高いサービスを提供するということが、これからの地方自治体に求められているものと思っております。

民間委託を行う場合は、その業務に従事している職員をどうするかというのが大きな課題となりますが、 知恵を絞ってあらゆる方策を検討し、対応していかなければならないと思っております。いずれにしまして も、どの業務について民間委託を行うかについては、行財政改革推進本部で十分検討して対応してまいりた いと思います。 それから、組織の見直しとの関係で部制の問題が出てきました。第5次振興計画との関連もありますが、それらについてお答えいたします。

機構改革と第5次振興計画でございますけれども、振興計画で定める基本構想、基本計画を実施するために行財政改革を推進し、効率的な行財政運営を行うことは、当然のことでございますので、第5次振興計画の中に行財政改革を取り入れる考えでございます。さらに、効率的な行財政運営を行うため、いかに効率的な組織にするかが重要であり、機構改革についても、振興計画の中に取り入れなければならないと思っております。

部制についてでございますが、現在進めている行財政改革大綱の重点項目として組織機構の見直しを掲げており、その中で部制についても検討していくことになりますが、事務事業を見直した後の組織のあり方や、部制をした場合のメリットなどの検討を踏まえ、効率的で生産性の高い行政運営を実施する上で、最も望ましい組織は何かという視点で判断してまいりたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長石川忠義議員。

石川忠義議員 御答弁ありがとうございました。

私もこの質問をする前に、非常に難しい組織の根幹にかかわる問題でございますので迷いました。しかしながら、今の本市のいろんな状況を考えた場合、いつかは考えなくてはならないのかなということで、憎まれ役になってもというと語弊がありますけれども、あえて質問させてもらいました。

とにかく、今民間は一生懸命に合理化をしまして、企業再建のために頑張っていることは、御案内のとおりでございます。農業問題もしかりでございます。世間一般が血を流して一生懸命やっていることに対して、行政も何らかの対応をしなくてはならないのかなと思うわけです。サービスを低下させても、組織を小さくするということであってはならない。

本市には優秀な職員がたくさんおりまして、今後の行政のノウハウを勉強している方たちばかりでございます。どの方も一生懸命やる気になって、今までの寒河江の行政をずっとやってきてくれたということで、 我々市民は敬意を表しております。

市長も先ほど市長選の公約と申しますか、その中で「今後、第5次振興計画をきちっと策定するのも私の使命」だと申されました。今まで20年のいろんな行政の効果の中で、第5次振興計画のさらなる寒河江市の発展をつくるために今策定作業に入っていると思いますけれども、行財政改革推進は、今後3年間の期間を見て、来年2月末をめどに策定するということで、行財政改革推進と第5次振興計画の策定を並行してやっていくと思うんですけれども、市民は今後10年間の寒河江市の道しるべを期待しておりまして、そういう意味においても、大変重要な問題だと思っております。

今、寒河江市の職員の方はたくさんおりますけれども、私も何年か前に市の職員が最近入っていないということで、今後いろんな面で弊害が出てくるのではないかと申しあげた記憶がございます。そういう中で、今現在の職員の構成を見詰め直して、きちっとした職員体制にもっていくことが、今後の行財政改革の中でウエートを占めるのかなと。

平成15年度の経常収支比率は89%弱です。どうしてもこの比率を下げなければ、使える市の財源は小さくなってしまう。国もそのような目的で平成の大合併を、一つは組織のスリム化ということも考えて進めているわけでございますけれども、本市はそれが遠のいたということもありまして、簡単な考えでは行財政改革はならないのかなと。

この前、野村総合研究所の富田さんという人の財政構造改革についてという記事を見たのですが、この中で「政府部門、行政のリストラは進んでいるでしょうか。今後、国民は政府から受け取る受益の抑制、負担の増加に直面せざるを得ません。民間企業が徹底してリストラを行ってきた結果、景気が少し回復してきた。政府部門、行政のリストラは進んでいるか」というようなことを述べております。国民の行政に対する目は厳しくなってきている。政府が行政経費を徹底して削減しなければ、行政構造改革は実現できないといるんな方々が言っております。

今、市長は本市の組織改革も視野に入れる考えがあると言っておりますけれども、具体的にどういう構想があるのか、今現在進行中で確定したものではないでしょうけれども、方針として、方向づけとしてあれば、お聞かせ願いたいと思います。

我々議員も、前回、3人の定数削減で行財政改革に貢献したつもりと申しますか、いろんな意見がございましたけれども、削減して21名という数になりました。今後、この定数がどうなっていくかわかりませんけれども、それに見合った行政改革をやってもらいたいと思うわけです。現在進行している改革の推進であり

ますから、私も具体的にここはこうということは申しあげられませんけれども、市長答弁を聞く限り、市長も余り中身の深い、突っ込んだ回答ではなかったのかと思いますけれども、先ほどお聞きしましたように、組織の改革で今市長の構想にあることがあれば、お聞かせ願いまして、第2問といたします。

佐藤誠六市長 三位一体の改革が進められておりますけれども、一言で言えば、国と地方の税財源の分配 云々という問題だけではないと思っております。地方が主権を持つならば、国から依存しないでやるという 気持ち、気構えが必要だろうと思っております。国の依存から脱却して、行財政をみずから運営するための スリム化はやらなくてはいけないと思っております。そういう中で、効率的、生産的に上がるものにみずから取り組んでいくことだろうと思っております。

そういうところで、議員の質問と関連して、組織と業務をどうするかということを当然考えなくてはなりません。どのような業務、それから中身があるか、それをどのような組織、職員で経営するかということだろうと思います。ですから、業務のあり方もゼロから見直しをしなくてはなりません。そして、それに適合した組織を構築しなくてはならないと思います。

それから、職員の不採用と新陳代謝が進まないことが将来影響するのではないかという話がございました。これはそのとおりだと思います。年齢的な段階といいますか、段差は、不採用が続けば当然出てくるかと思います。だからといいまして、そのことのみを考慮して新採を続けていくことになれば、議員がおっしゃるような経常的な経費、特に人件費は大きなウエートを占めるわけでございますから、その削減、スリム化にはつながらないと思っております。いかに経常収支比率を下げて、公共サービスに回していくかというのが、これからの喫緊の一番大切なことだろうと思います。

三位一体の中でも、総務省とか、財務省とか、全国知事会とか、経済財政諮問会議とか、いろいろな中で引き合い、綱引きをやっておりますけれども、まだ将来の姿は見えてきませんけれども、どんな事態になろうとも、市町村、寒河江市がこれを乗り切れるようにしなくてはならないと思っております。そして、幾らかでも公共サービスに回していくと。ただ補助金が減らされる、交付税が減らされるから、これからの公共サービスはこれをやるんだというだけでは済まされないことだろうと思っております。

市民に対しても、負担と責任をそれなりに考えていただかなくてはならない問題でございますけれども、 国のせいで大変だからとしないように、自立して、寒河江なりの施策を展開できるような方向にもっていく ことが、行財政改革であり、その中での組織の見直し、あるいは業務量の見直しだろうと思います。

過般、職員の行財政改革検討委員会の全体会というのがありまして、そのしょっぱなに私が申しあげたことがあります。講演といいますか、講話といいますか、いろいろなことを申しあげましたけれども、まずは 寒河江市全体の将来を見通した中でどう対応するかと。歳出もさることながら、歳入面も十分頭に入れて、 歳入歳出をゼロから見直していくことが必要なんだということを言っております。それから、投資的な事業 は選択してやらなくてはいけないと。

それから、民間も冷え切ってくるだろうと。公共投資が非常に少なくなってくるだろうと思われますので、それに対して民間も生きなくてはならない、公共部門も成長していかなくてはならないということになりますと、先ほど質問がございましたような、民間委託のあり方も考えていかなくてはならないのかなと思っております。そして、こういう新しい事態に対応するには、あらゆるところにメスを入れながら、行政組織なりに見直しを大きくかけていくということを職員に訓示したところでございます。

そういう態度は、全職員のみならず、議員はもちろんでございますけれども、市民の方々にも共通理解を持っていただかなくてはならないと。ですから、単に市役所内部だけの問題、そしてまた市役所の内部でも自分の課とか自分の係だけのガードをかたくするということではなくて、全体会の検討委員になった人間は、何も課の代表とか、係の代表ということではなくて、全体を眺めてやっていかなくてはならないと申し

# あげました。

そして、行財政改革で決めたこと、あるいは決めようとしていることは、市民並びに市民団体、あらゆる 方々の意向を十分取り入れながら進めて、協力と理解を求めていくことの大切さを述べたところでございま す。

そんな中で、今は三位一体絡みもありますけれども、常に心がけなくてはならないのは、そして特に今厳 しい中で取り組んでいかなくてはならないのは、行財政改革だろうと思っております。以上です。

# 佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 この問題については、余り細かいことを申しますと、なかなか進まないと思います。市長がおっしゃるように、市長の今後の大きい仕事である第5次振興計画策定事業については、どういう国の方策に従って中身を統一するのか、策定するのかということで、今後市民から非常に興味というか、関心が寄せられると思いますので、今後10年間の寒河江市の歩む道、また寒河江西村山の中核都市として誤りのないように、さらに発展するよう御尽力くださるようにお願いしまして、質問を終わります。

### 散 会 午後1時40分

佐竹敬一議長 本日の一般質問は、この程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

# 平成16年9月6日(月曜日)第3回定例会

	ш⊯÷¥	<u></u> ≝⊒ ∕	2 0	<b>∕</b> 2∖													
	出席議	•				##		ᅶ	2.5	<b>1</b> 2.	<i>1</i> +-	<del>4.1.</del>			<del>ф</del> Л	** <b>-</b>	
		番	但		竹	敬	_	議員	21		佐	藤			毅	議員	
		番	則	-	田	俊	•	議員	4 智		楳	津		<b>専</b> 	± 	議員	
	6	番	松	7	田		孝	議員	7	番	猪	倉	È	兼太	郎	議員	
	8	番	石	<u> </u>	Ш	忠	義	議員	91	番	鈴	木	5	豎	也	議員	
	1 0	番	ᆰ	ŧ	木	春	吉	議員	111	番	柏	倉	1	言	_	議員	
	1 2	番	高	5	橋	勝	文	議員	13章	番	伊	藤	7	忠	男	議員	
	1 4	番	禹	5	橋	秀	治	議員	15種	番	松	田	1	申	_	議員	
	1 6	番	셛	Ē	藤	暘	子	議員	17種	番	Ш	越	Ē	孝	男	議員	
	1 8	番	Þ	3	藤		明	議員	19氰	番	那	須			稔	議員	
	2 0	番	這	Ē	藤	聖	作	議員	2 1 種	番	新	宮	í	ΙĒ	_	議員	
	欠席講	員(	なし	,)													
	説明の	ため	出席	ました	者の職	餓氏名											
		藤		六	市			長	荒	木		恒	助			役	
	安孫	行	勝	_	収	)	\	役	大	泉	愼	_	教	育	委 員	長	
					選	<b>学管</b> 理	[委員	会									
	奥	山	幸 ·	助	委			長	武	田		浩			員会会		
	芳	賀	友	幸	庶	務	課	長	鹿	間		康			整課		
	秋	場		元	財	政	課	長 _	宇	野	健	雄	税	務	課	長	
	斎	藤	健	_	市	民	課	長	有	川	洋	_			境課		
	浦	Щ	邦	憲	土	木	課	長、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	柏	倉	隆	夫	都	市計	·画課	長	
	犬	餇	_	好	化 推	・緑進	・せせ 課	5 ē 長	佐	藤		昭	ㅈ	zk i	道 課	長	
	木	村	正	之	農	林	課	長	兼	子	善	男			』 ! 光課		
	尾	形	清	_		·· 域振			石	Ш	忠	則			· 仙 課		
			憲	_		計			安	彦	_	守	-		業所		
		須		行		院事					昭	男			育		
	熊	谷	英	昭	管	理	課	長	菊	地	宏	哉			育課		
	鈴	木	英	雄	社	会教	育課	長	石	Щ		忠	社	会 体	育課	長	
					選	学管理	[委員	会									
Ξ		瓶	正	正博		務局			安孫子		雅	美			委		
	<del>左</del>	施	串	_	監事		委 局	員	ηls	‡\/\	仁	_			委 員 局		
					<b>尹</b>	195	몓	区	ν,	14	1—		<b>₽</b>	175	问	区	
	事務局				=	孕		E	÷	<u>~</u>	<i>14</i> :	抽	<b>=</b>	E	<b>2.</b> ≓	<i>I</i> +-	
		桐			事							博				佐	
	月	光	龍	54	ば	務	王	查	大	沼	秀	彡	鴶	鱼	係	長	

議事日程第3号 第3回定例会

平成16年9月6日(月) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

### 一般質問通告書

平成16年9月6日(月)

(第3回定例会)

番号	質 問	事	項	要	)III		質	問	者	答	弁	者
7	行財政改革	について		(口)医療費、	ー環として 健康づくりについ 介護費が増加して 防課の新設につい	てい	13番	藤 忠	男	市		長
8	空き家対策	について		る。防犯面から る対策が必要と (イ)どの程度 (ロ)有効利用	あるのか	<u>ਵੇ</u>	3番	田俊	٠	市		長
9	観光振興に	ついて		(イ)本市に来 はどれほ	いてどのような対					市		長
10	介護保険制 安全安心の ついて			について 寒河江市にお と課題につい	校給食について 策について		16番	藤 暘	子		長• 教育 <b>斉委</b> 員	
12	寒河江市振いて	興計画に	こつ		画の到達見通しと 策定方策について		17番 川 ;	越 孝	男	市		長

# 再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

# 一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、9月3日に引き続き一般質問を行います。

#### 伊藤忠男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 7番について、13番伊藤忠男議員。

〔13番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、緑政会の一人として、また質問、懇談に見えられた多くの市民を代表して、通告番号7番、行財 政改革の一環として、一つ、高齢者の健康づくりについて、二つ、医療費、介護費が増加している折、予 防課の新設について、御提言、御質問を申しあげ、市長の御見解をお伺いいたします。

国と地方財政の三位一体改革の初年度となった2004年度政府予算で、地方の命綱である地方交付税、財源不足を補う財源対策債が合わせて前年度に比べ、一挙に12%、2兆9,000億円が削減され、国の補助金は1兆円削減したが、税源移譲は6,500億円にとどまり、国の負担転嫁が目立ち、地方財政の危機的状況は一層深まり、県や県内市町村も財源を補うため、財政調整基金などの取り崩し、事業縮減、経費節減を図り、苦労に苦労を重ねた今年度の予算編成であり、当市もまた同じであります。2005年度も、同じように削減されたら一体どうなるんだとの市民の素直な質問を受け、困っているところであります。

1市2町の合併の必要性について、財源問題を強く主張してきた私だけに、なおさら質問を受けているんだなと思っていたところでしたが、総務省は2005年の予算の概算要求で借入金等で調整して、16兆9,000億円の交付金で、昨年と同額としたい方向であるが、財務省は過去3年間の改革ベースの持続を図るとして、15兆7,000億円とするとの方針のこと。このことより、2004年度と同様に削減されると推測されるところであります。全国の交付金を受けている県、市町村が一体となって運動しており、昨年ほどには削減されないのではないかと、自分の本心とは別に一部の市民の皆様に答えてしまったことに強く反省しているところであります。

去る8月19日、全員協議会で説明を受けた行財政改革で、地方交付税と補助金に依存する行財政運営から脱却し、まさに自己決定、自己責任における行財政運営が求められているとの基本方針が示されております。策定に当たり、これからの自治体運営は財政的視点がより重要となるとの方針は、民間の企業経営的発想であり、10年前からの私の持論でもあります。まさに、そういう時代が来たのだと思っているところであります。民間の我々でしたら、損益が最重要であり、収入と支出のバランスを判断し、即人員整理、賃金カットでありますが、自治体ではそれはでき得ないことは理解しているところであります。

しかし、今回の行財政改革基本方針で大変力強く思っていることは、行政の政策文書等は何々「します」ですが、今回は「する」と言明しており、心強く思って期待しているところであります。お願いしたバランスシートも作成していただき感謝しているところですが、バランスシートは経営者、すなわち最高執行者の手腕、人間性、基本理念の凝結されたものであるとよく言われております。当市のバランスシートの資産、負債、純資産とのバランスを見て、佐藤市長の基本理念は、市民にいかにして利益還元を図るか。それも行動は胆略であり、短期的還元、超長期的還元を図るかの政策重視であったと判断され、高い行政手腕に敬意を表する一人であります。

チェリーランド、日本一のさくらんぼの里の確立政策、駅前再開発であり、長期展望に立ったチェリークア・パーク、今後の当市を考えるとき、基礎になるものばかりだけであります。一方、当市を損益計算書上で見ると、高齢社会でやむを得ないとは理解していても、問題は福祉関係、医療費・介護費関係であります。介護保険制度が始まり、4年目に入ったが、サービス給付費が予想以上に膨らみ、保険料値上げ、一方、医療費も2003年度約30兆 8,000億円、前年比 2.1%増と発表されております。イタチごっこの始まりであります。

今静かに寒河江市の実態、将来を考えるとき、1市2町の合併協議会解散、議員としてもっとやるべき

ことがあったのではないかと反省しているところであります。国策として打ち出された合併推進、その理由は、その背景はどうだったのだろうか。国策は、国の財政は変わったのだろうか。

国と地方の債務 1,000兆円弱、国民 1 人当たり負債 800万円、政府債務比率、いわゆる G D P 比、10年前はイギリス、ドイツ、フランスより多少高かったが、79だったのが、今では 169で、イギリス、ドイツ、フランスより約 3 倍弱になっております。先進 7 カ国で一番悪いと言われているイタリアの 1.4倍であります。ことし11月より20年ぶりに新しいデザインの日本銀行券、千円、五千円、一万円が発行されます。この時期、旧紙幣との交換停止とか、預金封鎖といった敗戦直後のような荒療治が行われるのではないかとのうわさがなされている今日であります。

第2次大戦中の巨額な戦時国債の累増で、敗戦直後の政府債務比率は200を超えての荒療治であったが、現在169であり、うわさの出るのも一理かなと思っているところであります。そのための財政健全化を図るプライマリーバランス政策であり、そのための三位一体改革であり、全く変わっていないし、変えることができない状況だと理解しております。変わらない、変えられない国の政策の中で寒河江市はどうあるべきなのでしょうか。今日本国の財政が敗戦直後の荒療治のうわさが立つほどの借金財政で、地方自治体はなおさらのことであります。この過去に類のない行政運営の困難時期を乗り越えられるのは、行政手腕の高い、経験豊富な佐藤誠六市長以外にいないと思っておりましたが、先日3日の立候補の意思表明確認を得て安心しているところであります。

私、全く個人の考えでありますが、2004年度に引き続き2005年も交付金、補助金が削減されるとすれば、2005年の予算編成時より各自治体の考え方が大きく変わり、合併問題が検討課題になると思っております。そのときは1市4町であり、それこそまとめ上げられるのは佐藤誠六市長以外にいないと思っているところであります。市長の表明に心から喜んでいる一人であります。その折は、議員としても協議会の経験を糧にして大いに行動したいものだと思っているところであります。必要な経費、費用は必要であります。しかし、経費、費用の増加を防ぐ、縮小できる政策があれば、実行すべきと思うところであります。なぜなら、今回の行財政改革の中で一番求められているのは、この非常事態を好機ととらえ、財政的視点でいかにすべきかの発想の転換だと思うところであります。

人々の健康水準を上げ、医療費や介護費を削減して、国、自治体の財政改善を図れないかと、人口1万1,000人、高齢化率22%の村で高齢者を対象に実験を行い、特に大腰筋の強化を図り、2年間で参加した人としない人の平均比較で、70歳の人で体力年齢で10歳若くなり、大腰筋では4.7倍強化され、皮下脂肪で67%ダウンとすばらしい結果であります。それよりも驚くべき結果は、参加者、非参加者、2年間の1人当たり支払い医療費、非参加者9万5,614円、参加者2万3,449円、7万2,165円の大幅な削減であり、削減率75.5%であります。

この比率を当市の医療費にして計算したらどうなるのだろうか。当市の15年度75歳以上の老人保健医療諸費見込み額だけで試算しますと、支払い見込み額37億 632万 3,000円、75歳以上の被保険者 7,346人。 1人当たりにしますと、50万 4,536円であります。実験比率で支払い見込み額37億 632万 3,000円を計算しますと、削減率75.5%、削減額は何と27億 9,827万 4,000円であり、1人当たり38万 925円削減できることになります。1人50万 4,536円を払うところ、実際に支払うのは12万 3,611円で済むことになり、全体の支払い見込み額37億 632万 3,000円に対し、実際に支払う額は9億 804万 9,000円であります。

この実験を担当した方は筑波大学の教授であります。早稲田大学では転ばぬ先の筋トレ、筋肉トレーニングという意味です。東北大学では要介護、痴呆介護予防、青森県では海水の浮力は真水の約 1.2倍を活用、歩くプール、タラソテラピー等を実行してすばらしい実績を上げております。私の持論であります予防の時代であり、視点の変化の時代だと思うところであります。高齢者健康づくりで的確に表現して人気のある歌があります。「みんなで延ばそう健康寿命、使えばなくなるお金の貯金、使ってためよう筋肉貯筋、老後に備えて貯金と貯筋」、この歌は筋力トレーニングの必要性を表現したもので、年齢に関係なく

筋力は増加できることであり、転倒防止、寝たきり防止であります。

人間が歩くのに必要な太ももの筋肉の量は20代は体重1キロ当たり25グラム、ところが40から45歳以降は毎年1%ずつ落ちていく。10グラムを下回ると自分の体重を支え切れない。10グラムが寝たきりになるかどうかの境目だと言われております。運動は簡単で年齢により速さが変わりますが、いすにかけたり、立ったり、10回繰り返すだけであります。

平成15年3月に作成された「健康さがえ21、老人保健福祉計画、第2期介護保険事業計画書」を拝見しますと、非の打ちどころのないすばらしいものであります。しかし、我々民間人から見ると、視点が全く違うなと思うところであります。我々は収入と費用のバランスが先であります。費用の削減対策を考えることこそ財政的視点であると思うところであります。

今当市の職員も随分変わったなと感心しております。職員みずから外に出て働いております。聞きますと、市民からお願いされたことが予算がないものですからの返事であります。市民の要望など回答も実行も大変早いとの風評をよく耳にしております。大変喜ばしいことだと思っております。市民は即決、すぐやる課的行政を求めているし、時代だと思っているところであります。私は、当市の方針がはっきりしてわかりやすい花・緑・せせらぎ推進課設置はすばらしいことだと感心しております。

私の申しあげたいことは、今回の行財政改革の全体検討の中に組み入れる一助になればと思うと同時に、実行の折は、人事問題でまことに恐縮ですが、若い人中心で女性の方だけのチームをつくり、活用を図るか否かが成否のかぎのように思うところであります。高齢者の健康づくり、医療費・介護費の増加している折、予防課の新設と実行を御提言申しあげ、市長の御見解をお伺いいたします。第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

[佐藤誠六市長 登壇]

佐藤誠六市長 お答えいたします。

お答えする前に、議員の広い視野と長期的な観点に立って地方自治体全般、そしてまた本市の将来について分析、あるいは憂えてくださることに対しまして心から敬意を払いたいと、このように思っておりますし、また感謝申しあげたいと思います。

それで、高齢者の健康づくり等々についての御質問に答弁申しあげます。

平成15年3月に策定した「健康さがえ21」において、その基本方針に疾病予防である1次予防に重点を置いた健康づくりの推進というものをうたい、その施策の一つに身体活動・運動を掲げておるところでございます。現在、高齢者の健康づくり事業といたしましては、高齢者を対象にした筋力アップ教室、生涯学習まちづくり出前講座や地域の高齢者教室などで、ダンベル体操や軽運動などの健康体操と講話を行う老人クラブ等健康教室、在宅介護支援センターに委託して行う転倒予防教室などを実施しているところでございます。

筋力アップ教室でございますけれども、昨年はハートフルセンターと西部地区公民館の2カ所で実施いたしまして、その内容というものはゴムやいすなど身近なものを活用した簡単な運動メニューで実施したところでございます。教室の参加者が20名弱とまだ少なく、医療費等の軽減につながったかどうかの評価はできないところでございますが、その後の調査では参加者全員が教室終了後も自宅で運動を継続しており、また体を動かすと気持ちがよいとか、外出する機会がふえたなどのよい評価をいただいております。

また、老人クラブ等の健康教室は、延べ8地区で実施いたしまして、延べ319人が参加しております。 転倒予防教室は、「いずみ」や「長生園」など、四つの在宅介護支援センターに委託しまして、1会場20 数名の参加となっております。そのほか、高齢者ふれあいサロン事業におきましても、延べ11地区258名の方を対象に健康体操などを実施したところでございます。このような高齢者の健康づくり事業は、市の保健師4名が健康運動指導士や健康運動実践指導者の資格を取得し、実施しておるところでございます。

本市における要介護認定者総数は、平成12年と平成15年の対比で 142%と増加しており、高齢化の進展とともに介護保険給付費は今後ますます増加していくものと思っております。また、国民健康保険の保険給付費も年々増加しており、この傾向は今後も続くと思われ、医療と介護に要する経費をいかに抑えるかが、これからの行財政運営の大きな課題になると思っております。このことから行財政改革の視点からすれば、福祉・保健・医療関係の事業については、給付から予防へと視点を変えて、重点的に実施すべき事業を選択していかなければならないと考えているところでございます。

さらに、高齢者の健康づくりが一過性のものでなく、自宅で日常的に取り組むなど、市全体の広範な取り組みとなるよう進めていかなければならないと思っております。そのため、行財政改革大綱の策定に際しては、これらの事業については例えば公民館事業とのさらなる連携を図り、地域と一体となって事業展開を図ることや、生涯スポーツ振興事業としての事業展開など、現在の課の枠を越えた中での事業展開を行うなどの方策によりまして、市全体の広範な取り組みとなるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、今申しあげたようなことから、医療費や介護費を削減するため、高齢者の健康づくり事業を実施するという意味での予防課の新設という御提言がありました。

行財政改革推進の観点からも健康づくり事業については、市全体で広範な取り組みとなるよう進めなければならないと思っているところであります。言うまでもなく、行財政改革は効率的な行財政運営のみならず、より高い住民サービスができるような改革も必要でございます。山形県の人口と世帯数によれば、これは推計でありますけれども、本市の老齢人口65歳以上でありますが、平成11年から平成15年まで毎年

平均2.16%増加しております。平成15年の老齢人口は1万 420人との数値となっており、増加傾向にあります。

健康づくり事業等は、現在健康福祉課の健康推進係で対応しているわけではございますが、現状に照らして、これをより推進していくというためには、その実施のあり方についても検討する必要があります。そういうことから、行財政改革大綱の策定に当たりまして、その重点項目といたしまして、組織機構の見直しを掲げており、事務事業の見直しを行った上で、課の統合や新設についても検討していくこととしておりますので、予防課の新設についても事業の内容や量を踏まえた中で検討していくことになると考えております。以上です。

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 御回答ありがとうございました。私の趣旨するところが検討なされるようですので、大変ありがたく思っています。

ちょっと皆さんに参考のために申しあげておきますので、メモしてみてください。特に、市長にお願い しておきますので、市長、ひとつメモをお願いしたいと思います。

先ほど申しあげた大腰筋、いわゆる腰の裏側にある筋肉なんですが、これが弱ると転んだりなんかするということなんですが、ではどの程度のものがその判断資料なのかというふうに申しあげますと、いすに座って10回立ったり座ったりするだけです。その速さが制限あります。ちょっと申しあげますと、30代の方は10秒以上かかったら大腰筋が弱っていますよと。40代は11秒、50代は13秒、ここまでは男女同じです。60代になりますと、女性の方は17秒以上かかれば弱っている。男性は14秒以上かかると弱っている。70代の方、女性が21秒、男性が18秒です。

ですから、自分はどの程度になっているのかなということで参考にしていただきまして、例えば私がしたら14秒以内にできるかということで、私は実験しましたら13秒ぐらいでしたので、1秒ぐらいまだ余裕があるのかなと思っていまして、私も始めております。特に、市長は今市長室にあるいすではちょっとだめなので、新しいいす、直角のいすを買ってひとつ毎日していただいて、大切な体ですから、ひとつその辺もよろしくお願いしたいものだなというふうに思っています。

今日本の中で、「健康さがえ21」にも書いてありましたが、健康寿命というのが非常に日本にも入ってきたというようなことで、この意味を私も知らなかったんですが、調べてみましたら、人生のいわゆる終末期まで、自分の身の回りのものは自分でできるというのが健康寿命の定義だそうで、私からしますと、やればできるんでしょうけれども、したことがないものですから、家事なんかは。私は入らないのかなと思って反省しているところです。

厚生省でも、いわゆるこの関係を今の国全体の中での要介護を防ぐ方法、あるいは医療費を防ぐにはこれしかないということで、早稲田大学とか、東北大学とか、そこにいわゆる金銭的な補助支援をして、今実験段階であって、東北大学ではことしいっぱいでそのデータが出る。それが非常に、筑波大でやった75.5%までいかないけれども、大体50%ぐらいの医療費のカット、あるいは転倒防止などは1年でできているというような話ですので、ことしいっぱいになれば、そういうデータが出てくるのかなと、とらえております。

そんなことで、私のさっき最後に申しあげておった、市長も新設をどうするか考えるとおっしゃっていましたけれども、私はやっぱり外に出ていって、そういう実際に行う課があれば本当の効果が出てくるのではないかなと。いわゆる日本でもやろうとしているのは、今寒河江市でもやっている、あるいは20人集めてやるというものではなくて、これを寒河江市全体に、全体に広げるにはどうするか。それにはそういうデータが必要だと。そのデータが出たらそういうことを進めていこうというふうな基本的な考えであるようですので、寒河江市でも確かにやっているのはわかっているんですが、それが単発的ないわゆる寒河江市全体に対する動きをするには、そういう課が必要なのではないかなという私の発想であります。

寒河江市にもいろいろなパーク、公園がたくさんあります。そのいすを見ますと、背もたれができるような、高級ないすになっているのかどうかわかりませんけれども、そういういすが置いてあります。それよりもむしろみんながそこに散策したときに行って、そこで10回ぐらい立ったり座ったりできるようないわゆる背もたれが斜めになっていない真四角のものの方が、そこに「健康づくりいす」というような名前でもつけて、それを全市的に広げていただければ、いすは幾らもかからないと思いますので、その辺も配慮した、パークづくりの場合のいすなども考えていただければ大変ありがたいなというふうに思っています。

いずれにしても、これからの問題だと思いますので、行財政改革の中で検討の一つに加えていただければ幸いとするものでありますので、ひとつよろしく御要望申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 メモしておきました。足腰を強くするということは、私にとりましても、議員の皆さんに とりましても、これは大切なことでございますので、後ほど十分検査してみたいなと、このように思って おります。

それから、市民の健康づくりと、これは当然大きな課題でございまして、それが行財政運営というものにかかわるということはこれは当然介護保険とか、国民健康保険とか、みんなつながってきておりますので、先ほど申しあげましたように、市民が安心して、そして楽しく過ごされるような健康づくりということには今までの課もいろいろやっておるわけですけれども、それらの業務状況というものを全部洗い出しまして、そして関連するようなものはまとめるとか、そうして市民にわかりやすいようなものに持っていきたいと、このように思っております。

これは、何も健康づくりだけではありませんけれども、すべてについてそのような組織体制、業務運営というものに持っていかなければならないなと、このように思っておるところでございます。

#### 鴨田俊・議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号8番、9番について、

3番鴨田俊・議員。

〔3番 鴨田俊・議員 登壇〕

鴨田俊・議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの問題に関心のある市民の皆様の御意見や御提言をもとにしまして、通告番号に従い、順次質問をいたします。市長の率直なる答弁を期待するものであります。

通告番号8番、空き家対策についてであります。まちは、本市もそうでありますが、日々さまざまな場面で少しずつ変化しております。変化には目に見える部分と見えにくい部分があります。道路や建物ができ、町並みが整備され、人の流れが変わることなどは目に見える変化であります。一方、目に見えにくい変化とは転居など社会移動などがあります。

具体的に申せば、市の周辺部にはチェリーランドや最上川ふるさと総合公園ができ、中心部では駅前開発に伴う市街地の整備等々が目に見える変化だと思います。一方、目に見えにくい変化には社会移動があると、こう申しました。市の人口はここ数年10人から20人程度の変化であります。が、社会移動、すなわち転入者、転出者はそれぞれ 1,200人台から 1,300人台で推移しております。このことから考えますと、市の住民は毎年3%から4%程度の入れかえがあるものと思います。これらのことは活力のある寒河江市と私にはこう映っているものでございます。

ところで、まちは生きていると、こう表現されることがあります。本市はまさに生きているまちと表現できるものと、こう思っております。活発に活動している本市などは、また新陳代謝が早いまちと言えるのではないだろうかと思います。空き家の発生はこの新陳代謝の一つの結果だと、このようにも言えるところでございます。ただし、空き家の発生はこのほかに少子高齢化の波や核家族化の波もこう影響しているものと、あわせて考えております。

以上のような、種々の社会的理由によってこのような空き家が発生し、そして増加してきているものと考えております。申しおくれましたが、空き家とは過去にそこに人が住み、家族が住み、生活を営んでおりましたが、何らかの理由で放置され、または放棄された一戸建ての家のことであります。そして、この空き家となった直接的理由と申せば、世帯主の転勤、利便性を求めての移転、後継者の途絶等の理由が、そのいずれかが大半ではなかろうかと、このように思っております。

私の住む高松地区内でも、これまで述べてきたような理由などによって次第に空き家がふえてきております。空き家の数が少ないうち、また犯罪が少なくて気にならないうちは、このような空き家は住民の関心も余り引かなかったわけでありますが、ここに来て全国的な犯罪の増加が伝えられ、特に地方の犯罪も目立つようになった今日、どうしてもこの空き家が気になる存在になってきたわけでございます。

地区住民によりますと、犯罪にこれを利用されるのではないかと、そのような心配事があるということでございます。そして、一部の空き家は20年、30年と放っておかれたために、荒れ果てて廃屋同然になった家も目にします。このようになった家は付近の景観上にも問題があります。また、自然災害等で付近に迷惑が及ぶ原因になることも考えられます。

以上の理由において、これら空き家の周辺住民の安全安心、ひいては市全体の安全安心の確保のために、市は何らかの対策をとるべきと思い、以下の質問をするものであります。

第1点として、このような一戸建ての空き家が現在市全体で何軒あるのか。その現状をお知らせいただきたいと思います。

第2点として、空き家に対して今後ともどのような考えで対処しようと思っているのか伺います。例えば、地理的に、また場所的に有利なところであれば、当然所有者との相談の上でありますが、有効利用が図られるのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

第3点としましては、廃屋同然となった空き家の対策であります。特に、住宅地の中にある場合、早急な対策が必要と思うが、どうでしょうか。

以上、3点について伺います。

次に、通告番号 9 番、観光振興についてであります。特に、外国人観光客の誘致についての質問であります。

我が国は四季折々の自然景観、伝統文化など豊富な観光資源に恵まれております。観光立国は国の重要な政策の一つとなっております。そして、山形県も観光重視の政策を掲げております。本市も市長を初めとし、各方面の方々が観光に関する事業、産業を市の重点事業、産業として推進しているところであります。本市は、春のつつじ祭りから、夏のさくらんぼ観光、花咲かフェア、そして秋のみこし祭りなど、1年を通して観光に関する情報を発信しております。これらのことは、県の内外から高く評価をいただいているところであります。

改めて申しあげますが、観光は経済に刺激を与え、教育を充実し、国民の国際性を高め、国の将来、地域の未来を切り開く有力な手段であります。そして、この観光は旅行、宿泊、輸送、飲食、土産品産業等、極めてすそ野が広く、雇用吸収が非常に高いと指摘されている産業であります。また、経済的効果が素早くあらわれる産業でもあります。観光の振興は、現在なかなか明るくならない地方の経済にとってその活性化のかぎを握るものと期待されているものであります。

さて、県内の観光の現状を見ますと、おおむね横ばいとなっております。本市の現状はどうでしょうか。夏場では花咲かフェア等で伸びてはいますが、通年では県全体と同じく横ばい状態ではないだろうかと、こう思っております。例えば、市の観光協会の調査ではチェリーランドの入場者数は平成13年、平成14年ではおのおの 150万人でしたが、平成15年では 130万人となっております。

今日、日本全国各自治体では観光客の熾烈な誘致合戦を行っているものと、こう思っております。このような中で、この合戦を勝ち抜くために、もう一つ新たな戦略が必要かと思っているわけであります。昨年7月、政府は観光を地域経済の起爆剤にと、訪日外国人旅行者を平成22年までの6年間で倍増するという計画を打ち出しました。本市でも県と連携しながら、この政策に同調し、外国人観光客の誘致になお一層の努力を払ってはどうかと、こう思うのであります。

2002年の世界観光機関の統計の報道を見ますと、外国人観光客の受け入れは、日本は世界で32番目、524万人となっております。ちなみに、1位はフランスの7,401万人、2位のスペインでは5,515万人となっております。県の統計では山形県を訪れる外国人の数は、平成15年で2万173名となっております。約2万人であります。日本に来た外国人旅行者の観光客の0.4%未満であります。いささか少ないような気がいたします。本県、本市への観光客数の横ばいという現状を打破し、もう一つの観光戦略としての位置づけで外国人観光客がなお一層訪れるような誘致策を真剣に考えるべきとき、努力すべきときと思うが、いかがでありましょうか。

これからは、地方であっても国際性が求められてきます。外国人観光客がよく訪問する、そして訪問される地域づくり、観光地づくりも必要と思っている次第であります。

以上のようなことを踏まえ、次の質問をいたします。

第1点として、本市における外国人の観光客の数はどれほどでしょうか。

第2点として、外国人観光客の誘致策として、これまでどのようなことをやってきたのか。また、これからどのようなことをやっていくつもりなのか伺います。

以上、2点について伺います。

市長の答弁をよろしくお願いいたしまして、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

[佐藤誠六市長 登壇]

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、空き家の問題でございます。

御指摘もあったように、転勤で居住地が変わったり、ひとり暮らしの高齢者が介護保険施設等に入所したことなどによりまして、空き家になっている状況が見受けられることは私も承知しております。空き家の状況を把握しているかということでございますが、市としましては、空き家となっている建物の数や場所等は現在のところ把握しておりません。直接、町会長さんや市民の方から空き家について具体的な相談があった場合などに所有者や管理者の方にその対策をお願いすることになるわけでございますが、その時点で把握している現状でございます。

なお、消防団は地域の火災予防活動の中で、寒河江警察署は交番所、駐在所が実施するところの地域の 状況調査の中で情報を得ていると伺っておりますが、情報の提供そのものが得られるのかどうかはわかり ませんが、これまでは警察署等からの情報は得ておりません。

空き家に対して、これまでどのような対応をしてきたかということでございますが、空き家といえども 個人の財産でございます。市としましては、個人の財産は所有者または管理責任者が善良な管理のもと、 維持管理するべきものと思っておりますし、空き家といえども特別な対策は講じてこなかったのが現状でございます。

ただし、今申しあげましたように、町会長や隣接する方、市民の方から火災や防犯上の不安から連絡があった場合には、所有者あるいは管理者を探し、善良な管理をお願いしているところでございます。一方、西村山広域行政事務組合火災予防条例では、空き家の所有者または管理者は当該空き家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去、その他必要な措置を講じなければならないと規定されております。このことから、建物の所有者または管理者が防犯上や火災予防の面からも管理を徹底すべきものと思っております。

それから、有効利用でございますが、これまで倒産した会社の社屋を地域で購入し、公民館として活用しているケースなどもございますが、空き家を利用するに当たりましては、この建物を何らかの形で利用したいとする方が必要であり、また建物の所有者と利用希望者の双方の考え方が一致しないと、有効利用はなかなか難しいのではないかと思っております。市としましては、所有者から市に依頼があれば別でございますが、進んで積極的に関与できるものではないのではないかなと、こう思っております。

それから、廃屋と化した空き家の対策についてでございますが、廃屋と化した空き家についても所有者に対応していただくことが原則ですので、地域から相談があった場合は近隣居住者等に迷惑のかからないような対応をしていただくよう指導してまいりたいと思っております。

空き家は、近隣住民の方々にとって防犯上や火災予防の点から不安のもとでございます。現在、消防団においては、月2回の巡回活動を行っておりますが、さらに注意して状況の把握に努めてもらうことが必要と考えております。また、警察署に対しましても、これまで以上に空き家などの見回りを実施していただくよう要請することも必要かなと考えております。

次に、観光振興の面。特に、外国人観光客の誘致の問題でございます。

御指摘もございましたように、観光は農業、商工業、運輸・通信業など幅広い産業に影響を及ぼす総合産業でございます。 その消費や経済的な波及効果、そして雇用の創出などに大きな経済効果が期待でき、世界的にも観光産業は21世紀の基幹産業の一つになると見られております。 外国人観光客についてでございますが、国際観光振興機構というのがあるわけですが、その調べによります

と、平成15年の訪日、日本に訪れた外客数は 521万人、うち観光客は 305万人となっております。出国する日本人数は 1,329万人と、比べますと極めて少ないものとなっています。訪日観光客を国別で見ますと、1位は韓国で92万人、2位は台湾で68万人、以下、アメリカ、香港、オーストラリアと続いているようでございます。

訪日観光客 305万人のうち、東北地方へは約4%の12万人が訪れ、さらに山形県を訪れた人は、県の調査によりますと、2万 173人でありまして、0.7%弱にとどまっております。国別では台湾が圧倒的に多く、1万 4,963人。以下、アメリカ、韓国、中国の順となっております。寒河江市への入り込み数でございますが、約1,000人程度にとどまっているようでございまして、かつては韓国、タイ、マレーシアなどからも迎えておりましたが、平成9年にタイから始まったアジアの通貨危機の影響から、それらの国が大きく減少いたしまして、現在はやはり圧倒的に台湾からの観光客が多くなっております。観光の内容としましては、果物狩りが主であり、特にリンゴ狩りが人気を博しております。

世界観光機関によりますと、国際観光客数は2020年には16億人、現在の 2.3倍へと増加すると予測されております。観光客、旅行客の誘致をめぐって、国際競争が激化しております。しかし、日本の現状ではシェア 0.7%で世界33位とアジアの中でもおくれをとっており、同じく山形県への誘客も厳しい状況にございます。

国際観光客の誘致で日本が低迷している理由は、観光経費が高く、言葉の壁と外国に向けたところのPR の不足から情報が足りないことや、受け入れ体制も未熟であるということが大きな要因のようでございます。外国語の表示や案内の少なさは日本の主要な駅では日本人でも迷ってしまうほどでございまして、展示施設や店のメニューにも外国語併記は少なく、接客マニュアルも確立されていないのが現状かなと、こう思っております。

このような現状を打破しようと、国は平成8年にウエルカムプランを策定し、平成9年に外客誘致法を施行しまして、平成12年にはさらに新ウエルカムプランを策定しております。具体的には、おおむね10年間で外国人旅行者数を倍増させることを目標にしまして、地方圏への誘導促進のための具体的施策を示しております。

政府は、平成14年6月に経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002を閣議決定いたしまして、これに基づく施策として外国人旅行者の訪日を促進するグローバル戦略を策定し、その一環として国を挙げた訪日促進キャンペーン、ビジット・ジャパン・キャンペーンを展開し、2010年に現在 500万人の観光客を 1,000万人にしようとの目標を掲げ、小泉首相も施政方針演説の中で海外からの旅行者の増大と、それを通じた地域の活性化を図ってまいりますと言及しております。

山形県では、外国からの観光客誘致には幅広い連携と長期的な戦略が必要でございます。官民一体の組織でありますところの山形県国際観光推進協議会を組織して、誘致推進事業として海外マスコミやエージェントの招請事業や、受け入れ体制の整備事業として外国語観光資料の整備や、受け入れセミナーの開催を行っております。さらに、宮城県との連携で宮城・山形観光推進協議会を組織いたしまして、平成10年から台湾向けの誘客事業を展開するとともに、平成11年8月に栃木県、福島県、宮城県の4県及び関係者で組織した栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会及び同じく2月に設立された北東北国際観光テーマ地区推進協議会及び同じく2月に設立された北東北国際観光テーマ地区推進協議会と連携し、外客誘致を促進しております。

本市では、山形県国際観光推進協議会に参画し、これまで台湾訪問ミッション団への参加援助や、民間主導での具体的コースづくりを通した訪問PRにも協力してきております。また、マスコミや旅行エージェントの招請事業においては、寒河江市の観光を体験していただく機会を設けており、果物狩りやチェリーラン

ドは好評を博し、現地の全国紙にも大きく取り上げられております。さらに、実際に訪れた観光客団に対しましては、歓迎セレモニーを行うなどの対策も講じてきておるところでございます。

今後につきましても、寒河江の特色ある観光資源であります、さくらんぼや花、そして日本の伝統文化に 根差した慈恩寺の仏像群、それから、みこしや、おひな様などについて、安東市やギレスン市との姉妹都市 のつながりやトルコ共和国日本大使館との関係などを生かしながら、情報発信や誘客方策について調査研究 してまいりたいと思っております。

さらには、来県の多い台湾や大きな伸びが期待される中国などからの誘客につきましては、山形県との連携の中で積極的に進めてまいります。一方、外国語併記のパンフレットや案内看板の整備、ガイドの養成、接客マニュアルの確立などの課題も多いことから、関係者の理解を深めながら、受け入れ体制の整備を進めてまいりたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 丁寧なる御答弁ありがとうございました。

一戸建ての空き家が、どの程度あるかというふうな質問でしたけれども、特に把握はしていないということで、しかしながら、今後さまざまな問題が出てくるのではないだろうかなと思っておりまして、各関係機関で連携をとりながら、ひとつ把握に努めていただきたいなと、このように思っている次第でございます。空き家の発生は農地の耕作放棄と似たようなところがあるんだろうなと、このように思っております。同じようなことでございますので、ひとつ住民が不安にならないように今後とも注意を払っていっていただきたいなと、このように思っているわけでございます。

9月3日の松田 孝議員の質問の中で、ひとり暮らしの老人の世帯は、平成2年では約200戸だと。平成16年では約500戸にふえているような御意見がございました。このような中でも、やっぱり今後さっき市長の答弁の中にもそういうふうな介護の面でもひとり暮らしの老人宅があって、その原因でふえていくというふうな認識もありましたし、本当にこれからはどんどんそういう場所、空き家がふえていくと。同じような問題が方々で出てくるのではないかなと、こう思っております。ひとつ把握だけは努めていっていただきたいなと、このように思っております。

有効利用の件でございますけれども、やっぱり個人の財産でございますので、公共的にどうのこうのというにはやっぱり差し障りがあるのかなと思っていたところでした。だから、所有者がはっきりわかる場合には御相談の上ということでつけ加えた次第です。

過日、新聞報道であったんでしたけれども、厚生労働省では今度介護予防の拠点ということを考えているそうでございます。全国で3,000カ所を目標に整備すると。来年度の予算にこう要求している、225億円ほどだそうでございます。認められるかどうかちょっとわかりませんけれども、そのように要求しているということでございます。そして、将来的に介護予防拠点は全国どこでも日常生活圏内に少なくても1カ所と。例えば、中学校区に1カ所、これだと大体全国に1万カ所になるそうでございます。小学校区に1カ所つくると、2万3,000カ所、このようなことで整備を目指すとしております。

検討に値するような、もしも空き家が出ました場合、ひとつ何とか有効利用に結びつけていただきたいなと、このように思っているところでございます。ただいま伊藤議員からの御提言があったように、運動施設の場所なんかもこんなことで使えるのかなと思っていた次第でした。あと、何かあった場合の、自然災害のときの避難場所ですか、もしもできればそのような確保にもそういう場所が使えるのではないかなと、整備した上のことで話すんですけれども、思っているところでございます。それに、中山間地でそのような場所ができたならば、グリーン・ツーリズムに役立つように、支援する事業などにも取り組んでもらえたらなと思っていた次第でした。

3番目の廃屋同然と化した空き家の対策ということで、なかなかこれも同じような理由で周辺住民にお願いしたいということでございましたけれども、やっぱり放棄されている場合、なかなか所有者等の連絡がつきにくいのではないのかなと、このように思っております。当然、私の近くにもあるんですけれども、全くひどい状態になっておりまして、非常に住民が不安がっておった次第でした。ことしは台風が非常に多くて、いつ吹っ飛んでくるのかなと、このように皆心配しているところでございます。ひとつそんなような空き家は早急に対策が必要なのかなと思っております。

と同時に、そのようなことになった空き家、廃屋同然になった空き家に対して何らかの地上部の撤去できるような指針ですか、そんなものも何とか検討してもらいたいなと。やっぱり、連絡が20年、30年つかなかった場合にそのままにしておくわけにはいきませんので、何とかしてほしいなと思っています。

例えば、預貯金の問題です。預貯金は睡眠口座というものがございまして、10年間そのままにしておい

て、銀行なり、金融機関が10年を過ぎると連絡をとって、その連絡がない場合に別管理をするということでございます。JAあたりは10年間すると雑所得に入れると、郵貯は大体20年すると国庫に入れると、そのようなことをやっているわけでございます。もっともそれをすべて申し出があれば、全くそれは国庫に入れたからとか、雑所得に入れたから知りませんよではなくて、もとに復して、わかれば支払いをするということでありましたけれども、いずれにしてもそのような個人財産の別管理ということも現に行われているわけでございます。

土地はいざ知らず、地上の部分だけでもひとつ何かの指針があってもいいのではないかと、このように思っている次第でございます。都市の発展のための新陳代謝の一つだと、先ほど私は申しあげましたけれども、ある意味では都市における巨大なごみ、粗大ごみなのではないのかなというふうに思える部分もあるわけでございます。そういう意味でもひとつ何らかの指針をお願いしたいわけでございます。

次に、外国人観光客の誘致でございますけれども、人数は大体 1,000人ぐらいだということであります。ここに来ても不便を感じさせないような、常日ごろの対策をとってやれば、もっとふえるのではないのかなと、このように思っているわけでございます。漢字圏、いわゆる台湾とか中国、香港ですか、それらの国は、75%以上の方が今山形県に来ているわけでございます。寒河江市もやっぱり同じかなと。やっぱり、70%から80%がいわゆる漢字圏、台湾、香港、中国本土から来ているのかなと思っているわけでございます。したがって、中国の案内板や、それと同時に安東市との交流があって、そういうようなことで韓国語の案内板もあってもいいのかなと、このように思っていた次第です。

また、その受け入れ体制、なかなかうまくいっていないというような現状でございますので、例えば市内には外国人と登録されている方があります。現在、世帯数で 141ですか、 359人、今外国人が本市に登録されております。全部が全部自由がきくのかなというわけではないんでしょうけれども、例えば嫁さんに入っておられる方とかにお願いしながら、通訳のボランティア会の育成なんかはしてもいいのかなと。そんなところはどうなっているのかなと、ちょっとお聞きしたいわけでございます。ひとつできればそういうふうな育成を重点的にやってもらいたいなと思ったところでした。

農産物の件なんですけれども、3月の議会で髙橋勝文議員がさくらんぼの輸出はどうかというようなことがありました。やっぱり、ここに来てもらうためにはそういうところの自慢できるもの、やっぱり情報発信を続けていくべきだなと思っております。やっぱり、日本は、山形県は、寒河江市はそういううまいものがとれるんだよと。そうすれば、もっと来てもらえて、または興味を引いてもらえるのかなと、このように思っているわけでございます。

北海道のナガイモがあるそうでございます。すごく台湾で人気を集めている。そして、輸出も急激に伸ばしているというふうな事例がございます。きっかけは、台湾から北海道に訪れた観光客の評判だったそうでございます。それが引き続いて、そういうふうな輸出に拍車がかかったというような例もございます。ひとつあわせて検討していただきたいなということでございます。

さまざま述べましたけれども、ひとつこの観光にしても、空き家対策にしても、早く対策をとったら、20 年、30年後、きっと実を結んでくるのかなと思うわけでございます。

以上、2問目といたします。

#### 佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 おっしゃった介護予防の拠点というようなことも新聞で見たところでございますけれども、だれが運営するとか、あるいは所有者との契約とか、いろいろな課題、あるいは地域の要望がどのように出てくるのかなというようなこともいろいろ考えますと、現在の福祉法人等々がやっておるところの介護施設等の関連がございますので、どのように持っていった方がいいかなというような、まだ情報だけでございますからわかりませんけれども、勉強でしょうなと思っておるところでございます。

議員がおっしゃるように、運動施設にとか、それからグリーン・ツーリズムと、こうおっしゃいますけれども、グリーン・ツーリズムも農林サイドでの話題とはなりますけれども、もう少しぱっとしないといいますか、利用者が少ない。それのための農業をしてくださるというような方々もふえてこないというのが、本当にグリーン・ツーリズムの現在の状況ではないかなと、このように思っておりますので、いろいろな空き家の利用の仕方というのはあるかと思いますけれども、まずはおっしゃるように、撤去する。そして、更地になるというようなことが本当は一番いいのかなと。

更地になれば、草もまた生えてきますけれども、廃屋になっておるよりは地域の方々の御心配も少なくなりますし、犯罪、火災とか、いろいろな問題の発生源を予防できるだろうなというような気持ちがするわけでございますので、そんなことから、いろいろ方針とか、法的措置というような話が出たわけでございますけれども、勉強させてもらいたいと、このように思っております。

それから、外人の観光客の問題でございますけれども、まず要は私は魅力を売り出してキャンペーンをして、たくさん入ってくるようなことをやらなければならないのかなと。そういう中で、いろいろ入ってきてもらっても不便を来さないような案内板ほか等々の措置もしなければなりませんけれども、要は多くの人方に山形県の魅力、寒河江の魅力というものをアピールして入ってくるということがまずは必要だなと。

そのためにもいろいろな、先ほども1問でも申しあげましたように、姉妹都市の関係を使うとか、あるいはおっしゃるような外国人の花嫁さんの組織、組織には今なっていないと思いますけれども、そういうことを活用するとか、いろいろあろうかなと思いますけれども、何にしましてもあらゆる情報の中で魅力を発信して、そして誘客なり、多くの方々に来てもらうということがまずは必要だろうと、このように思っておるわけでございまして、そのことにつきましても1問でも申しあげましたようないろいろな対策を講じてまいりたいと、このように思っております。

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 それでは、さまざまな面で大変な場面もあるかと思いますけれども、ひとつ寒河江市の発展 のために今後とも御努力をいただきたいということで、お願いしまして私の質問を終わります。ありがとう ございました。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時45分

再 開 午前10時55分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号10番、11番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は日本共産党の議員として、市民の皆さんと語り合い、学び合い、考え、行動してきた 実践をもとに、以下、市長と教育委員長に質問いたします。誠意ある御答弁をお願いいたします。

初めに、介護保険制度についてお伺いいたします。

一つは、制度見直しに対する市長の考え方についてです。介護保険制度が実施されてから4年が経過しました。さまざまな問題や課題を抱えての出発でしたが、高齢者の介護を社会全体で担うといった体制や 意識が国民の中に定着したことは評価すべきことと思います。

しかし、だれもが安心して必要な介護が受けられるといった状態ではありません。低所得者からは所得に応じて負担をする措置制度のときより、保険料や利用料の負担が重くなって大変になったとか、受けたいサービスを受けたいときに選べるといった宣伝とは異なり、施設のあきがなくて何年も待機しなければならないとか、施設探しに家族が奔走しなければならないなどの現実があります。

国は、この介護保険制度を2005年度までに見直しするとして、今厚生労働省内部で論議を交わしています。ことし10月ごろには厚生省の見直し案がまとめられ、来年度の通常国会へ法案を提出する見込みとのことです。見直しの案として出されている意見は幾つかありますが、その検討されている中身の中心は、サービスの抑制と国民負担の増加につながるものと言わざるを得ません。

一つには、介護保険の利用者間の不公平を見直すといった理由から、介護施設のホテルコストや食費を介護保険から外し、自己負担にすべきだとする意見です。二つには、要支援や要介護1など、介護度の低い人は在宅介護の給付から外すべきという意見です。三つには、現在介護サービスの自己負担は1割ですが、それを2割から3割に引き上げようとする意見もあります。四つ目に、介護保険の対象年齢を20歳代まで引き下げて、保険料の負担をする人をふやし、保険料を低く抑える。それとセットで、昨年4月にスタートした障害者を対象とした支援費制度を介護保険に統一しようとする案です。

介護施設の部屋代や食費を介護保険から外し、自己負担にすべきとする意見は、在宅介護よりも施設に入った方が介護が安上がりだといった不公平感を是正すると言っていますが、在宅介護が高くつくというのであれば、在宅介護にもっと手厚い支援をすべきであって、施設入所の自己負担をふやすことは、金持ちでなければ施設には入れないという不平等を生むことになってしまいます。不公平感の是正と言いながら、実は施設入所への抑制を図り、介護保険へ国の財政支出をできるだけ抑えようとするのが本音のようです。

また、要支援や要介護 1 など、介護度の低い人たちを介護給付から外し、筋力トレーニングなどの介護 予防に切りかえていくという考えのようです。もちろん、介護を予防するためのトレーニングなどは重要 なことであり、大いにやる必要があると思いますが、これまでホームヘルパーによる家事援助やデイサー ビスなどを受けながら、寝たきりや閉じこもりなどにならずに自立した生活を送ることができた高齢者に とって、ホームヘルプなどのサービスが介護給付から外されることになれば、心身の状態を悪化させ、かえって介護度を重くしてしまうのではないかと危惧されます。

また、介護保険の対象年齢を20歳代まで引き下げて介護保険と支援費制度を統一するといった案は、高齢者を対象とした介護保険制度と年齢やサービスの内容、介護の量にも大きな違いがある支援費制度を統一することには無理があると障害者団体などから反対の声も出ています。

さらに、20代から40代までの人たちからも介護保険料を徴収することについては、現在の雇用情勢の中で若者の就職難やリストラが続き、完全失業率が3.9%と一向に改善されない中、食べていくことさえ容

易ではない人たちが大勢出てきているのです。このような人たちにさらに介護保険料を課すことになれば、滞納者がふえることは火を見るよりも明らかで、介護保険空洞化につながりかねない大問題になると思います。

このほかにも介護受給者が死亡した後、介護費用を残された資産を処分して支払ってもらうことができる仕組みにするなどの案も出されているようです。この制度見直しの中で話し合われている内容の核心は、介護利用を制限し、いかにして介護給付費を低く抑えていくかということです。それで、介護が不足する人、または利用したい人は自己負担をしてもらうといった内容です。

制度の見直しを言うのであれば、介護保険へ移行することで半分に減らしてしまった国の老人福祉予算をもとに戻し、自治体や住民の負担割合を軽減し、不足している特別養護老人ホームの建設や介護保険のかなめとなるケアマネジャーやホームヘルパーの待遇改善を図るべきであり、必要なときに必要な介護が安心して受けられる制度に見直しをすることこそ求められていると思うのですが、制度見直しに対し、市長はどのような考えと感想をお持ちか、お伺いたします。

次に、寒河江市における介護保険制度の現状と課題について伺います。

日本共産党市議団は、平成12年に介護保険事業が始まって以来、在宅介護サービスの利用状況に注目してきました。介護の認定者や介護を利用する人は月ごとに変動していますが、介護保険実施から1年後の平成13年6月の利用実績によれば、認定者は979人ですが、在宅介護では介護度別に認められている利用額を目いっぱい使っている人はほとんどなく、平均で36%にとどまっています。介護度の最も低い要支援の人が負担する1カ月の平均利用料は3,405円で、最も介護度の重い要介護5の認定者の1カ月平均利用額は1万4,939円となっており、在宅介護利用者全体の1カ月平均利用料は8,290円となっています。

この実績からは、在宅介護を受けている人の大半が1カ月の自己負担額を1万円前後に抑えていることがうかがえます。実施から4年が経過し、介護保険制度の内容も周知され、利用が広がっていると言われていますが、平成15年の利用状況はどうなのか。介護度別の認定者、それに対する利用者、介護利用限度額に対する利用実績をお伺いいたします。

また、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームへの入所待機者は現在何名になっているのかお 伺いいたします。さらに、これまでの4年間の実績を踏まえ、さまざまな改善点や利用拡大への対策な ど、今後の介護保険充実に向けてどのような課題があり、どのように取り組んでいこうとしているのかお 伺いいたします。

次に、安心安全の学校給食について、市長並びに教育委員長にお伺いいたします。

地産地消と学校給食について伺います。中学校給食をすすめる会では、この間寒河江市でも中学校給食を実施してほしいと署名活動をし、1万5,000名もの署名を添えて議会に請願をしましたが、住民の願いは届かず、一刀両断のもと不採択とされたことは市民も周知のとおりです。しかし、中学校給食をすすめる会は、このことで運動をあきらめるのではなく、さらに発展させようと、子供たちにとって望ましい食とはどのようなものか、その中で学校給食の果たしている役割はどんなことかなどについて広く深く勉強していくことにしました。

ことし5月には、いのちをはぐくむ学校給食全国研究会代表の雨宮正子さんをお迎えしての講演会をしました。「生きる力をはぐくむ中学校給食」と題したこの講演会には約70名の参加者があり、雨宮さんの話に熱心に耳を傾けました。雨宮さんの話では、日本の食糧自給率が40%を割り、私たちの食卓にはいや応なく外国産の食材が入り込んでいること。その中で、特に成長期の子供たちの健康への影響が心配されることが指摘されました。子供たちが好んで食べているハンバーガーやレトルト食品、加工食品などには食品添加物や残留農薬の心配があること。

輸入農産物の中には、基準値を超える残留農薬がついていたり、学校給食のパンの原料になる輸入小麦 には中枢神経を冒すおそれのあるマラチオンという農薬が入っていたりと、食の安全と安心が脅かされて いること。バランスのとれない食事と食品添加物などの影響で、子供たちの中には低体温で朝起きられない。 い、すぐキレる、いらいらするなどの症状を示す子供が多くなっていることが報告されました。

中学校に給食のないところ、例えば横浜市ではデリバリーランチというものがあるし、菓子パンの自販機もある。そのパンはいつまでたってもカビが生えず腐らない。防腐剤でガードされているからだ。そんなパンを子供たちが食べていることに強い危惧の念を持っていること。子供たちには、日本でとれた食材で心を込めた手づくりの給食を食べさせることだ。それが行政の責任だと雨宮さんは言っています。この講演の中では、近年全国的に地元でとれた食材を使って安全でおいしい給食を実施している自治体がふえている。その中の一つとして埼玉県草加市の学校給食が紹介されました。

草加市には小中合わせて33の学校があり、すべての学校に調理場を持つ自校直営の給食をしていること。農家のおじいさんやおばあさんがつくったエダマメやブロッコリー、コマツナといった旬の野菜を小中学校の給食に取り入れているとのことでした。子供たちにとっては、友達のおじいさんやおばあさんがつくってくれた野菜ということで親しみがわき、安心しておいしく食べることができるし、つくる農家の人たちにとっても地域の子供たちに食べさせるという張り合いが出てきたという、そのことによる経済効果も大きいもので、年間3億円が地元に還元されているといいます。

県内でも、地元でとれた食材を学校給食に取り入れているところが多くなってきています。中でも藤島町ではすぐれた給食をしているということなので、7月30日、会員8名で藤島町ふれあい食センター「サンサン」に視察研修に行ってきました。

藤島町は、小中学校の給食施設が老朽化して建てかえなければならなくなり、民間委託か直営かで議論が分かれたそうですが、議員たちが半年間に21回も学校給食の勉強会をしたり、視察をしたりして、子供たちにとって一番よい給食は何かを追求し、安全でおいしい給食は直営でなければできないという結論に達したそうです。町議会が全会一致で民間委託を拒否したことと、教育委員長の教育に委託はないという信念が藤島町直営のセンター給食調理場を実現させたのだそうです。今公設直営のふれあい食センターでは、小、中、幼稚園、障害者施設などへ1,500食の給食をつくっているそうです。

藤島町では、農業の町として生きていくエコタウン構想のもと、有機農法や地元でとれたものは地元で 消費する地産地消の取り組みに力を入れています。未来ある子供たちに地元でとれた新鮮で安全、しかも おいしい野菜や果物を学校給食に取り入れて食べさせることはむしろ当然と言うべきことかもしれませ ん。この食センターでは、米はもちろん 100%町内産、野菜や果物も生産者グループ「サンサン畑の会」 の人たちが朝どりのものをその日の給食用に届けるのだそうです。現在は、農産物の60%は町内で生産し たものを使っているそうですが、目標は80%だそうです。ちなみに、町内野菜買いつけ金額は年間約 1,00 0万円だそうです。

同センターには、試食会や研修会用のホールや調理室を見渡せる2階見学通路があり、児童や生徒が見学に来たり、生産農家のおじいさんやおばあさんから野菜や果物をつくる苦労話などを聞きながら、一緒に給食を食べたりするそうです。そして、きょうの給食のホウレンソウはだれそれさんのおじいさんがつくったものというように、つくり手の顔が見え、地域とのつながりが強まっていく。食べる側にすれば、旬のものを安心して食べられる。つくる側にすれば、自分たちの孫や地域の子供たちに食べさせるという張り合いが出て、いいものをつくろうとする意欲につながっていくということでした。私たちも中学生用の給食を試食させてもらいましたが、手づくりで温かくボリュームのあるおいしい給食でした。寒河江市の中学生にもこんな給食を食べさせてあげたい、そんな思いが胸をよぎりました。

学校給食は残滓が出て、その始末が大変だと言われています。藤島の各小中学校では給食の後、自分たちでごみの分別をし、生ごみは水分を取り除き、ミンチ状にしたものが養鶏農家に引き取られ、卵となってまた給食に使われる循環型になっているとのことでした。この施設を見学し、センター長さんのお話を聞きながら、給食は単に食事を食べる、食べさせるというものだけではなく、生産、流通、環境、地域と

のつながりといった総合的な学習であり、教育の一環であることを改めて実感しました。

案内をしてくださったセンター長さんは、センターに来る前には身体のあちこちに異常があったが、センターで毎日検食をするようになってから体の調子がよくなって、数値が正常になったと笑っておられましたが、人間にとってバランスのとれた食事がいかに大切なものかをかいま見た思いでした。

地元でとれた新鮮な野菜や果物を、学校や保育所などに取り入れることは、伸び盛りの子供たちの健康にとってこの上ないことであり、そのことが地域の連帯や活性化につながると言われています。以前から本市の議会の一般質問でもこれまで多くの議員から子供たちの食の安全を確保するため、地産地消を進める上からも学校給食に地元食材を取り入れてはどうかとの質問があり、市長は寒河江市においても(仮称)地産地消推進協議会を立ち上げて十分検討していくと前向きの答弁をされています。その後どのような検討がなされ、取り組まれているのかお伺いたします。

教育委員長にお伺いいたします。

寒河江市の小学校給食は、柴橋小学校を除いて自校直営で大変すばらしい給食を実施していることはだれもが認めるところです。ところで、子供たちの中にはさまざまなアレルギーを抱えて苦しんでいる子がふえています。その中で、食アレルギーと言われている子供はどのくらいいるのか。いるとすれば、その子供たちの給食はどのようにしているのかお伺いいたします。

次に、安全な食器についてお伺いいたします。過去に同じ質問が同僚議員によって行われていることを踏まえ、改めてお伺いいたします。学校給食に使用されている樹脂製の食器には有害な発がん物質が含まれているということが指摘されてから久しくなります。

はしについては、竹ばしに切りかえたということですが、メラミン樹脂の食器についてはどうなのか。 学校の給食現場では安全性の高い強化磁器で、家庭での雰囲気が味わえるような温かみのある絵柄の食器 を使用しているところが多くなっています。寒河江市ではどのように取り組まれているのかお伺いをいた します。

以上、お伺いをいたしまして第1問といたします。

#### 佐竹敬一議長 佐藤市長。

[佐藤誠六市長 登壇]

佐藤誠六市長 まず、介護保険制度についてお答え申しあげます。

御案内のように、介護保険制度がスタートして5年目に入ったわけでございますが、この間市民各位の 御理解をいただきながら、円滑に事業実施が図られているところでございます。また、昨年は本市におい ても平成15年度から19年度までの第2期介護保険事業計画というものを策定いたしまして、あわせて老人 保健福祉計画の見直しを行ったことは御承知かと思います。

介護保険制度の見直しの件でございますが、法施行後5年をめどといたしまして、制度全般について検討を加え、必要な見直しを行うことと規定されていたところでございます。したがいまして、平成18年4月からは見直しに係る改正法が施行される予定になっているところでございます。

見直しの具体的作業につきましては、国の社会保障審議会の介護保険部会でございますか、そこで行われておりますが、既に新聞等でも断片的でありますが、その内容について報道されているところでございまして、見直しに関する部会の意見は、一つは制度見直しの基本的な考え方、二つには見直しの具体的な内容、三つには被保険者、受給者の範囲についてまとめられております。2015年に、いわゆる団塊の世代が介護保険のサービスに参入する超高齢化社会を展望した新たな課題への対応や負担のあり方について、多岐にわたっての報告がされておるようでございます。

一方、市長会といたしましても国の制度見直しなどの取りまとめに当たりまして、市長会が提出した意見というものを最大限に尊重いたしまして、万全の措置を講じられることの決議を行っているとともに、介護保険制度に関する重点事項といたしまして、介護給付費負担金についての各保険者に対し確実な配分を行うこと、あるいは国が実施している低所得者対策の継続とか、あるいは介護予防に対する財政措置と、さらには、保険料の段階区分、そしてまた入所者の住所特例の適用の継続等について要望を行ってきたところでございます。

このようなことから、提言されておりますところの介護保険部会の意見というものは、過去4年間の実施状況を検証、分析し、保険者であるところの市町村の意見などにも配慮した内容になっていると思っていると思っております。

次に、介護認定度ごとの利用状況等についてでございます。要介護認定者総数でございますが、発足当初の12年度と15年度の対比では392人増、142%の1,334人となっております。介護認定度区分ごとには最も軽い要支援が50人増、174%の118人、要介護1が195人増、190%の411人、それから要介護2が46人増、127%の218人、要介護3が38人増、125%の192人、要介護4が36人増、123%で196人、要介護5が27人増、116%になりまして198人となっております。いずれの区分においても増加している状況にございます。とりわけ比較的軽度の介護を要するとされている要支援と要介護1の方で全体の40%を占めております。

それから、支給限度額に対するところの利用率でございますが、15年度の実績、在宅サービスのみでございますが、それでは要支援で約51%、要介護 1 が34%、要介護 2 が39%、要介護 3 が36%、要介護 4 が4 4%、要介護 5 が44%となっております。このような状況から今後要介護認定者及びこれに伴うところのサービス利用の増加というものは給付額の増加に連動することになるわけでございますけれども、結果的に介護保険財政というようなことは圧迫していることが懸念されることが見られるところでございます。

それから、地産地消と学校給食の問題でございます。御案内のとおり、地産地消は地元で生産された安全安心で新鮮な農産物を地元で消費するというものでございまして、消費者にとりましても地元生産者の顔の見える安全安心で新鮮な食品を購入できることになりますし、一方生産者にとりましても価格数量の面で安定した需要が確保されれば、安心して生産に取り組むことができ、農業経営の安定にもつながるも

のと考えております。このため、本市では平成14年の11月に生産者、消費者、関係機関で組織するところの寒河江市地産地消推進協議会というものを設立して、地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

この協議会におきまして学校、保育所等の公的分野の給食食材使用調査や、それから地元で生産される農産物調査、それから旅館業や料理飲食業などの大口需要者に対する地元農産物の需要調査などを実施しながら、それを受けての生産者と消費者サイドの話し合いの場を設けたり、特産のネギ、それからエダマメの消費拡大週間の取り組みや、農業と物産まつりでの地産地消コーナーの設置、それから市報、ホームページを活用した地産地消のPR、地元農産物の情報提供をするための旬の物カレンダーの配布などのほか、地元産大豆を使った中学生の豆腐づくりや直売組織連絡会による直売活動の感謝祭などに対する支援などなど、地産地消の推進に向けたさまざまな事業を実施してきたところでございます。今では地産地消についての市民の理解も次第に深まり、新鮮な地元の農産物を販売している市内の直売所も大変にぎわっているようでございます。

それで、学校給食における地産地消についてでございますが、協議会としてどのように推進しているかということでございますが、本来学校給食の実施につきましては、教育委員会の所管する事項でありますが、当協議会といたしましても、市全体の地産地消を推進する一環としまして、給食食材使用調査や地元農産物調査などを踏まえた上で給食を担当する課の担当者と、それから生産者サイドの話し合いの場を設けて協議してきたところでございます。

その中では、給食における地産地消の推進については理解しているものの、各学校ごとに地元の八百屋さんなどから仕入れをしている今の流通制度を大きく変えるのは地元業者に与える影響が大きく、現時点では一気に生産者との直接取引に変えるのは困難かなと思っておるところでございます。

そのため、当面は教育委員会において引き続き食材納入業者に対し、できるだけ地元農産物の納入を要請するとともに、地元産品のみを使用した地産地消給食の日や郷土料理、特産物を味わおう週間などを実施することなどによりまして、地元農産物の利用をふやす努力をしていただいているところでございます。

協議会としましても、こうした取り組みを支援しながら、今後引き続き給食食材の流通ルートのあり方などについて関係者と検討しながら、地産地消の推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。 以上です。 佐竹敬一議長 教育委員長。

[大泉愼一教育委員長 登壇]

大泉愼一教育委員長 安全安心の学校給食について、まず地産地消に関する学校給食での地元野菜活用の取り組みについてお答えいたします。

安全で安心できる、そしておいしい給食を提供することが学校給食に求められている課題の一つであり、これまでも学校給食での地産地消については、何度が質問がなされ、繰り返し述べてきたところです。教育委員会といたしましては、学校給食での地産地消の推進は食を通し、子供たちに地域の産業、または農産物への関心を深め、郷土を慈しむ心、感謝の心をはぐくむこと。また、食の安全や食を通して健康問題、広く社会とのかかわりを理解する重要な機会ととらえております。

このようなことから、本市においては既に平成12年度より市の助成により米飯給食に地元産米「はえぬき」1等米を 100%使用しております。毎月の献立には郷土料理・特産物を味わおうという週間を設け、季節ごとの地場産の野菜等を豊富に取り入れた給食を実施しているところです。昨年度は寒河江市でとれた食材、ツルリイモ、ネギ、牛肉等での芋煮、寒河江の日を実施してまいりました。また、給食の時間に生産者を招待し、会食しながら食材にかかわるいろいろなことについて直接お話をお聞きする機会を設け、地産地消の推進に努めてまいったところです。

また、全国の学校給食実施校を対象に平成14年10月の5日間、15年5月の5日間における地場産物活用状況調査が平成15年度に実施されました。その結果、資料によりますと、全国での地場産物活用割合は、平成14年は20%、平成15年は21%、山形県段階では28%、22%になっておりますが、本市の場合は平成14年においては43%、平成15年では45%という調査結果となり、地場産物活用率は高い状況にあると評価しているところです。食材の発注は、基本的に各学校長の責任で行うことになっておりますが、教育委員会といたしましては、学校の給食において地場産物や郷土食を活用することの教育的意義にかんがみて、今後も可能な限り、地場産物の使用について学校長に要請していきたいと考えているところです。

次に、食物アレルギーについて申しあげます。

御案内のとおり、アレルギー反応は抗原を摂取することで体内に抗体ができ、いわゆる抗原抗体反応により、気管支、鼻、皮膚、消化管などにさまざまな症状があらわれます。食物が原因で起こるアレルギー症状としては、下痢、嘔吐、湿疹、じんましん、アトピー性皮膚炎などがあります。これらを未然に防ぐためには事前にアレルギーの原因となる食物を把握し、摂取しないことが重要なポイントとなります。このため、各学校では毎年年度の初めに児童アレルギーの有無について十分な調査を行い、対象児童、対象食物を確実に把握するとともに、献立内容を事前に保護者にお知らせして、学校と家庭が共通の理解に立って、児童が安全に給食を食べられるよう努力しているところです。

市内11小学校の食物アレルギーの現状を申しあげますと、18品目の食材について延べ50名の児童が何らかのアレルギーを有しております。学校給食におけるアレルギーへの対応といたしましては、アレルギーの原因となるものが食材として使われるときには、調理の過程で除けるものは可能な限りこれを取り除いて調理したものを出すように努めております。

また、代替の食品で対応が可能な場合はかわりのものを出すように努めているところです。しかしながら、これらの対応は当日の献立や学校の規模、対象児童の状態や人数によっても異なりますし、調理施設や調理業務との関係などもあって、個々のケースのすべてに対応することは困難な場合もあります。したがいまして、やむを得ずアレルギーを有する子供にとって食べられないメニューになった場合、そのものを除い

て食べてもらうこともあります。

次に、安全な食器についてお答えします。

本市において現在使用している学校給食用食器は、メラミン樹脂や強化磁器などの素材であり、はしについては、竹ばしであります。これまで何度かメラミン樹脂食器の安全性について御質問があったところですが、教育委員会としましては、メラミン樹脂食器は食品衛生法による規格基準を満たしていることなどから、その安全性が確保されている素材と考えているところであります。学校給食用食器については、これまでいろいろ調査研究をしてまいりました。安全面、衛生面を最優先課題としながら、食文化や取り扱いやすさ、さらには子供たちの食器の持ち心地、大きさ、重さなど、さまざまな観点から検討してまいったところであります。

このような検討の上、強化磁器食器を各学校において実際に使用し、子供たちの使い勝手や配膳作業、調理現場での業務等を考慮した結果、平成14年度には食器更新時期となっていた高松小、白岩小、幸生小、田代小、三泉小の5校、平成15年度においては、醍醐小、柴橋小、西根小の3校に強化磁器食器等による4種類、すなわち御飯茶碗、汁椀、おかず皿、カレー皿の食器を導入し、子供たちの学校給食における食事環境の整備を図り、安全でおいしい、楽しい給食を実施しております。

今後とも食器更新時には、より安全性の高い食器の導入を検討してまいりたいと思います。 以上であります。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 1問目にお答えをいただきまして、ありがとうございました。

2問目に入りたいと思います。

最初に、介護保険の問題ですけれども、介護保険の見直しについては、やはり市長会の方などでもいろいると要望を出しているということで、市長会の要望に沿ったように改善をしてくれるのではないかというようなことをおっしゃっておりますけれども、まだ改善をしなければならない問題になっていることもあるというようなお話でしたので、ぜひそういうことも市長会の意見や、また住民の意見が反映されるような改革にしてほしいと、そのことに市長も力を尽くしてほしいというふうにお願いをしたいと思います。

それでは、介護保険の現状と課題について質問をしていきたいと思います。私は国がやろうとしている介護保険見直しの内容、それから寒河江市の介護保険の現状を見るときに、ぜひこれは必要だ、改善をしなければならないと思っていることが何点かあります。

その一つが、介護保険の低所得者に対する保険料や利用料の減免制度をつくることです。共産党市議団は、介護保険が始まってから各年度ごとに利用状況を分析してきました。認定者に対する利用者の割合とか、介護度別の利用限度額に対する利用額の実績、そして月平均1人どれくらい自己負担をしているのかなどということを調査してきたわけですけれども、この利用限度額に対して平均で36%ぐらいしか利用していないということがわかったんですね。金額にすれば、1カ月平均して約8,000円から9,000円とまり。一番利用額が高くなっている要介護5で1人当たりの1カ月の平均利用料は1万5,000円から1万6,000円というところなんです。

これは私たちが調査したことなんですけれども、それを裏づける資料として、平成15年3月に出されました寒河江市の第2期介護保険事業計画の中に出ております、資料に出ているんですね。居宅サービス利用者593人に対して、平成14年1月の時点で実態調査をしたものがここに載っているんですけれども、さまざまな設問があります。

その中で、問11では利用限度額についての設問がありまして、あなたは利用限度額いっぱいまでサービスを利用していますかという問いに対しては、20.2%が「している」、77.6%が「していない」。利用しない理由としてはどうなのかということでは、「今のままで何とかやっていける」というのが80.5%で一番多いんですけれども、中には、3番目なんですけれども、これは「サービスの利用料が払えないから」という人が21人、4.7%あるわけです。

それで、設問の中の介護サービスを利用しての感想を聞いているんですけれども、この感想の中では、「介護の負担が軽くなった」とか、「サービスの利用によって在宅が可能になった」など、約9割の人はよい評価をしているんですけれども、「サービス料金の1割が高い」という人が37人、4.5%おります。

それで、利用料を1カ月どれくらい使っているのかという設問には、「月額5,000円以下」と答えている人が32.9%、「5,001円から1万5,000円まで」というのが43.2%で、両方合わせますと、約8割の人は1カ月1万5,000円以下の介護しか受けていないということになるわけです。受けたいサービスがあるのに、1割の利用料が払えない。あるいは、大変だという理由でサービスを手控えているということが、これはあらわれていると思います。

共産党の議員団は、これまで何度となく低所得者に対する保険料、利用料の減免制度を実施するように議会で質問に立っておりますけれども、その都度市長は保険料、利用料はそもそも低所得者に配慮して区分されているということで、減免の必要はないということを言っていらっしゃいます。それでも、これまでずっ

と経過見てみますと、平成15年からは第1号被保険者の保険料が改定になりました。それで、それまでは基準額が 2,420円、これはちょうど真ん中の階級といいますか、5段階の中の一番真ん中の基本となる金額なんですけれども、これが2,420円だったものが2,740円、これは1カ月で320円アップした。1年間にすれば3,840円の値上がりです。

また、医療費が平成14年10月からそれまでは定額制だった医療費が1割負担になったということで、医者にかかるにも大変になったということがあるわけです。それに、また年金の額の引き下げということで負担だけがふえていっている現状だと思うんですが、国民年金、1カ月に1万 5,000円ぐらいしかもらっていない人、そういう人たちにとってはやっぱり1カ月 160円の値上がりであっても大変負担になるということなんです。ですから、こういった人たちの負担をなるべく軽くして介護保険を利用しやすいようにすべきだというふうに思うわけです。

ことし4月までに、全国的に見まして保険料を減免している市町村が841の団体になっている。これは全国で31%に当たります。山形県におきましても、鶴岡市を初めとして多くの自治体が保険料や利用料の減免に踏み出しております。ですから、寒河江市におきましても低所得者の方々が、1割の利用料が高くて受けたいサービスが受けられない、また保険料が高くて大変だというようなことで必要な介護が受けられないというようなことがないように、ぜひ保険料や利用料の減免制度を設けるべきではないかと考えますけれども、改めて市長の考え方をお伺いたします。

それから、次に介護職員の問題なんですけれども、介護職員の働きやすい環境をつくるべきではないかということで、市長にお伺いをしたいと思います。

介護を支えるのはホームヘルパーとか、ケアマネジャーとか、そういう介護スタッフだと言われているんですけれども、このスタッフが今なかなか働きにくい環境になってきているというのがあちこちから聞かれております。質の高い、介護を受ける方が喜んで介護を受けられるような、そういうホームヘルパーやケアマネジャーであるべきだというふうに思うんですけれども、介護職員の現実というのはなかなか厳しくて、これは本来福祉の現場、福祉というのは利益を追求するのは本来の姿ではないというふうに私は思っているんですけれども、介護保険が事業者に任されたということから、やっぱり事業者としては業が成り立っていかなければならないわけですから、なるべく正規の職員は少なくして、パートとか、非常勤とか、そういう人たちがたくさん採用されているというのが現状だと思います。

この介護保険の国の制度の中では、勤務内容でヘルパーたちが移動する時間とか、それから会議をする時間とか、またいろいろ記録をしたりする時間とか、研修を受けたりする時間とか、こういう介護にかかわる必要な時間でありながら、これが報酬上、認められないということがありまして、このことが介護に働く人たちの条件を悪くしている根本的な問題だというふうには思うんですけれども、でも自治体あるいは事業所の中で改善できるものもあるのではないかと私は思っているんです。給料が安い割合に大変な仕事だというので、やめていく人が非常に多くなっているというようなことがあるわけですが、そういうことから、一人一人の介護を受けている人の情報が共有できないということとか、それから技術の蓄積ができないというようなことがありまして、そのことがいろんな不満とか、批判とかにつながっているのではないかというふうに思うわけです。

また、ケアマネジャーというのは本来は中立の立場で介護を必要とする人の相談に乗ったり、ケアプランを立てたり、介護サービスの流れがスムーズにいくように調整するのが本来の姿だというふうに思うんですけれども、やっぱり事業所に所属している場合が多いものですから、事業所の仕事と兼務をしたり、中立性に欠ける仕事の内容になっているのではないかというふうに思うわけです。

ですから、行政としては、やっぱりケアマネジャーの中立性を保つように、またヘルパーがすぐにやめてしまうような労働条件の悪化を防ぐためにも、指導とか、監督、そういうものができないのかどうか。寒河江市には基幹型支援事業所があるわけですね。そういう中でいろいろ話し合いとか、研修とか、寒河江市全体の事業所間の連絡調整とか、そういうものの中心を担っているということになると思うんですけれども、そういう立場でこのヘルパーの待遇改善、そういうものについて指導したり、助言したりすることはできないのかということでお尋ねをしたいわけです。

また、第2期の介護保険事業計画についてお伺いしますけれども、居宅サービスについて利用者がどのくらいのサービスを望んでいるのかということで、利用意向調査をした資料があります。この資料によれば、介護度4の訪問看護の利用意向は195.8%と、非常に高くなっています。また、介護度3の訪問リハビリテーションの利用意向は450%と、これもまた非常に高くなっているんですけれども、供給見込み量を見てみますと、各年度とも非常に少なくて、また利用実績も少ないということなんですね。

訪問看護、あるいは訪問リハビリテーションともサービスの提供者が少ないこともあって、利用実績が微増にとどまっているというふうにコメントされているわけですけれども、この高い利用意向にこたえるにはどのようなことをしていこうというふうに思っているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、給食の問題ですが、地産地消のことについてです。地元でとれた食材を給食に取り入れていくということについては、寒河江市でも非常にたくさん給食に取り入れているんだなということがわかりますけれども、やはりこのパーセンテージをもっと上げていくとか、地元の農産物の生産意欲が出るようなそういう方向に持っていくというためには、もう少しまた取り組みを進めていかなければならないのではないかというふうに思うんですけれども、各学校ごとに地元の小売店から食材、農産物を購入しているということがあったものですから、やっぱり一気にそういうシステムを変えていくというのは大変なことだと思うんですけれども、一つこれはモデル校的なものを設けて、試験的にやってみることはできないかということなんです。

地元でも出荷組合をつくっているところがあるわけですね。西根とか三泉あたりなどでは出荷組合がありまして、西根の場合は45名、三泉の場合は15名がこの出荷組合に入っているというようなことがあるわけですから、こういう出荷組合、あるいは農協あたりとの話し合いの中でもそういうモデル的なものをつくってみて、そしてこれとこれはこの生産者でつくってください、こういう時期にはこういうものを取り入れたいというようなことで、なるべく地場産のものを多く使っていくという方向に持っていけないものかと、このように思うんですけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

寒河江は、大豆なんかを今度非常に熱心に力を入れて大豆の生産をしているようですけれども、この中で 地元でとれた大豆でみそとか、豆腐、そういうものをつくって給食に使うとか、また品目をふやしていく。 そういうことも考えていけないのかどうか伺いたいというふうに思います。

それから、各学校で出た残滓の処理ですけれども、これは藤島あたりでは子供たちが自分で分別をして、そしてそれを生産農家に引き取ってもらって、鳥のえさにしているというようなことがあるわけですけれども、やっぱり食べるだけではなくて、自分たちが食べた残りのものをどう処理するかということも給食の学習の中の一つではないかなというふうに思うんですけれども、そのことについてもお考えいただきたいと思います。

それから、食のアレルギーについては、いろいろと工夫をされているようですので、引き続きお願いをしたいというふうに思います。

それから、食器についても、これは14年から強化磁器食器を使い始めているということですけれども、こ

れはまだ残っている学校があるわけですよね。大きい学校、中部とか、寒小とか、南部とか、そういうところについても進めていくお考えかというふうに思うんですけれども、これはどの辺までに達成させる見込みなのか伺いたいと思います。

あとは3問に回します。お昼のようですので。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 第2問にお答え申しあげます。

低所得者に対するところの減免制度でございますけれども、これはこれまでも答弁申しあげたとおりでございまして、市独自としての軽減措置は考えていないところでございますので、現行制度で御理解をいただきたいと、このように思っております。

先ほども1問で答弁申しあげましたけれども、市長会としましては、低所得者対策ということでは、保険料とか、あるいは使用料の軽減策が十分ではないと、現在国がやっていることについては。それで、国の制度として財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じろよと、抜本的な見直しを考えてほしいと、こういうことを要望しておるところでございますので、つけ加えさせていただきます。

あと、介護職員のパートとか、それから利用状況等、これにつきましては、担当課長の方から答弁申しあげます。

### 佐竹敬一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 それでは、パートヘルパー等についてお答え申しあげたいと思いますけれども、現行制度における指定事業者に対する保険者としての市の調査権限はありません。あくまでも利用者の保険給付に関することになっておりますので、そこに雇用されている方々の労働条件までは権限がございませんので、実態としても把握していないところでございます。

あと、それから基幹支援センターとしての立場で、在宅支援センターの指導等についてもできるのではないかというふうなことであったようでありますけれども、これについても連絡会については月1回実施しておりますけれども、その中では先ほどのことからもして、そこまではできないというふうに考えております。以上でございます。

#### 佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 お答え申しあげます。

3点あったと思いました。前の方の2点について私の方からお答え申しあげ、最後の質問については、担 当課長の方がお答え申しあげますのでよろしくお願いします。

第1点は、学校給食における地元産食品の利用率をさらに高めていくための方策というふうにとらえたところでございます。これについては、先ほど委員長もお答え申しあげましたけれども、基本的には地産地消推進協議会の動向なども十分踏まえながら、さらにはその利用率が向上できるよう、校長等に求めながら努力していくということになろうかと思うんですが、学校給食の場合、栄養のバランス、もちろんどこの家庭ともあるわけですが、栄養のバランスがございますし、それから食事としてのバランスと、またバラエティーがございます。

そういったことなど、非常に難しい問題がまたあろうかと考えています。先ほどは地元業者との関係、こういったこともお答え申しあげました。さらには、大量の食材をどれくらい先ほどの観点に立って安定的に確保できるのかという課題もございます。したがいまして、市の地産地消推進協議会での検討、そういったことを十分踏まえ、今後の研究課題とさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、地域を限定しての試みは今のところ考えておりません。以上であります。

それから、第2番目は、学校給食にかかわる残滓というふうに理解させてもらいました。その処理については、一部の学校においてそれを肥料化し、花壇等に利用する。あるいは、学校でつくっておる畑等に利用するという試みがなされてきておりましたけれども、やはり十分な発酵がなかなかできないというような課題もございます。現在はそれを休止しておりまして、生ごみとして処理していると、これが実態でございます。

循環させていくようなそういうシステム、そういったことは大切なことでありますが、学校のみの取り組みとしてそれを常時ずっと行っていくということには、まだ問題がある、困難があるのかなというふうにとらえております。

現在、各学校では総合的な学習の時間を初めいろんな機会をとらえて、環境の教育に力を入れ、取り組んでいるところであります。そして、そこからさらに地産地消の取り組みの中でも大地の恵みに感謝したり、 生産してくれた方々に対する感謝の心を養いながら、給食の食材一つ一つを味わって食べると、そういうところの指導に力を入れているところでございます。

委員会としては、こうした取り組みを通して子供たちの郷土に対する愛情や、さらには豊かな人間性というものをはぐくんでいきたいなと。以上、このように考えておるところであります。御理解いただきたいと思います。

佐竹敬一議長 学校教育課長。

菊地宏哉学校教育課長 では、残っている3校の食器の更新についてお答えいたします。

食器の更新については、先ほども教育委員長が申しあげたとおり、安全面、衛生面を最優先課題としながら、子供たちと調理する側の両方から見た取り扱いやすさ、重さなどの観点から大規模校に合わせた検討を、今後進めていかなければならないと考えております。

ただ、それに付随する問題として、大規模校の場合、現在使っている食器洗浄機が、例えば強化磁器食器に変えた場合には使えなくなるなどの諸問題も含んでおります。それらの問題も含めて今後検討していかなければなりません。それら総合的なことを踏まえて、更新時期に合わせて進めていく所存です。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 最初に、介護保険の利用料、保険料の減免についての質問に対して、市長はやっぱりこの前と考え方は変わりないというふうなことをおっしゃいました。

でも、市長会として国の制度で減免制度をやるように要望しているというようなことがあったわけで、国の制度に期待をしたいというふうに思いますけれども、現実にはやっぱり未端で介護を受けている人たちの中には、本当に受けたい介護が受けられないというような方とか、保険料が高いというような方がいらっしゃるわけですから、国の制度を待つまでもなく、住民の福祉の向上ということで、独自にやっているところが全国的にもたくさん出てきているわけですね。

市長は、これまでもさまざまな低所得者に対する減免とか、または高額の使用をした場合には上限以上のものについては還付をするような制度があるんだというようなことを言ってこられました。ですけれども、これまで低所得者の方々が介護保険以前から訪問介護なんかを受けていた方については、普通1割負担のところを余りにも急激に値上がりするのは大変だというので、緩和措置として当初3%の利用料で受けられるというふうなことだったんですけれども、これが平成15年7月からは6%に引き上げられたわけですね。そして、さらに17年度からはこの6%から10%、1割に引き上げるということになっているわけで、そういう人たちがまた利用料の負担に苦しむことになるのではというふうに考えるわけです。

そして、国のこういう上限以上の利用をした場合の上限部分を還付するというような制度については、これも生活保護の方とか、世帯全員が住民税非課税の場合というような制限がありまして、そもそも1カ月1万5,000円の利用をするという人が寒河江市の場合はほとんどいないというか、1万5,000円以下の人が70%ぐらいなんですね。ですから、そもそもこの制度には当てはまらないと。生活保護を受けている方というのは、ある程度こういうところで救われているんですけれども、生活保護も適用にならない。あるいは、人の面倒になるのは潔しとしないということで、生活保護を受けないで独自で何とかしなければならないと頑張っている方がいるわけです。

ですから、ヘルパーさんたちが訪問をして、この方に対してだったら、こういう制度があったらもっと介護が楽になるんだろうなと。また、受ける方に対しても非常に利用しやすくなるのではないかなというような介護サービスがあったとしても、それをお金を払われないからいいと言って断る方がいると。そういう方の場合は本当に制度にも当てはまらない。そして、ケアマネジャーとか、ヘルパーさんの独自の力ではどうにもならないということで、何とか介護が受けやすいようにしてあげたいんだけれども、どうにもならないということで、大変悩んでいるという話を聞いております。

ですから、こういう方については、やっぱり行政がもう少し踏み込んで、こういう方たちの実態を調査した上で、こういう人たちがどうすれば介護が受けやすくなるのか、そして必要とする介護が受けられるのか、そういうことを考えてあげるのが、これは行政の仕事ではないかと思うんですけれども、市長、その辺のところ、どうお考えですか。国の制度が悪いんだから、これを改めるまでしようがないというふうにお考えなのかどうか。だけれども、自治体の仕事としてこういう方も救っていかなければいけないんだという立場に立つかどうか、そういう問題だというふうに思います。ぜひこのことも市長にお考えいただきたいと思います。

それから、給食の問題ですけれども、地産地消については、非常に積極的に取り入れておられるということがわかるんですけれども、今の寒河江市が地産地消ということで地産としている部分、これは山形県とか、西郡とか、寒河江市とか、県内で生産されるもの、それを地産としているのか。この中で寒河江市から

産出されるもの、とれるものは何%ぐらいになっているのか。そして、平成14年度は43%、そして平成15年度は45%取り入れていると言われましたけれども、これをどれくらいまで地産地消を取り入れていくという目標を持っておられるのか。そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、ちょっと戻りますが、ヘルパーについてですけれども、ヘルパーの身分とか、それから待遇の問題なんかについては、事業者のことだからそれは行政として立ち入ることはできないというふうなお話だったと思います。今回の制度改正の中にもヘルパーの処遇についても幾らか入っているように見受けたわけですけれども、やはりヘルパーやケアマネジャー、介護に携わる方たちが本当に誇りを持ってそういう仕事に当たることができるように、やっぱりヘルパーの移動時間ですとか、会議への出席ですとか、介護にかかわる時間を勤務時間として入れてもらえるようなそういう制度にするよう、これは市長の方からも要望をしていただきたいというふうに思います。

それから、これは2問でお尋ねしたいというふうに思ったわけですけれども、給食の問題で、私たちはこれまで雨宮正子さんの講演とか、藤島町のふれあい食センターの視察とか、いろいろなことを見たり聞いたりしながら、給食というのは一体どういうことなんだろう、子供たちにとって一番いい食というのはどういうことなんだろうということで勉強してきたわけですけれども、やっぱり給食というのは食事を食べさせるというようなことにとどまらずに、生産とか、流通、それから社会情勢、そして地域とのつながり、食文化、食に対するマナー、そういうことを小学校、中学校問わずに生きる力を身につける教育の一環だなというふうにしみじみと感じてきたところですけれども、教育委員会はこの給食が教育の一環だというふうなことに対してどのような見解を持っておられるのかお尋ねをしたいと思います。

そして、今行政改革という名のもとで給食の民間委託なんかが進められているところが多くなってきております。給食なんかもその一つになるわけですけれども、建てかえとか、または新規に給食を実施するというようなところでは、民間の力を取り入れて、民間委託ということをやっているところが多くあるように見受けられますけれども、でも私たちがこの間ずっと学んできたところによりますと、民間委託というのは、最初は非常に安く業者が入札するけれども、だんだん委託費なんかも高くなっていくというようなことも聞いております。

直営でやっているところを見てみますと、先ほどの話にもありましたけれども、子供たちの食のアレルギーに対してなんかは、寒河江市の給食現場でも非常に気を遣って、食べられるもの、食べられないものというものをメニューを分けたり、そういう食べられないものについては代替物を出すとか、いろいろな取り組みをやっていると承ったんですけれども、自校調理とか、自校で直営でやっているところ、あるいはセンターでも直営でやっているところ、そういうところではアレルギーの除去食、それを個人的に、個人のアレルゲンになるようなものを取り除いて同じような形に調理をして出すとか、そういう非常に気を遣った給食を提供しているわけですね。

藤島町にも、そういう個食用の給食の調理室がちゃんとできているんです。今のところ、それに対応しなければならない子供はいないということで、そこは使っていないようでしたけれども、いつでもそういうことができるような準備がされている。そして、また埼玉県の草加市などでもそういう食アレルギーになる食材を取り除いて調理しているというようなことがあるわけですね。

そういうところで、直営というのは非常にすぐれた給食ができるものだなというふうに思っているところですが、また給食を通して地域とのつながりが強まっているというようなこととか、震災、災害なんかがあって炊き出しをするときには直営の施設を持っているところ、この前の阪神淡路大震災のときなんかでも自校直営の調理室を持っているところは、大いに炊き出しに役立ったというようなことを聞いているわけで

す。

ですから、私たちは直営の給食というのはすばらしいなというふうに思ってきたところですが、寒河江市の場合も柴橋小学校を除いては自校直営のすばらしい給食をつくっているわけですが、この自校直営の給食を維持することについて、どのようにお考えになっているかお尋ねをしたいと思います。

#### 平成16年9月第3回定例会

### 佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 給付と負担というような問題はこれは大きな問題だろうと、このように思っております。低 所得者のことも社会保障全体というような問題からも十分議論して、これからも国においても考えてもらい たいものだなと、このように思っておるところでございます。

#### 佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 何点かありましたが、お答え申しあげたいと思います。

まず、先ほど御紹介いたしました給食における地場産物の利用状況でありますが、あの中のいわゆる地場産物と規定しているのは県産品と市町村産品、以上であります。

それから、この利用の目標値というふうに受け取らせてもらったんですけれども、先ほど申しあげたように、学校給食の場合は量の確保、それからバラエティーの問題等々がございます。したがって、どれくらいの目標値というか、数字がいいのかということはちょっと今のところお答えすることはできませんし、今後の私たちの努力目標ということで考えねばならない時期が、ことがあるのかなというふうにも思ったりします。

第3点でしょうか、学校教育とのかかわりですけれども、そもそも学校教育というのは学校という場の中で児童生徒の一人一人の人格の形成とか、それからそれぞれ社会人として巣立っていくときの資質の向上などを目指してなされるものだと思います。そして、それぞれ一定の目標を持った学習活動が意図的に、しかも計画的に実施されるいろんな学習活動によってその目標が達成されるもの、これが学校教育だろうというふうにとらえております。

家庭教育等のいわゆる学校と比べて意図的とも必ずしもいえませんし、計画的ともいえない。学校はやっぱりそういう意図的、計画的な学習活動の集積の上で目的が達成されるというふうに考えております。本市の給食にかかわっていいますと、先ほど委員長から説明がありましたように、実態はああいう実態で推移しているわけであります。繰り返しませんが、したがって学校の教育活動の中で一定の目標のもとに計画に繰り込まれ、実施されている給食は学校教育の一環であるというふうに理解しています。

以上だというふうに理解しました。よろしくお願いします。 (発言する者あり)

#### 佐竹敬一議長教育長。

大谷昭男教育長 すみません。失礼しました。

給食の、殊に学校給食の供給形態でしょうか、それについての質問が最後にございました。これについては、寒河江市の場合、今の供給体制及び供給形態で、良質でしかも安全な学校給食を提供することができていると、このように考えているところであります。以上です。

#### 川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号12番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の皆さんから寄せられた意見を踏まえ、提言を含め質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

通告番号12、寒河江市振興計画について、第4次振興計画の到達見通しと第5次振興計画の策定方策についてお伺いたします。

第4次振興計画は、平成8年度にスタートし、17年度が目標年度であります。1年を残すだけとなりました。同時に、平成18年度から向こう10年間の第5次振興計画策定の時期に入っているわけであります。この間の地方自治体をめぐる環境は、これまでになく大きく変化しているのであります。

一つは、地方分権一括法によって、これまでの国と地方の関係が上下主従の縦の関係から、支持協力の対等平等の横の関係に大転換されたことであります。二つには、情報公開法や個人情報保護法によって国民の知る権利が確立されました。また、行政手続法の整備がされるなどの改革によって、主権者である国民が国や地方自治体を問わず、政治や行政に参加する機会が飛躍的に拡大されたのであります。三つには、赤字公債の発行で財政の危機的状況が一層深化したこと。財政の再建に三位一体の改革でようやく本格的に着手されたものの、地方財政をめぐる環境は一段と厳しい状況が続くと予想されているのであります。

私は、21世紀は成熟した民主主義社会の到来であり、地方自治体にあっては住民自治の完成期になると思っています。しかし、現実の政治は日本歯科医師会からの1億円の献金問題や北海道を初め警察の裏金づくりなど、永田町の常識は国民の非常識、市役所の常識は市民の非常識などと言われる悲しい実態も現実の姿であります。その典型的な姿が、多数決が民主主義だというおごりや事実を掩ぺいする体質にあると思うのであります。

言うまでもないことですが、多数決は民主的な意思を決定する方法であって、民主主義で最も大切なのは その結論が導き出される過程であります。公平公正な立場で建設的な議論を保障し、少数意見も尊重される ことであります。民主主義には社会正義が不可欠なのであります。この社会正義のないところには自浄作用 が働かないと言われております。

本市においても、この間行政と市民の協働作業によって多くの成果を上げることができました。しかし、 幾つかの課題や反省点もあるのではないかと思います。私は今後の市勢のさらなる発展を期する立場から幾 つかの課題についてお伺いいたします。

一つは、地域間格差の問題であります。第4次振興計画では、1万3,500世帯、4万8,000人の目標が設定されています。本年7月31日の実績で見ますと、1万2,484世帯、4万4,244人で、目標に対して92.47%と92.18%と、それぞれ達成はしなかったものの、平成8年3月31日との比較では世帯数が1,374世帯、12.37%、人口では930人の2.15%、それぞれ増加しています。

しかし、旧町村別に見ると、世帯、人口ともにふえているのは、西根、柴橋、寒河江、南部の4地区で、世帯はふえたが人口が減っている地区は、高松、醍醐、三泉の3地区であります。世帯、人口ともに減っているのが白岩地区で、世帯数が31世帯、3.52%減で、人口は389名、10.72%の減となっています。これまで全市的な振興を図る立場から、すべての小学校の改築事業を実施し、住宅団地造成などの施策を展開しているものの、格差が拡大するなど、目的が十分に達成できない状況となっています。その要因及びその克服

策をどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

また、振興計画の年齢構成では15歳から64歳までの生産年齢人口が58.8%、14歳以下が16.7%、65歳以上が24.5%と推定されていたわけでありますが、現状はどうなっているのかもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

二つには、財政を悪化させている借金の増大についてであります。平成7年度決算と実施計画の16年度末を比較しますと、7年度決算では普通会計の起債残高は 175億 151万 5,000円で、同年決算額対比で102.51となっております。同様に、16年度末の実施計画では 252億 8,150万円の起債残高が見込まれ、 114億 5,672万 7,000円の増加となります。16年度普通会計予算総額との対比では176.11となり、この9年間で 73.61ポイント上昇することになります。さらに、特別会計と企業会計を含めた起債残高は、7年度末の 306億 6,077万 3,000円から16年度末には 421億 1,750万円見込まれ、年々増大しているのであります。

このほかに、隠れ借金となりやすい土地開発公社にかかわる問題もあります。 3月には土地開発公社に対する市の債務保証額は37億円に引き下げられましたが、15年度決算書を見ますと、市が買い戻ししなければならない公有用地及び代行用地代が7億9,819万円余あります。その中には、チェリークア・パーク民活用地代としてホテル王将と湯坊いちらくに分譲し、契約解除された土地と最上川沿いののり面の用地代4億2,500万円弱が代行用地に含まれています。

ところが、そのほかに中国パール株式会社に分譲し、倒産により買い戻した土地代金5億2,226万円余が未払いとなっているのであります。当局は、市と開発公社の契約が20年の延納になっており、議会の議決も得ているので問題ないと言われています。しかし、中国パールとの契約が破談しているわけで、そのまま放置すべきではないと思います。

このように、土地開発公社から市が取得し、市が企業に処分する場合はもっと慎重にすべきであります。 今回の契約解除や買い戻しは土地開発公社には何らの責任もなく、判断の甘さや誤りも含め、全面的に市の 責任であります。なのに、市の対応は、寒河江市に所有権の登記も済んでいる土地を10カ月前にさかのぼっ て、議会の議決事項になかったことに変更して、土地開発公社に管理させていますが、このことは責任をあ いまいにすると同時に、一般社会では通用しない詭弁であります。役所内だけの御都合主義との批判は免れ ないと思うのであります。

このことについてどのように受けとめ、今後どう対処されるのか、市長の考えをお伺いいたします。また、のり面の土地の活用や、どこに幾らでいつごろ処分される計画になっているのかもお示ししていただきたいのであります。

三つには、第4次振興計画の重要かつ主要プロジェクトであるチェリークア・パーク建設が、中核施設を担う予定であった中国パール株式会社の撤退や見通しの立たない現状についての問題であります。これから事業に参加する企業を探して、6万7,700平米の土地を処分し、新たに事業を展開しなければならないのであります。過去の過ちを繰り返さないためにも、再度質問いたします。

平成13年9月議会の一般質問において、中国パールへ土地の処分を議決した平成10年6月議会で、中国パールとの契約だけが契約保証金がなく、契約時に他社の契約金と同額の5%は土地代金として納めてもらうという内容だったことから、もし万一土地代金全額が納まる前に事業に参画できない事由が発生し、土地の買い戻しをすることになった場合は、契約保証金ではなく土地代金となっていることから返さなければならないのではないか。そうなれば、他社の契約との不公平が生じるのではないかとただしたのに対し、当局は「中国パールの契約保証金を免除しても、買い戻した場合は契約保証金と同じ5%の違約金を払ってもらう

ので不公平とはならない」と答弁したのではないかとの問いに、市長は「議決をいただいた分譲契約書には 買い戻した場合に違約金を徴するという条文はありませんので、契約内容にないことを答弁したということ はありません」との答弁でありました。

そこで、再度お尋ねをいたします。平成10年6月議会で当局はどのように答弁されたのか明らかにしていただきたいのであります。契約内容は、さまざまな事態を想定し、寒河江市にとって不利益を生じさせないようにすべきなのであります。王将やいちらくの契約保証金は没収となり、寒河江市の帰属となりました。中国パールにだけ契約保証金を免除したことと、土地代金の5%しか受け取っていないのに中国パールへの所有権登記をしたことが誤りであったことはその後の結果を見れば明らかであります。このことについて市長はどのように総括されているのかお伺いいたします。

次に、第5次振興計画策定について伺います。

役所や役人主導ではなく、名実ともに行政と住民とが一体となってつくり上げるべきと思います。そのような観点から、進め方、スケジュール、計画の柱の3点についてお伺いにします。

まず、進め方についてでありますが、住民の意向を把握する方法はどのように考えておられるのか。また、集約した意向をどういう方法で計画に反映させる考えなのかお伺いいたします。原案諮問ではなく、振興審議会の中で原案作成から取り組むことができないのか。できなければ、骨格づくりの段階でシンポジウムの開催や振興審議会内でのフリートーキングなどをぜひ実施していただきたいと思います。

市民は、行政が想像している以上に豊かな発想を持っているのであります。また、計画の変更が可能な段階での住民説明会の開催が必要だと思います。さらに、条例を改正して振興審議会委員の一部を公募制にしてはどうかと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。そして、今後第5次振興計画の策定に向けたスケジュールはどのようになっていくのか示していただきたいと思います。三つは、寒河江市が直面する厳しい環境の中で第5次振興計画の柱を、どのように夢のあるものにしたいと考えておられるのか、市長の御所見をお伺いいたしまして第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

[佐藤誠六市長 登壇]

佐藤誠六市長 何点か御質問がございました。

まず、第4次振興計画についてのお尋ねでございまして、地域格差の話でございましたが、先ほどもるる申し述べられましたけれども、北西部の人口と世帯数でございますが、市の町会別世帯人口調べによりますと、平成8年7月末とことしの7月末での比較でございますが、白岩が3,598人から3,241人となっておりまして、したがいまして357人の減でございまして、世帯数が878世帯から850世帯となっておって28世帯の減でございます。

高松地区が、 3,787人から 3,562人となって 225人の減でございまして、世帯数は、しかしながら 840世帯から 850世帯となって10世帯の増でございます。醍醐地区は 1,532人から 1,412人となりまして 120人の減でございますが、また世帯数の方は逆に 336から 344となって8世帯ふえております。三泉もそうでございまして、 1,870人から 1,812人となりまして58人の減でございますが、世帯数は 468から 509ということになりまして、41世帯の増ということになっておるわけでございます。

そういうことで、全市の地域振興というのを図らなくてはならないし、ここまでもやってきたわけでございますので、振興計画というのは10年間の市全体の発展を描いたものでございまして、各地域ごとについては述べておらないところでございます。しかし、事業実施に当たりましては、地域住民の声というものを3年間の実施計画の中に十分反映いたしまして事業を実施しているところでございまして、したがって、人口のみの判断から格差が生じていると考えておらないところでございます。

それから、年齢、人口の関係の御質問もございました。

第4次振興計画の目標年次の人口設定では、昭和35年から平成2年までの国勢調査というものをもとにしまして、最小二乗法という方法で算出したものでございます。第4次振興計画期間中に、高速交通網の充実や工業団地の拡張、潤いのある定住環境整備によりまして新たな発展可能性が見込まれるとして、4万8,000人というような数値を置いたわけでございまして、これが振興計画の想定値だったわけでございます。

それで、平成8年と現在の人口と世帯数を申しあげますと、山形県の人口と世帯数というものを、毎年10月1日現在で取りまとめているものがあるわけでございます。その報告書によりますと、平成8年10月1日現在では人口4万2,971人で世帯数が1万1,107世帯となっております。これに対して平成15年10月1日では、人口が4万3,497人、世帯数が1万2,123となっておりまして、着実に増加しているところでございます。

また、それぞれの人口構成での比較でございますけれども、ゼロ歳から14歳までの年少人口というものは、平成8年が7,371人、平成15年が6,553人で818人の減でございますが、15歳から64歳までの生産年齢人口におきましても、平成8年が2万6,823人、15年が2万6,524人で299人の減となっております。ただ、65歳以上の老齢人口というのは、平成8年が8,777人でございまして、15年が1万420人で1,643人の増となっております。また、世帯数は1万1,107世帯から1万2,123世帯となって1,016世帯の増となっております。県内の多くの自治体で人口が減少している中で、本市におきましては、順調に人口が増加しており、着実に市勢の発展を遂げてきたところと思っておるところでございます。

次に、クア・パークの中国パールから戻された土地の問題についてでございますけれども、第4次振興計画の到達見通しについての視点からお聞きになったんだろうと思いますが、一連の開発公社についての御質問とはどうも結びつかないのではないかとは思いますけれども、せっかくでございますので答弁したいと思

います。

市と公社の関係について申しあげるならば、本市ほど、土地開発公社を上手に利用して事業を着実に進めているところはないと思っておるところでございまして、中国パールから買い戻した土地を公社が管理するということでございますけれども、平成13年8月13日より市が所有しているものでございまして、当然管理も市が行っているところでございまして、この土地の管理というものは公社では行っていないところでございますので、御承知おき願いたいと、このように思っております。

また、このクア・パークでのまだ立地されない土地もあるわけでございますけれども、この事業展開の過ちを認めなさいと、こういうような話もございましたけれども、現在いろいろ緑化フェア、あるいは花咲かフェアで使われておりますけれども、また企業が立地されるような努力を現在払っておるところでございますので、御理解をいただきたいものだなと、このように思います。

それから、クア・パークののり面の土地のお話がございました。

これは御案内かと思いますけれども、建物の建築が制限されている場所であるというようなことから、民間が購入した庭園の一部とするか、あるいは河川区域として国から買収していただくかなどにつきまして、これまでもお互いに検討してまいったところでございます。その結果、こののり面は河川区域となる土地であり、植栽等の制限もあり、また将来河川の中になる土地に庭園などを増築するということもいかがなものかなと御指導もいただいたことから、現在は国から買い取りしていただくよう働きかけを行っているところでございます。国との協議が整えば、市が公社から取得いたしまして、その後市が国に譲渡するというようなことになるかと思います。

次に、中国パールとの関係でございましての保証金の問題だろうと思っておりますが、何回もこれは出たわけでございますが、平成13年9月の定例会で一般質問の中で議員の質問にも答えておるわけでございます。

改めて申しあげますと、中国パールと締結した契約では、第15条で中国パールが分譲代金等の納入を完全に履行する前に契約が解除されたときには、分譲代金の5%相当額の違約金が発生すると規定しておるわけでございます。市が中国パールから土地の買い戻しを行うということは、契約の解除ではなく、契約第12条に基づく買い戻し権を履行したものでございます。したがいまして、第15条による契約の解除ではありませんので、違約金はあり得ないということでございます。

なお、担当の説明についても、以前にもお答え申しあげたとおりでございまして、契約条項にないことについては、説明する必要はないし、しないものと思っております。

次に、この第5次振興計画の面についてのお尋ねも何件かございました。

住民の意向というものをどうして把握するのか、集約するのかと、こういうことだろうと思いますが、この振興計画というのは言うまでもなく、寒河江市民のための将来の寒河江市像というものを策定するものでございます。当然、市民の意向というものを聞きながら計画の中に反映させてまいりたいと思っておるわけでございまして、御案内かと思いますけれども、振興計画は基本構想の策定と、これに基づいた基本計画策定から成っているわけでございます。

この基本構想の策定に当たりましては、現在予定されておりますのは、まちづくり各層座談会を開催いたしまして、意見というものをお聞きして、これをまとめて、将来像というものを描いてまいりたいと考えております。それから、基本計画の策定に当たりましては、基本構想より具体化するものでございます。地区座談会というものを開催いたし、地区の皆さんから具体的な御意見というものを聞きながら、この基本計画の中に反映してまいりたいと、このように思っております。

それから、この振興計画の策定方法といいますか、白紙で臨んではどうかというような御意見のようでございますけれども、振興審議会につきましては、地方自治法第 138条の4第3項の規定によりまして、設置されるところの附属機関でございます。

その趣旨というものは、執行機関の要請により、その行政執行のための必要な資料の提供など、行政執行の前提として必要な審議等を行うことを職務とする機関であり、執行権を有しないものと、こういうように規定されております。したがいまして、審議会とは諮問に応じてその問題について意見を述べ、論議して、その意見の答申を行うことを職務とする機関でございますので、原案を示して十分な審議を行っていただくことが最も妥当な進め方だろうと、このように思っております。

それから、その審議会の委員でございますけれども、公募というお話もございました。条例上、どうのこうのというような話もございましたけれども、御案内のように、審議会の委員につきましては、条例で市長が任命することとしておりまして、それで最もふさわしい方を任命したいと考えておりますので、公募するという考えは持っていないところでございます。

次に、スケジュールのお尋ねがございました。

7月1日に庁内での振興計画策定会議及び策定委員会の合同会議を開催し、着手しております。その後、第4次振興計画の進捗状況の把握、あるいは分析を行っているところでございます。そして、これからまちづくりの各層の座談会を開催する予定でございます。来年には、寒河江市振興審議会というものを開催いたしまして、基本構想を諮問いたしまして、答申は5月を予定し、6月には議会に提案してまいりたいと考えております。そして、その後、基本計画を策定するために各地区座談会を開催いたしまして、10月には基本計画の原案をまとめ、11月には振興審議会に諮問いたしまして、18年、再来年の2月には答申をいただき、議会の全員協議会に御報告申しあげ、そして18年3月議会に行政報告をしたいという考えでおります。

それから、第5次振興計画の策定方針といいますが、大筋のところについてのお尋ねもございましたが、地方新時代に向けたところの対応、それから元気なまち、元気の出る安定した生活、それから景観と芸術、歴史、文化の融合、市民との協働、健康と安心なまちづくりが考えられると思っておるところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長川越孝男議員。

川越孝男議員 1問目の答弁をいただきましたので、2問目に入らせていただきたいと思います。

今回の議会でも、午前中も今自治体を取り巻く環境の厳しさについては、お話があったわけであります。 私も、これから第5次振興計画をつくっていく。そして、政治や行政に対して国民の、あるいは住民の信頼 をかち取り得なければ、どんな立派な計画をつくってもみんなのものにならないと、こういうふうに思って います。

したがって、そういう中でこれから日本は、あるいは寒河江はどういうふうになっていくのであろうというふうに考えた場合に、やっぱり冷静に、謙虚に、財政のこともそうでありますけれども、もっといろんな観点で考えてみる必要があろうというふうに思うんです。

それで、私は1問目でも情報公開の問題を申しあげました。もう以前は想像がつかなかったと思うんです。日本は非核三原則を国是として持っています。故人になりましたけれども、佐藤栄作元総理大臣はノーベル平和賞を受賞しました。非核三原則、つくらず、持たず、持ち込ませず。しかし、米国の公文書公開、これによって当時から日本の平和三原則を否定するような密約があったことはもう明らかになっているわけであります。もう時代はそういうふうになっていくんです。これからは、日本も寒河江もこういうふうな形で進んでいくんです。

また、今大変な中で民活という、民間の活力を導入すると、こういうことが言われています。私もこのことについては否定をしません。そして、日本の世界で冠たる自動車産業、日産は大変な経営危機から脱却をしました。合理化もやりましたけれども、ゴーン社長は合理化が日産をよみがえらせたのではないというふうに言っていますね。私もそういうふうに思います。というのは、当時は相手はだれと、トヨタに負けるな、トヨタ自動車が対相手だったそうです。トヨタに負けない経営合理化をしよう、車をつくる。しかし、それではだめなんだと。車を乗ってくれるお客さんはだれだ。お客さんに喜ばれる車をつくらなければならないという形で経営再建をしたそうであります。

自治体も全く同様だと私は思うんです。自治体の行政のサービス相手はだれなのかといえば、住民ですね。やっぱり、住民の立場に立った行政をしていかないというと、だめだと思うんです。そういう中で、自動車産業、三菱自動車は会社に不都合なことを隠してきました。その結果が今日的な状況になっています。死亡事故も発生するような状況になりました。会社の信頼ももう大変な状況まで落ちています。こういうふうなことを我々市政に参画する者も、あるいは行政を担当する執行部の皆さんも、職員の皆さんも、冷静に受けとめる必要が私はあろうというふうに思うんです。

そういう中で、第4次振興計画をやってきて、私は1問でも申しあげました。市民と行政と力を合わせて成果もいっぱいあります。しかし、反省点もあるのではないですか。佐藤市長は3日の日、次の選挙にも出馬するということを申されました。そうしたときに、やっぱり20年間市政を担当してきて、市民の協力でここまで来たけれども、寒河江で抱えている問題もこういう問題がある、これをこういうふうな形で改善をして、あるいは正してやっていきたいというお話が聞けるのではないかと思って、私は質問をしているんです。

オリンピックの選手、成績を上げるためには失敗、その失敗を科学的に分析をしながら、そして次にチャレンジをしていくわけですね。日本の北島選手は、もうアテネで泳いでいても日本で泳ぎ方を解析しているわけですね。それを向こうにまたすぐインターネットで送りながら、あるいは電話の回線で送りながら指示を出すと、こういう科学的に物事を、やっぱり反省点、問題点を明らかにしながらやっていくという姿勢

が、今求められているのではないかというふうに私は思うんです。そういう点について市長の見解をお聞かせをいただき、何にも問題ない、これまででいいというふうなことであっては、私は残念ながら異論を呈さなければならないと思うんです。

それで、人口についても、私はふえているということを評価していると。寒河江市では人口もふえている。しかし、格差が出ているのではないですか。それは、市長は人口の数だけで地域間格差というふうには言いませんというふうにおっしゃいました。しかし、幸生も田代も醍醐も高松も三泉も西根も全部小学校を建てているんです。生徒がどんどん少なくなって複式学級などというふうなことになっていけば、将来どうなるのかということをやっぱり考えてやっていかないというと、私はそういうふうになってからではだめだというふうに思うから申しあげているんです。

そこが、だからといってすぐこういうふうにやれば、その問題はすべて解決するなどというふうには私も思いません。しかし、そういう問題意識を持ちながら、第5次振興計画をつくるのと、人口など寒河江はふえているんだと。よその市では減っているのに寒河江はふえているんだ。だから、いいんだ。人口で格差あるなんていう判断はしないと。こういう物の見方、判断の仕方というのはいかがなものかということで、私は市長に、どうこうぎりぎり言うとか何かではなくて、客観的に見て、やっぱり必要なのではないかということを申しあげているのであって、このことについての御見解などもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、第5次振興計画をつくる上で柱になるさまざまな事業分野といいますか、述べられました。しかし、私は、第5次振興計画をつくる上で、私が聞きたいのは打ち合わせの中でも申しあげたのは、財政的にも本当に大変になってきた。バブル期からもう佐藤市長は寒河江市の市長を担当しているわけでありますから、そういう時代ではもちろんいかないと。もう軌道修正をしなければならないんだというふうなことが、一つはあると思うんです。

そうしたときに、そういう中にあって、これからの10年間の計画を立てるためには何を柱に、私は財政的にそういうふうなことであれば、人づくりだと。人づくりに、本気に、私であれば、私がその立場であればそういうふうなことをしていかなければならないというふうに思うんです。

それから、行政のやらなければならない、忘れてはならない一つとしては、先ほどもありました佐藤暘子議員もおっしゃっておりましたけれども、民間活力の導入はいいんです。しかし、民間の原理原則は利益追求、弱肉強食です、言いかえれば。これで市の行政すべてやった、それで民間活力いいわけでありますけれども、民間活力でかばい切れない、民間の力でカバーし切れないことが出るわけであります。

それは、社会的弱者に配慮した政策を忘れてはならないということです。民間活力ではそこは救ってくれない。もちろん自助努力、共助、公助、自助努力を否定しているのではなくて、もちろんその上でなおかつ行政がやらなければならない柱というのはそこだと思うんです。

それから、もう一つは、具体的にこういう財政状況になっているわけでありますから、全体に切り捨てて 帳じりを合わせると、こういうことではだめだというふうに思います。そして、財政がこういう、もう国で いえば天文学的な数字になっているわけでありますから、寒河江市においても具体的にこの財政再建をして いく。言うならば、起債借金を数値目標を定めながら、やはり減らしていくという、そして健全財政に結び つけると、こういうことも向こう10年間の計画の中では極めて必要なことだと私は思います。

そして、最も重要なのが住民参加だと思います。住民参加の住民自治の確立だと思います。そういう意味では、寒河江市で今やっているグラウンドワーク、行政と住民と企業が一緒になって事業を進めるというこの発想、このシステムは大変結構なことだと私は思うんです。しかし、事業ができ上がった後の単なる作業ではなくて、企画立案の段階から住民と一緒になってやっていく。企業も住民も行政も一緒になってやって

いく。こういうシステムを制度化すべきだと思う。言うならば、自治基本条例です。

これは私どもの方では次のバッターである、内容的には内藤議員の方で提起をしてまいりますけれども、今のグラウンドワーク、もちろん始まった段階ですので、まだまだ内容的に成熟などというふうにはもちろんいっていないわけでありますので、作業の部分だけにまだ終わっている。そして、また参加する人も本当の自発的な、個々の参加する方の自発的なものよりもそれぞれの団体での割り当てというふうになっているという、これも現実、これは現実という、これで終わりではなくて、これはもちろん高めていかなければならないわけでありますけれども、そういう実態にあるということも受けとめていただきたいのです。

これで 100点満点だと言っていたら改善の余地はありません。したがって、私は参加している人たちからもそういうお話を聞いて、したがってぜひそういうシステムを寒河江の中に全体的につくり上げていくと、こういうことが極めて必要であろうというふうに思います。そういう立場で、第5次振興計画にはそういう視点を盛り込んでいただきたいというふうに思いますが、市長の御見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、チェリークア・パークの関係でありますけれども、土地の中国パールへの譲渡をめぐる議会の議決と議会答弁の関係でありますけれども、先ほど市長からも前回と同じ答弁がありました。平成10年6月には契約書に書かれていないことを答弁するはずがないというふうに言われました。そのことはどういうことかといいますと、中国パールが満額出さない間に撤退しなければならなくなって、土地の買い戻しをしなければならないというふうになった場合に、他の企業と格差があるのではないかという質問に対して、当時、平成10年6月議会では違約金をもらうので問題ないというふうに言ったと。しかし、きょうの答弁も契約書にそういうことが書かれていないからそんなことを言うはずがないというふうに言われました。

それでは、その時点でそういうふうに聞かれたとき、どういうふうに答弁されたんですか。実際、書かれていないから、今回なったと同じようなことを私が質問しましたので。そういうふうに、もしなった場合には、先ほども申しましたが、王将や湯坊いちらくの部分は5%の契約保証金が没収になりましたね、5%。

それが、中国パールには契約保証金がうたわれていないわけですから、もしそういう事態になった場合にはどうなるんですかというふうに聞いたんです。そうしたらば、そのとききょうと同じような、いや、それは違約金も契約解除でないからもらえません。いただいている5%も土地代ですので、もしそういうふうになって買い戻しになった場合にそのお金も返します。こういうふうに答えたのだったらわかりますよ。そういうふうに言ったら、そのとき大騒ぎになる。そうではなくて、その5%相当額は違約金という条項で載っているので、それでもらうから格差は生じないというふうに答弁しているんですよ。

ところが、新しい議員もいらっしゃるので申しあげますが、その総務委員会で議論した会議録が議会にないんです。紛失、そのときの分だけが。という状態になっているんですね。こういうふうなことというのは今は、先ほどもいろんな話をしました。もうそんなことをしていたら、市民の信頼というのはかち得ることはできないというふうに私は思うんです。本当にそのとき言った本人がわかると思いますので、どういうふうに答弁されたのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

以上で2問といたします。

#### 佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 私の市政に対するところの何といいますか、態度というのか、姿勢について、姿についての御批判もございました。もっと謙虚になれと、こういうふうな話でございますけれども、私ほど謙虚になって誠実に誠心誠意やっている者はないのではないかなと私は思っております。私の......、(発言する者あり)聞いてください。

3日の日ですか、答弁もしましたけれども、市井に学ぶということをまず言っておりまして、これは私の就任当時からの基本的な姿勢でございまして、一般の市民、井戸端にいらっしゃるような市民と、そういう意味の市井、井戸でございますから、そういうことに学ぶという気持ちで取り組んできたところでございまして、誠心誠意取り組んできたと、このように思っております。私は何も全然完全無欠な人間ではございませんから、それは反省もし、常に自省を加えながらここまで来たと私は思っておりまして、これからもやっぱり皆さんから御指摘を受ければ、あるいは市民からの話を受ければ、それは素直に私は聞く耳を持っています。それが私の市井に学ぶというところの姿勢なのかなと、このように思っております。

それから、過疎の問題、地域格差の問題に過疎の問題が出てきました。これは全国的に大変な対応というようなことがあろうかと思っておりますけれども、ですから、いろいろ国におきましても過疎対策というものを取り入れておるわけでございまして、それを優遇措置というものも講じながらやっておるわけでございますけれども、にもかかわらず過疎は進んでおると、こういうことで、ですけれども、私としましては、そういう土地に合ったところの、あるいはそれにふさわしいところの事業というものを実施しながら、そこに住んでよかったというような気持ちになっていただくような施策というものを、事業を執行してきたと、このように思っております。

それから、民間の活力の話でございますけれども、非常に厳しい時代に、これは何も今さらくだくだ言うまでもなくて、時代になっておりますから。そうしますと、やっぱり公共サービスというものはこれは非常に厳しくなってくるということは、これは論をまたないことだろうと思いますけれども、何にしましても住民のための行政でございます、政治でございますから、やはり皆さんからちょうだいしたところの税というものをこれは還元して、そして公共サービスというものをさらに深めていく、高めていくということが必要なところなわけでございまして、そういう意味での行財政改革というものは、これは進めてまいらなくてはならない。

そういう中での民間の活力、あるいは民間委託ということも当然これは考えなくてはならない。民間だってこれは一般の市民でございますから。お互いに立つところは立つ。民間にできることは民間にと。地方にできることは地方にというような今の構造改革の考え方でございますから。そういう意味におきましては、やっぱり住民にこれまでの厳しい中での公共サービスを発展し、あるいは維持提供していくということを考えるならば、やはり行財政改革の徹底ということは当然考えていかなくてはならないということでございまして、それをこれまでの頭の考え方で発想の転換もなく進むということは、これからの時代にはふさわしくないだろうと、このように思っております。

そういう中で、これまでいるいろ寒河江市は夢のあるまちづくり、明るいところの美しいまちづくりということを進めてきたわけでございますから、事業もやりました。それに伴いまして起債の残もこれは当然あるわけでございますけれども、それはそれなりに寒河江の資産として、また寒河江の生活環境、あるいは住環境、都市整備というものにそれが生きているわけでございますから、それを十分に活用するということがこれからもさらに問われるといいますか、やらなくてはならない問題だなと、このように思っております。

それから、グラウンドワークに対しての御批判がございました。企画立案の段階からしろと。現在、企画 立案からみんなやっておりまして、はい。何かそれを行政が押しつけでさせているんだというような気持ち で、「割り当て」だという言葉を使っておりますが、全くグラウンドワークをやってくださる市民の方に対 しまして失礼千万な話だと思います。市民の気持ちを踏みにじるものだと私は思います。

これは、もっと議員も理解してもらって、市民のこういう盛り上がり、市民のよりよくしていこうという 気持ち、そういうものをやっぱり買っていただかなくては、何が市民とともにやるというようなことが出て くるんですか。(発言する者あり)そういうことをもっとグラウンドワークについての御理解というものを 考えてもらいたい、このように思います。

佐竹敬一議長 答弁中ですので静粛にお願いします。

佐藤誠六市長 それから、中国パールについての保証金の話がございましたけれども、これは契約書に基づいたとおりに答弁申しあげておるわけでございまして、それ以上のあるいはそれ以下のものでは全然ありませんで、やっぱり文書に書いた契約書、それを説明するという、それしかないわけでございまして、これは前にも答弁したとおりでございまして、以上でございますかな。以上です。

佐竹敬一議長川越孝男議員。

川越孝男議員 市長も私が言っていることを、もう少しきちっと受けとめていただきたいと思います。

まず、第5次振興計画をつくる上で行財政改革を進める、このことについては、私も必要だと言っているわけです。そうする際の重要なポイントがあるのではないですかと。例えば、行政で忘れてならない、捨ててならないものの一つとして、幾ら財政的に大変であっても、民間では救済し切れない社会的弱者に対する配慮などというものは、もう財政が幾ら大変でも行政として忘れてはならないポイントになるのではないですかと。そのことについての見解をお聞かせをいただきたいというふうに申しあげている。答弁がありませんでした。このことについてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、グラウンドワークについて、グラウンドワークを否定していない。大変いいことだし、これを進めていくべきです。だから、そういう事業をこれはありとあらゆる部分で、福祉の関係でも、教育の関係でも、10名んな意味でそういうシステムを寒河江市で、今グラウンドワークと、いろんな公園をつくったりとか、環境の浄化、河川の清掃とか、いろんなものでしていますけれども、それを寒河江市の行政の全般に、すべてにそういうやり方を、そういうシステムを位置づけていくべきだということを私は申しあげているんです。一つの事業とか何かグラウンドワークとかというのではなくて、行政全体をそういうふうにしていこうと。

それが、先ほどから私が申しあげました、これはいろいろなところで使われている自治基本条例を寒河江市の住民、企業、行政のかかわりのものを制度化しようと。すべきではないかということを提案している。そこまで発展させるべきなのではないかということを申しあげているんです。そして、グラウンドワークもまだこれからもっともっと成長していくのだと思うということで申しあげているんですよ、私。ただ、今参加している人の中から、先ほど申しあげましたように、割り当てというふうに受けとめている人もいるよと。

したがって、みんながとかと私は言っているのではなくて、グラウンドワークのやり方はいいと、先ほども申しあげている。しかし、そういうふうなことがあるとすれば、そういうことも聞きながらもっともっと育てていかないというと、だめなのではないですかと。そして、グラウンドワークのさらにその延長に自治基本条例などをつくって、みんなでやる寒河江市のシステムを今回の第5次振興計画の中に位置づけていったらいかがでしょう。そういうことが今求められているのではないですかということを申しあげたので、市長、誤解をしないように受けとめて御答弁をいただきたいと思います。

それから、中国パールの土地の関係については、平成10年の6月議会で私が聞いたのに、今市長が言ったようなことを言ったら、明らかに他の11社と差が生じるわけですから、差が生じるのではないですかというのに対して、当局は差が生じないという理由で、先ほどから何回も言っていますが、答弁されているんです。市長が今言ったように、契約書どおりでしたら差が出てくるんです、明らかに。差が出てくる。不公平が生じるんです。ではないかという質問に対して不公平ではないと。それは、こういうふうなことだというふうな答弁がされているわけですから。これ以上言っても、もう何ともならないんだ。議会の会議録がもう紛失しているわけでありますから、やむを得ないというふうに思うんですが、そのことだけはきちっと申しあげておきます。

それから.....、(発言する者あり)聞いてください。

それから、だんだん寒河江市の財政も大変になっていますけれども、さらに開発公社も今のような状態でいくと、なかなか大変だなというように思います。市が委託をしている仕事の部分も先ほど1問で申しあげたとおりです。

そのほかプロパー事業の部分についても、土地が残ったりしている。あるいは、評価損などもしなければな

らない状態なども出ているわけでありますし、今寒河江市の土地開発公社は大きい量の仕事をやっているから、それぞれのプロパー事業で宅地造成や何かをやっても、1区画、2区画だと残っていても、全体の分母が大きいわけでありますから、あらわれてこないんですけれども、それがだんだん今のような状態でずっと進んでいくというと大変になるというふうな心配もありますので、やっぱり市が委託をしている部分の土地、先行取得したものなどについては、やはり市で買い戻しをしていく時期をきちっと実施計画なりに位置づけをしながらやっていかないというと、本当に大変な形になっていくというふうなことを申しあげたんです。そのことについての見解もございませんでした。ぜひお聞かせをいただきたいと思います。今のことについて再度お聞かせをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずは、社会的弱者に対しての配慮と、こういうふうな話でございますけれども、私はこれまで福祉の面を通して、あるいはあらゆる面を通して、弱者というふうなものに対しての配慮等は心がけてきたところでございます。

話はちょっと戻りますけれども、ここでも議論になりました1市2町の合併の協議書の問題でございますけれども、あのときにも福祉関係、その他のこともございますけれども、寒河江市の例によるということがかなりあったわけでございまして、いわゆる寒河江市のやっていることが非常に水準が高いといいますか、サービス度の濃いものをやっておるということで、寒河江市の例によるということが協議会の中でも御理解をいただいたと、このように思っているわけでございますが、そして合併後の新しい市におきましても福祉、保健、医療、あらゆる面を向上させていこうということが出てきたわけでございますけれども、それこれほどに寒河江市は非常に努力してきたというものが、寒河江市の例によるということにもあらわれているんだろうと、このように思っております。

それから、次にグラウンドワークでございますけれども、システム化、制度化しろと、こういうような御提言でございますけれども、やっぱりグラウンドワークを制度化するとか、あるいは官製といいますか、行政サイドでこれをどうのこうのということはかえって市民の盛り上がり、市民がまちづくりをするという考えから離れていくのではないかと。

逆に、これを制度化するとか、あるいは行政でこれこれを縛ると、条例とかで縛るというようなことは、かえって私はグラウンドワークの気持ちにはそぐわないのではないかなと、こう思っておりまして、あくまでも、みんなでこのまちをつくっていこう。自分たちの地域は自分たちでつくり上げる案を練って、そしてみんなで協働してやると、こういうことの方が全くいわゆるまちづくりの地域の盛り上がり、市民の盛り上がりというものがかえって強く根づいていくのだろうと、こう思っております。あえてこれを制度化するとか、何とか条例とかというようなことにかえって絞るのは、私はこういう趣旨のものではないのではないかなと、こう思っております。

それから、中パの契約書につきましてもいろいろお話がございましたけれども、これはやっぱり契約書のとおり説明するほかないわけでございまして、そのとおりでございます。議会の議決を得て、こうして公になっているわけでございますから、それを説明するということに尽きるわけでございます。

それから、開発公社の話でございますけれども、かなり公社の方にも抱えておる土地があるのではないかというようなことでございますけれども、私はこういういわゆる塩漬けされた土地というもの、あるいは長期間遊休化している土地というものはほとんど私はないのではないかなと。これは国の方の通達といいますか、10年間を超えたようなものにつきましては、その次の年度中にこれを処理するというような通達が出ておるようでございますけれども、10年以上にわたって開発公社に保有させて、買い戻しをしていない土地というものは本市には1件もございません。

ただし、本年の10月21日ですか、10年を経過する用地というものは、これは1件ございます。ですけれども、現在はございません。ですから、これまで有効に土地は使ってきたなと、このように思っておるわけでございまして、市が公社に依頼した土地で公社の経営を危なくするというような事態というものはないものでございますので、御心配のほどはなかろうかなと、このように思っております。以上です。

## 散 会 午後2時42分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでございました。

## 平成16年9月8日(水曜日)第3回定例会

出席議	員(	2 0	名)												
1	番	셛	Ė	竹	敬	_	議	員	2 1	番	佐	藤		毅	議員
3	番	則	鳥	田	俊	•	議	員	41	番	楳	津	博	$\pm$	議員
6	番	松	<b>X</b>	田		孝	議	員	71	番	猪	倉	謙之	太郎	議員
8	番	石	<u> </u>	Ш	忠	義	議	員	91	番	鈴	木	賢	也	議員
1 0	番(	尭	± T	木	春	吉	議	員	11	番	柏	倉	信	_	議員
1 2	2番	髙	5	橋	勝	文	議	員	13	番	伊	藤	忠	男	議員
1 4	.番	髙	5	橋	秀	治	議	員	15	番	松	田	伸	_	議員
1 6	番	셛	Ē	藤	暘	子	議	員	17	番	Ш	越	孝	男	議員
1 8	番	Þ	3	藤		明	議	員	19	番	那	須		稔	議員
2 0	番(	這	茛	藤	聖	作	議	員	2 1	番	新	宮	征	_	議員
欠席議員(なし)															
説明の	ため	出席	もした	者の職	紙氏名										
佐	藤	誠	六	市			長		荒	木		恒	助		役
安孫	紆	勝	_	収	)	\	役		大	泉	愼	_	教 育	委 員	長
r <del>sta</del>	.1.	_	п±	_		<b>里委員</b>			<u>-1\</u>	_		<b>\</b>	ᄪᄱᅺ		\ <b>=</b>
奥 芳	山賀	幸	助	委	-	員 課	長		武鹿	田間		浩		€員会会 無 敕 割	
秋	場場	友	幸元	庶財	務 政	課	長 長		定字	野	健	康 雄	花 一剂	調整割 务 課	* 伎 長
斎	塚藤	健	九 一	市	民	課	長		有	<sub>到'</sub>	洋	<b>公</b> 庄		玩 環境割	
浦	此	邦	憲	 土	木	課	長		柏	倉	隆	夫		、 以 計画部	
Λm	щ	713	Æ.		· 緑	• ##			114	<b>/</b>	r±	^	בןי כו	HI 🗀 11/	N LX
犬	餇	_	好	推	進	課	長		佐	藤		昭	下 水	道 課	長
木	村	正	之	農	林	課	長		兼	子	善	男	商工	観光説	果長
尾	形	清	_	地	域 振	興課	長		石	]]]	忠	則	健康	福祉制	果長
真	木	憲	_	会	計	課	長		安	彦		守	水道	事業系	斤長
那	須	義	行	病	院	事 務	長		大	谷	昭	男	教	育	長
熊	谷	英	昭	管	理	課	長		菊	地	宏	哉	学校:	教育部	果長
鈴	木	英	雄	社	会 教	育課	長		石	Щ		忠	社会	体育訓	果長
_	ΗF		抽			<b>■委員</b>			7	ェフ	<del>па-</del>	¥	Et 7	<b>₹</b>	=
Ξ	瓶	正	博	事監	務 查	局委	長 員		女	系子	7圧	夫	監置	ュー安 委員	員
布	施	崇	_	事		局	長		小	松	仁	_		女 身 局	
事務局	職員	出席	琽												
片	桐	久	志	事	務	局	長		安	食	俊	博	局長	長補	佐
月	光	龍	弘	庶	務	主	查		大	沼	秀	彦	調 翟	系 係	長

議事日程第4号

第3回定例会

平成16年9月8日(水) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

### 一般質問通告書

平成16年9月8日(水)

(第3回定例会)

番号	質	問	事	項	要		)III	質	問	者	答	弁	者
13	介護う		の取り	り組み	にか	- 6筋力向上トレ <b>-</b>	義会の設置に	19番		稔	市		長
14		-		全確保	を 警報器 制及で につい 学校が て	試識の啓蒙、犯罪での対策についる 等の携帯と通報が学校安全対策は バブで安全対策は バスクールポリスの アプログラムの違	で 服のための体 協議会の設置 本制の総点検 の導入につい				教育	育委員	長
15	行政-	一般に	:D1 17		(イ) 自 て (ロ) 合 駅前中	運営の基本理念に 目治基本条例の て、再び見解をに 合併問題と長とに 手について 中心市街地整備に 親題について	)制定につい 問う しての政治責	18番 内 頂		明	市		長
16	教育問	題に	:DI 17		んさんご 始され、 を対象に	対授業の導入を プラン」は平成1 今年度からは人 こ実施されている 頭及び将来の展覧	4年度から開 小学校全学年 ます。その成		木 看	吉	教育	育委員	長
17	行財政	<b>好問題</b>	につい	て	深刻ないて	は財政危機の克思	服の方向につ	20番 遠 j	滕 聖	上作	市		長

## 再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

# 一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、9月6日に引き続き一般質問を行います。

### 那須 稔議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号13番、14番について、19番那須 稔議員。

〔19番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 おはようございます。

私は、所属している政党、公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきます。

質問に入る前に、通告番号14番の質問の要旨の中で、「犯罪」を「防犯」に訂正させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、通告番号13番、介護予防への取り組みについてお伺いをいたします。

我が国の高齢化は、世界に類を見ない速度で進行しております。また、今後到来が予想される高齢化率の一段と高い社会を超高齢社会と言われておりますが、そうした超高齢社会への道を確実に歩みつつあります。

そのような、高齢者の急増を大変厄介だと考える向きが多いようですが、目指すべき社会を元気な高齢者が多い社会、健康で自立して暮らすことのできる社会、つまり健康寿命をより延ばす高齢者生き生き社会にしていかなければならないと思っている一人であります。

明治・大正・昭和・平成と四つの時代を生き抜いてこられた高齢者の方々は、それぞれの立場で社会に大きな貢献を残されております。だからこそ、高齢者の方々が健康で一日も長く長生きしていただきたい、そして寝たきりにならずに達者で生き生き生活したい、こんな思いは高齢社会に生きる高齢者に共通した願いではないかと思います。

介護保険制度も、平成12年からスタートをしていますが、当初の要介護認定者が全国で約 218万人でありましたが、昨年10月現在では7割も増加して 371万人となっているとのことであります。

「元気で長生き」という健康長寿社会にするためには、高齢社会を支える大きな柱の一つである介護保険制度について、介護予防に力点を置くという観点が極めて重要になると思います。事実、ここ数年、要支援、要介護1という軽度の要介護者の認定数が急増しております。さらに、こうした軽度の要介護者の重い段階への移行が進んでおります。

特に、軽度の要介護者の重い段階への移行は、本来介護サービスの目的が高齢者の生活機能、身体機能の維持・改善にあるにもかかわらず、結果として身体機能の改善に結びついていないことが大きな要因と言われております。このままの比率で要介護者が増加すれば、国民全体が不安に感じている社会保障制度の問題に加え、医療保険や介護保険財政までもが深刻な状況を招きかねないと言われております。

寒河江市においても、要介護認定者は平成12年の介護保険スタート時点より年々増加の傾向にあり、平成15年度で 1,334人と42%の伸びを示しております。また、介護保険の給付費についても年々増加しており、平成15年度で55%伸びております。これらは、今後ますます増加に向かっていくのではないかと思っております。

厚生労働省は、ことしの1月8日、介護保険制度改革本部を立ち上げ、介護保険制度の抜本的な見直しに 着手しているようであります。その中で大きな焦点となっているのが介護予防であると言われております。 認定者の重い段階への移行を防ぐ介護予防の充実は、介護保険料の上昇を抑えるとともに高齢者が元気を取り戻し、不安を安心にかえ、生き生きと暮らすことにつながってまいります。

そのような健康増進、疾病予防のさらなる充実とあわせて高齢者が要介護状態にならないようにするための介護予防対策に取り組むことが、今後の高齢社会において最も重要な施策であると思うのであります。

そこでお伺いいたします。一つには、今後の高齢社会における介護予防についてどのような考えをお持ち

なのかお伺いをいたします。

二つには、本市においても平成15年3月に老人保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、高齢者のための保健福祉事業を展開しておられます。そして介護予防についての事業についても積極的に進めておられます。どのような事業に取り組んでおられるのかお伺いいたします。

次に、介護予防を効果的に実施するために、仮称でありますが介護予防連絡協議会の設置についてお伺い いたします。

介護予防事業の目的は、ある意味では単純明快で、できる限り介護保険の対象にならない人を多くすることにあります。そのために、個人の健康面のアプローチだけでなく、介護予防と関連して健康増進という視点からの取り組みも必要であると思います。

高齢者が日常的にスポーツに親しみ、健康を維持増進することが、とりもなおさず健康寿命を延ばすことになります。このように、高齢者を取り巻く生活面や環境面などを考慮しながら進める必要があるのではないかと思います。少子高齢化が進むほど、高齢者生き生き社会を実現することが元気な地域をつくることにつながっていくと思います。

そのような高齢者が、健康で生き生きと住み続けることができる地域をつくるために、また介護予防を効果的に推進するためには、その実施効果を検証していくことが必要であり、具体的な数値目標などを立て取り組むことも、今後推進していくべきことだと思います。そうした総合的な観点から介護予防に取り組むことが望まれるのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。介護予防を効果的に実施するには、医療機関、介護事業者、教育・スポーツ関係者や地域の自治組織等の連携と住民の参加が重要と考えます。

そこで、介護予防にかかわるさまざまな関係者で、仮称でありますが介護予防連絡協議会を設置することにより、住民参加のもとで介護予防を計画的かつ効率的に進めていくべきだと思いますが、お考えをお伺い いたします。

次に、高齢者筋力向上トレーニングの導入についてお伺いいたします。

高齢者が寝たきりになる三大要因として、一つには脳卒中、二つには痴呆、三つには転倒骨折と言われています。

そして、転倒骨折は、筋力トレーニングによって予防できると言われております。先日、ある新聞に、筋力トレーニングで医療費増加を抑制、高齢化率25%の茨城県大洋村、大学と連携しプロジェクトを立ち上げ、大腰筋に注目し寝たきりゼロ作戦との見出しの記事がありました。このことにつきましては、先日の伊藤議員の質問の中でも取り上げられていました。

記事の内容を見ますと、高齢者の筋力トレーニングを中心とした運動は健康づくりに役立ち、医療費の抑制にもつながっていくとのこと。大洋村では、88年に健康立村を行政の基本理念に掲げ、住民の健康、長寿への取り組みを本格的に開始、健康づくりの拠点となる施設整備を進めると同時に、大学などと連携しながら住民に対する多彩な健康教育、運動指導を行ってきているようです。

そうした取り組みの中で、ほかの自治体などの注目を集めているのが、村と筑波大学が共同で開発した寝 たきりゼロ作戦、高齢者の筋力トレーニングを中心とした運動、健康指導のプログラムであります。

それは、高齢者が寝たきりになる三大要因の一つである転倒による骨折は、筋力トレーニングが予防に大きな効果を発揮することから取り組みがなされております。年齢が上がることに伴い、全身の筋肉は徐々に衰えますが、中でも特に衰えやすいのが大腰筋、これは脊髄と大腿骨と言われる太ももをつなぐ筋肉で、ひざを持ち上げたり直立姿勢を保つのに重要な役割を果たします。この大腰筋が衰えると歩き方がすり足になり、ちょっとした突起物にもつまずいて転倒し骨折をするとのこと。

そして、けがや骨折の治療をしたり入院をした際には、運動ができないので筋肉がさらに衰えます。例え 骨折やけがが治っても筋肉が衰えているので、以前より転倒しやすくなる。体を動かすことが不自由なた め、内科的な病気を併発しやすくなるという老化の悪循環を招いてしまうとのこと。

村と筑波大学が共同開発したトレーニングプログラムは、まず転倒予防対策として大腰筋の強化に主眼を 置いた筋力強化運動を実施しているのが特徴であります。

96年から始まった同プログラムの効果は顕著で、1回1時間、週2回のトレーニングを1年間続けたグループ、平均年齢が65.2歳は大腰筋の大きさが15.2%増加し、高齢者でも無理なく筋力を強化できることが明らかになりました。一方、トレーニングをしなかったグループ、平均年齢が60歳は、大腰筋の太さが7.6%減少。村のこうした取り組み効果は、医療費の支出面でも大いにあらわれているとのこと。高齢化の進行に伴いふえ続けてきた医療費は、94年を境に減少傾向に転じ、住民1人当たりの医療費は90年から94年と95年から99年度の平均値で比較すると、茨城県全体でこの間88%伸びているのに対し村は1%にとどまり、ほとんど上昇していないとのこと。

このように、介護予防に効果を上げ注目を浴びているのが、このようなパワーリハビリと言われるものであります。

大洋村のように、高齢者向けトレーニングマシンを使って足や腕、胴体などの筋肉を鍛え心身の機能回復を図るもので、ここ二、三年で全国の自治体に広がっております。

厚生労働省も、平成15年からパワーリハビリを介護予防事業の一環として費用の半分を国が負担し、それに県が4分の1を負担する高齢者筋力向上トレーニング事業を行っております。県内においては、高畠町がこの高齢者筋力向上トレーニング事業を平成15年から導入して取り組んでおられます。

そこで、お伺いいたします。高齢者筋力向上トレーニング、パワーリハビリテーションについてどのような御見解をお持ちなのか、それに事業の導入についての御所見をお伺いいたします。

次に、児童・生徒の安全確保に対する取り組みについてお伺いいたします。

私は、21世紀を子供の笑顔が広がる世紀にしたいと願っている一人であります。

いわゆるそれは、非暴力の世紀を築くということであると思います。そのためには、身近なところから暴力被害をなくすことに努めなければならないと思っているものであります。子供たちは、さまざまな暴力の危険にさらされており、暴力によって深く傷つく子供の数も少なくありません。子供が誘拐され連れ回されたり、歩行中や公園で遊んでいるさなかにいきなりなぐられたり襲われたりといった事件が目立ってふえてきております。

学校での教育は、多くの先生や生徒たちと触れ合うことで社会性、協調性を学ぶものであります。近年では、少子化社会、また核家族化社会が進み、大人や他の人々が交わる機会、つまり人々の触れ合いが少なくなり、それがさまざまな諸問題をもたらす原因となっているとの指摘もあります。

少年犯罪の凶悪化・低年齢化や、自己中心的で大人になり切れない大人、いわゆるチャイルドアダルトなどの問題がクローズアップされてきております。

2001年6月8日、大阪の池田市で発生した事件は、学校内で突然教室に侵入した37歳の男に児童、先生が刺され8人の児童の命が奪われ、先生を含む15人が重軽傷を負う事件、通り魔殺人事件とも言える凶悪事件でありました。これらの国立大阪教育大附属池田小学校での児童殺傷事件は、本県の関係者や被害者と同じ年代の子供を持つ父兄らに大きな衝撃を与えました。

安全でなければならない学校で、想像を超える事件が起こってしまったということは、子供の安全確保と 開かれた学校づくりの両立という難しい問題を突きつけられ、関係者の間からは戸惑いの声も聞かれたとい うことでありました。

また、ある父兄は、被害者と我が子を重ね合わせ、山形でも起こるのではと思うと恐ろしいと不安の声も 聞かれ心を痛める、実に痛ましい事件であり、また各方面に影響を与えるものでした。

県内においても、凶悪事件には至らなくても、昨年9月から10月にかけて、東根市において下校途中の女子中学生が不審な男性に自転車を引き倒されたりする被害が相次いで発生しております。また、先月8月2

日には、山形市鈴川町で中年の男性が男子中学生にけがをさせて逃走した事件。そして、3週間前の8月23日、高校の始業式の登校途中、山形市北山形において女子高生が若い男性にカッターナイフのようなもので傷つけられる事件など、先月8月だけでも2件もの通り魔犯罪が発生しています。

報道によれば、昨年2003年1年間に全国の学校内で起きた犯罪は、凶悪犯罪が99件、学校への盗みによる 侵入が8,446件で、とりわけ凶悪犯罪については、過去7年間で2倍以上にふえているとのことでありま す。さらに、小学校に不審者が侵入し児童に危害を加えるおそれがあった事件も昨年1年間で22件と報じら れております。

憂慮すべき社会的治安の悪化は、次代を託す子供たちの学びの場にも押し寄せ、学校の危機管理が今日的 課題として問われております。

そこで、何点かについてお伺いいたします。

1点目は、このように全国・県内においても児童・生徒の生命を脅かす凶悪犯罪が発生しているわけですが、本市における学校施設内あるいは通学途上における犯罪発生と、犯罪まではいかない事案などの発生状況についてどのように把握されているのか。また、通学途上、学校施設内での犯罪者から児童・生徒を守るための安全対策について、どのように取り組まれているのかお伺いいたします。

2点目には、防犯意識の啓蒙と犯罪者への警告としての対策についてお伺いいたします。

犯罪者は、犯罪を起こす前に犯罪者の心の葛藤があると言われています。犯罪のブレーキになるのが犯罪防止の言葉であり、表現力のある文字であります。事件を引き起こす犯罪者へ罪の意識を持たせ防犯につながっていくような活動として、一つには各家庭に罪の意識などについて文書を配布し防犯意識の啓蒙を行っていくということについていかがなものか。もう既に実施していれば、どのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

二つには、犯罪者への警告として、警察署、寒河江市の名において「パトロール中」というマグネット式ステッカーを作成し、公用車などに張りつけ市内を運行するなど防犯意識の啓蒙と犯罪者への警告について、どのように考えておられるのかお伺いたします。

3点目には、児童・生徒への警報器の携帯と通報のための体制、それに学校安全協議会の設置についてお伺いいたします。

昨年、小学生、中学生の略取誘拐事件が全国で 112件発生しております。そのうち57件が通学路において発生しているという統計があります。登下校時の不審者問題については、直接事件までにはいかなくとも県内の各所で報告され、広域化と増加傾向が指摘されております。事件が発生したりするときには、学校とPTAとの連携による集団下校や保護者による下校指導などの取り組みがなされているようであります。

一つには、本市での通学路における不審行動の内容、実態をどのように把握されているのかお尋ねいたします。

二つには、児童・生徒が犯罪に遭遇したときに使用する使いやすい防犯ブザーや笛などを携行させることについて、また地域住民が防犯に協力しやすいように、警報を聞きつけたときに警察、行政機関に通報するための体制についてどのように考えているのかお伺いいたします。

三つ目には、児童の体験や意見を参考に、不審者に遭遇しやすい場所や通学路から死角になりやすい場所などを示した安全マップを作成し、こども 110番の家の場所確認とあわせて全児童に周知することなども効果的と思いますが、考えをお聞かせください。

四つには、不審者に対する地域の防犯力を強化するには学校や警察、保護者、地域などの連携による総合的な対策が求められます。児童・生徒の保護者、町会などの地域住民、関係行政機関、警察などの地域各機関が学校と協力して児童・生徒の安全を図るために学校安全対策協議会を設置し、地域ぐるみ学校の安全を確保する体制についてどのような考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

4点目には、学校施設の安全管理体制の総点検、それにスクールポリス、学校安全警備員の導入について

お伺いいたします。

学校施設の、現在置かれている状況を正しく把握して対策を施すことが犯罪を未然に防ぐことにもなります。そのためには、学校の各施設を点検して状況を確認することだと思います。

一つには、各小中学校において防犯上の観点から学校安全管理体制の総点検について実施されているのか どうか。総点検が実施されているのであれば、どのような結果だったのかお聞きをいたします。

二つには、文部科学省は既に2002年12月に全国の学校に独自の防犯マニュアルを策定するよう指導しております。市内の小中学校の策定状況はどうなっているのか、また防犯マニュアルはそれぞれの学校の立地環境や校舎の構造などを踏まえ、各学校独自の実効性ある具体的な対策が求められます。この点についてのお考えをお伺いたします。

それに、不審者侵入を想定した連絡、通報、避難体制は、マニュアルで明記されているのか。それらに基づく防犯教室や訓練などの実施状況についてもどのように取り組まれているのかお伺いをいたします。

三つ目には、学校の万全な安全管理のために警察OBや民間警備員、それにボランティアなどの活用により警備体制の強化を図るためにスクールポリス、学校安全警備員の導入についていかがなものかお伺いをいたします。

5点目には、CAPプログラムの導入についてお伺いいたします。

子供たちは、さまざまな暴力の危険にさらされており、暴力によって深く傷つく子供の数が少なくありません。 傷 ついた子供たちへの対応はもちろんですが、まずは暴力に遭わないための防止教育が必要であると考えます。現在、CAP(チャイルド・アサルト・プレベンション)、子供たちへの暴力防止プログラム活動が注目を集めています。

このプログラムは、アメリカのオハイオ州で小学生がレイプされたことがきっかけとなり、1978年にコロンバスレイプ救援センターが初めて開発と実施をされた教育プログラムです。

暴力には、性暴力やいじめ、虐待、誘拐、体罰、薬物の乱用などさまざまなものがあります。今までの子供に対しての暴力防止策は、知らない人にはついていってはいけないよ、何々してはいけないよという禁止方式であります。アメリカで起こっている性暴力の6割から8割は知っている人が加害者であり、これでは知らない人についていってはいけません方式では到底防げない現実があります。

危険な目に遭ったときに自分で何ができるか、どうすればよいか、子供に教える方が意味のあることではないかと考え、子供の内なる力を引き出すことを理念につくられております。このCAPではどのような暴力も、人の大切な権利を取り上げる人権侵害と据えております。暴力によって自分の持つ内なる力を信じられなくなっている子供たちに、いかに自分が大切でかけがえのない存在であるかということを教え、一人一人が大切な権利を持っているという意識を持たせます。

子供にとっての暴力は、殴ったり蹴ったりというイメージですが、ここで言う暴力とは、安心・自信・自由の権利を人から取り上げることであり、例えば食べること・寝ること・トイレに行くことなど、生きる上でどうしても必要なことは権利であって、それは安心・自信・自由が権利の中で最も大切なものであることをわかりやすく教えます。

実際に暴力に遭うと、1番として恐怖心、2番として無力感、3番として行動の選択肢がなくなったと思い込むなどの三つの心理になるといいます。

そこで、子供にSOSを出す方法を教えます。具体的には、嫌と言う「NO(ノー)」、その場から逃げる「GO(ゴー)」、だれかに相談する「TELL(テル)」の三つです。ワークショップ形式で子供の意見を聞いたり、一方的な説明でなく子供に直接働きかけて実感することを教え考えさせます。そして子供の問題解決能力を引き出します。また、子供のワークショップの前には大人の学習会を行い、子供を取り巻く大人、先生、地域の人がCAPの考え方、対処の仕方を共有できるようにしております。

2001年2月には、河北町で幼児教育振興会が、そのCAPの大人のワークショップを開催しております。

山形県内でもCAP山形の活動については、98年から実績があり、2002年には鶴岡・酒田でモデル校事業を行い、大人、教職員、クラスごとのワークショップを開催しております。

そこでお伺いいたします。子供の権利を守ることの重要性についてどのように考えておられるのか。また、子供が虐待やいじめなどの暴力に、みずからの力で守ることができるとする、この CAPプログラムの現在の認識と導入についてのご見解をお伺いいたします。

以上で第1問を終わります。

#### 佐竹敬一議長 佐藤市長。

[佐藤誠六市長 登壇]

佐藤誠六市長 お答えいたします。

初めに、今後の高齢化社会におけるところの介護予防の考え方についてでございます。

御案内のように、介護保険がスタートした平成12年度末と平成15年度末で比較してみますと、本市においては65歳以上の第1号被保険者が1万594人となりまして、5.8%、582人の増加でございます。その結果、高齢化率も24.2%となっております。

また、要介護認定者も毎年10%以上ふえておりまして、3年間で41.6%、392人増加し、先ほどもおっしゃられましたように1,334人となり、認定率も12.6%になっております。中でも、要支援、要介護1の軽度の人が増加し、392人中245人で62%を占めておりまして、全国と同様の傾向にあると思っております。

今後においては、介護予防に力を入れ、軽度の人の増加と重度化を防ぐことが重要であると考えております。

去る7月30日の介護保険制度の見直しに関する社会保障審議会介護保険部会報告の中でも、御案内のよう に軽度者を対象とする新たな介護予防給付の導入等について提起されているようでございます。

生涯を通じて、自分の住みなれた場所で健康で自立した生活を送ることは、だれもが願うところでございます。高齢者が要介護状態に陥ることがないようにするためには、転倒防止のための体力の維持、住居のバリアフリー化、適度な栄養補給、そのための口腔ケア等が必要かと思われます。高齢者に対しましては、介護に至る前の予防こそが重要であると認識しているところであり、今後とも力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

現在、本市の老人保健福祉計画並びに第2期介護保険事業計画に基づいて取り組んでいるところの介護予 防対策事業についてお答えいたします。

転倒予防や痴呆予防、さらに口腔ケアに関する講義や筋力維持のための集団体操を行い、転倒や痴呆予防への啓蒙を図る介護予防教室、それから集団体操や創作活動、レクリェーションなどを通じて身体機能が低下した高齢者の社会参加を支援するところの機能訓練教室、そして自宅に閉じこもりがちな高齢者や介護予防が必要と認められる高齢者の生きがいづくりや社会参加をするところの生きがい活動支援通所事業、そして体力測定の結果に合わせて高齢者の体に合った運動を行うところの「いきいき運動教室」などを実施しております。

次に、介護予防連絡協議会、仮称でございますけれども、この設置についてということについての御質問がございました。

現在、高齢者の福祉や健康に関する事業は、市はもとより社会福祉協議会や老人クラブなどで幅広く展開されておりまして、多くの高齢者が明るい笑顔、元気な姿を見せているところでございます。

高齢者にとって、住みなれた地域で交流を深めながら健康で生き生きと暮らせることは何よりの幸せであるうかと思います。先ほど申しあげましたけれども、国においては介護保険制度の見直しが行われておりますが、介護予防も重要項目として取り上げているようでございまして、介護予防の必要性を広く市民に普及啓蒙していくとともに、健康高齢者をふやしていくためには市を初め社会福祉協議会や老人クラブなどが知恵と人を出し合って、自治組織を巻き込みながら、時には医師や歯科医師等の専門家からも助言を受けるといった体制づくりが必要になると思われます。

今後は、いずれ国から提示される見直しの内容等も見きわめながら、高齢者を介護予防事業に取り込んだり、地域の中で見守り支え合っていくための、いわゆる介護予防連絡協議会等の設置について検討していかなければならないと考えているところでございます。

次に、高齢者筋力トレーニング事業の導入についてでございます。

御質問の高齢者筋力向上トレーニング事業は、高齢者向けの各種トレーニング機器を使用して筋力をつけ 柔軟性を養い、バランス能力を高めるための包括的なトレーニングを行うことにより運動能力の向上を図る もので、寝たきりなどの要介護状態になることを防ぐために行われているものでございます。

高齢者にトレーニング機器を使用しての運動を行わせる場合には、一人一人の体力や運動能力が著しく異なるために、事故防止のためにも医師を初め理学療法士、健康運動指導士、保健師などの専門スタッフの連携と、個人ごとに作成されたプログラムによる緻密な対応が求められると思います。

また、筋力アップの効果があらわれるまでには3カ月ほどの期間を要すると言われておりますし、このようにして強化した筋力もトレーニングをやめてしまえば、たちまちもとに戻ってしまうことになりますので、効果を持続させるにはその後も日常的に継続した指導が必要になると思います。このように見てきますと、この事業というものは一定の効果が出ることは期待できるようでありますが、1回で指導できる対象者は極めて少数の高齢者に限られたものになるのではないかと思われます。

本市では、今申しあげましたように、高齢者の介護予防対策としまして、機能訓練教室や介護予防教室などを開催しているところでございます。したがいまして、当面はトレーニング機器を使った事業を実施している自治体の成果を見きわめたいと思っております。

今後におきましては、これらの事業を高齢者にとってさらに魅力あるものにするために、同じような事業を行っている各種団体とも連携を図りながら、高齢者が住まいする身近な公民館等を会場にしまして、自分に合った運動で長続きできるような簡単な筋力トレーニングを指導普及していくことが、より多くの高齢者の介護予防と健康長寿に結びつくのではないかと考えておるところでございます。私の方からは以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

[大泉愼一教育委員長 登壇]

大泉愼一教育委員長 児童・生徒の安全確保に対する取り組みについてお答えいたします。

安全な社会を実現することは、すべての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことであります。

まして、小・中学校は本来、子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行ったり、さまざまな人と交わったりしながら社会性を培うところにあり、その基盤としては安全で安心な環境が維持、確保されている必要があることは言うまでもありません。しかしながら近年、御案内のとおり、学校内外における子供たちを巻き込んだ事件が多発し、大きな問題となっております。

これらの事件の発生を防止し、子供たちを犯罪の被害から守るために、それぞれの学校や地域の実情に応じた安全管理体制の整備、防犯教育の充実、教職員や保護者、地域の危機管理意識の向上などが大切であると考えております。

さて、本市におきましては、子供たちにかかわる学校内に置ける凶悪犯罪等は皆無であり本当に喜ばしい ことです。しかしながら、学校外に目を向けると、事件には至らないまでも登下校における不審者に関する 声がけ事案は今年度に入ってから既に7件発生している現状です。

そのうち、4、5月に6件と集中的に発生いたしました。中には5月中旬に、小学校2年生の女子が下校中に後ろから黒い車が近づいてきて、乗っていた男性から手を引っ張られ車に引きずり込まれそうになった事案がありました。幸い、手を振り払い逃げ、大事には至りませんでした。

教育委員会といたしましては、この事案をこれまでにないような重大事案と受けとめ、市内学校と県教育委員会にも緊急連絡し、事案の概要を知らせ、安全指導の徹底を要請したところです。該当校には、子供たちへの安全指導はもちろん、警察署にも通報し、下校時のパトロール強化を要請するよう指導したところです。

該当校においては、子供の登下校の安全確保について、学区内の各町会長や地区の防犯協会に協力依頼を行うとともに、学区内全戸に「不審者による誘拐未遂発生」と題して文書を配布し、防犯意識の啓蒙を図りました。また、PTA組織も拡声器を使い、車で地区内の巡回広報などの行動を行い地域の防犯意識の高揚と犯罪者への警告を行ったところです。

この事案に対する対応からも、本市の地域性と地域に密着した学校経営がなされていることから、学校だけの取り組みだけでなく、地域の協力を受けながら、防犯活動が積極的に推進されていることをはかり知ることができます。

他の事案については、いずれも軽微なものでしたが、これらについても警察に情報提供するとともに、市内すべての各学校に緊急連絡し、学校が危機意識を高めるとともに子供たちにもその都度、安全指導するようお願いしたところです。

また、安全管理体制といたしましては、文部科学省から平成13年8月に出された「幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目の改定について」の通知を参考に、安全管理体制の総点検を各校で実施しております。それに基づき、9校で学校施設や地域の実態に合わせた独自の危機管理マニュアルを作成、残りの5校では文部科学省等で作成した危機管理マニュアルを利用し緊急の場合も対応ができるよう体制づくりがなされているところです。

また、防犯訓練も各学校において警察や教育事務所の青少年指導専門員などを招いて積極的に行われております。毎年1回から2回、各校で実施され、火災や地震等の災害訓練と合わせると年数回の防犯訓練と避難訓練が実施されているところです。

さて、子供や保護者向けの危機管理意識の高揚を図るために、ほとんどの学校で通学路の安全マップ等を作成し全保護者に配布したり、常時学校に掲示したりするなどして啓蒙しております。また、「こども 110番の

家」も地区の育成委員会や防犯協会、さらには警察の協力で地域に応じて多数指定されております。これらを 周知させ活用していくことはもちろんですが、緊急の場合はこれだけに頼らず、自分から大声で助けを求めた り、人のいるところへ緊急避難したりするように指導しているところです。

緊急な場合、他に助けを求めるために警報器等の携帯についても御質問にありましたが、現在のところ、教育委員会として一律に導入する考えはございません。現在、警報器等のあっせんを行っている学校もありますが、警察署や文房具店でも販売されておりますし、基本的に地域の実情や危機意識に基づく保護者の判断に任されているところです。通報システムは大事なことですが、さきにも述べたとおり、大声で助けを求めたり、近くの家に緊急避難したりする自己防衛能力の育成も大切だと考えているところです。

地域の防犯意識の啓蒙等については、学校からの文書による地域への働きかけだけでなく、地域に子供たちの防犯ポスターを掲示したり子供たちがつくった標語を短冊にして掲示したり、警察署と一緒に啓発広報なども行っているところです。その際、マグネット式ステッカーを作成してはどうかという御質問でしたが、これも啓発広報、犯罪者への警告の方法の一つと考えますので、今後、関係機関との話題にさせていただきたいと思います。

また、御質問の中に、学校安全対策協議会の設置についてもありましたが、これにつきましては既存のPT A生活部による活動や学校評議員との会議、さらに地域懇談会等を活用し、地域の安全対策についても積極的に話し合われ、共通理解に立ってさまざまな取り組みがなされているところです。

このような中で、陵南中学校学区に平成15年度より2年間、山形県警察本部の指定で子供を見守り支援するシステムをつくるためのモデル事業として、陵南ひだまりネットワークを立ち上げ活動しております。これは、小中学校や家庭、地域住民、営業者などの地域の構成員がネットワークを築き、子供たちの規範意識や地域の健全育成機能を高めていこうとする取り組みです。

このような取り組みの成果を参考にしながら、現民階では新たな組織をふやすのでなく、既存の組織を活用 して地域全体で子供の育ちを見守り、安全、安心を確保できるような風土、コミュニティーづくりに努め、そ の中で地域の協力の輪をもとにして、安全、安心できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

スクールポリスの導入について質問がありましたが、学校と地域の連携がスムーズであり、学校を見守り協力的な地域の実態がありますので、現段階で緊急課題として取り組む考えはございません。田代小学校や幸生小学校では、空き教室を地域の方々に解放して利用してもらい、学校の様子にも目を配っていただいております。また、中学校を中心に授業参観等、多数の大人の方々が学校に集まるときには、PTA生活部などの方々が腕章をして校舎内を巡回パトロールしたりするなど、対応していただいている現状です。

最後に、CAPプログラムについて紹介がありましたが、自分というかけがえのない存在の大切さを教える 人権教育は重要なことであり、その一つとしてのCAPプログラムがあるということは認識をしております。 しかし、具体的なことや詳細について、まだ十分に把握しておりません。今後、機会を見つけて研修させてい ただき、検討させていただきたいと思います。以上です。 佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 それでは、2問目に入らせていただきます。1問目の御回答、大変にありがとうございました。

先ほど市長からもありましたけれども、介護予防、大変大事な対策で、今後の社会の推移、それからこういうふうな経済情勢ですので、力点を置くべきところではないかという話がありましたけれども、私も同感に思っているところです。

それで、寒河江市の場合は、全国平均よりも数字的には低いんですけれども、ただ気になるのは全体的に、介護保険が12年度からスタートはしておりますけれども、特に居宅サービスとそれから施設サービスというようなサービスが介護保険にはありますけれども、施設サービスに係る介護保険の費用が非常に増加していると。全体的には平成15年なども、全体的には給付の52%を占めるということで高くなってきております。これは軽度、要するに要介護 1・2 くらいですといいんですけれども、高くなりますと、どうしても施設介護に移行してしまうということから、人数的には少ないんですけれども、給付費用が伸びているという傾向にあるというような数字が出ておりまして、この辺なども非常に気になっておったところであります。

そういう意味では、先ほど市長からもありましたけれども、介護予防連絡協議会、検討していただきながら、目的は寝たきりにならない、介護度が進行するのを防ぐという介護予防には大きな目的があるわけでございますので、そういう意味では軽度、要するに要介護1ぐらいで何とか進行をとめておくということが、保険の給付費用、歳出が少なくなるというような状況になってくるという、本来の介護予防の目的ということになってくるのではないかなと、このように思っているところです。

それで、先ほどありましたパワーリハビリ、市長の方からは緊急の課題ということではなくて、当面、介護関係の予防については筋力トレーニングをそれぞれ地域の方でやっている介護教室等々で、今も取り組んでいらっしゃると思いますけれども、さらにアップをしながら取り組むというような話がございましたけれども、特に山形県では高畠町が高齢者筋力向上トレーニング事業に平成15年から取り組んでおります。

先ほど、市長からもあったように非常に人数が限られてくるということと、フォローの問題が非常に問題提起されておりました。高畠町の場合も器械が4台据えつけられておりまして、実際には1回で8名の方がそれぞれトレーニングされると。年間2回転ということで、人数的にも16名の方がそれぞれその事業に参加できると、公募制をとられておりました。その指導体制も、理学療法士とか、あるいは健康運動実践指導者等々の方がそれぞれ配置をしてやられているという事業でありました。

事業的には、平成15年度、これ2回にわたって実施をしておりまして、参加者に対してそれぞれアンケートをとられておりました。そのアンケートの内容を見ますと、参加してからどうかという質問に対して、非常に歩くのが楽になったということと、日常生活に自信が持てるようになったということでありました。それから筋トレに参加する前と、それから実際に参加してからの自分自身の状況などについても、今までは非常にひざが痛かったんだけれども、そのひざの傷みもとれてきたと。そしてまた、動作が非常に敏感に対応できるようになったということでした。

それと、具体的に何が変わったかという質問では、今までは正座ができなかったんだけれども正座ができるようになったと。それから足腰に力が入ってバランスよく歩行ができるようなことになったと。非常に筋トレに関心を持って、それ以後運動を続けるようになっというような効果のアンケートがとられておりました。

もう一点は、実際にどのくらいの成果があったかという数字などもとられておりましたけれども、最大10メーターの歩行で、実践する前は12.3秒かかったんですけれども、平均値で 9.4秒と。ですから 3秒くらい、10

メーターで歩行速度が速くなったという結果なども得ておりました。そういう意味では、効果というものが大なのかなということを感じたところでした。

それから、心配するのはフォローで、筋肉というものは一時的によくはなるんですけれども、続けないとどうしても保てなくなるというフォローの心配がありました。高畠町でもそのフォローが心配だということで、参加したメンバーについては月1回集まっていただいて再度、どういうふうな運動を継続しているのか、運動指導、それから今後どういうふうな形でしたらいいのかという指導、それを月1回参加したメンバーが集まりまして、そこでフォローしているという話をしておられました。

ただ、これは新しい事業で、平成15年からスタートしたばかりで、保険の給付が減ったとかその辺の効果はまだあらわれていないと。ですからまだまだ、これからかなということなども担当者の方で話をしておられましたけれども、介護予防に関しては、御老人の方がこれから自分自身の介護予防、自分自身の体力、そしてこれから運動しなければならないという一つの大きな動機づけにはなったのではないかという話をしておられたところです。

特に、こっちの場合は病院に併設となっておりまして、病院のリハビリが、ちょうどその時間帯が休みということなどから、取り合いなども非常に問題点がありましたけれども、そういう面からして、これからの事業なのかなということなども話しておられました。ただ、人数が年間16名ということで少ないものですから、何とか施設が多くなれば、器械などもふやしながら、その人数確保についても検討課題なのかなという話をしておったところでありました。

それから、教育委員会の方でありますけれども、寒河江市の場合は、先ほども委員長からありましたように、学校内での犯罪というものがないと。ただ、通学途上においては7件ほどあったという話がございました。大きな事案とすれば、5月の1件という話でありますけれども、特に携帯用のブザーでありますけれども、寒河江市においても二つの学校があっせんしているという話がございました。

これは、子供たちが手軽に危機を他人に知らしめるということから、全国的に取り組んでいるような学校もありますけれども、特にほかの、高知県などでは6万人の生徒全員に県が2分の1負担しながら市町村が負担して、それぞれ配布をしたという例とか、あるいは山口県の市では1万5,000人の生徒にそれぞれ、市の方で貸与したというような事例がありますけれども、特にブザーについては子供たちが危険ということを知らせる意味で、大変重要なのかなということで取り上げさせてもらったところでありました。

それから、防犯マップでありますけれども、防犯マップにつきましてもそれぞれ学校で取り組んでいらっしゃるということです。これは、実際にきちっとした形で防犯マップをつくってそれぞれ各家庭やら、あるいは生徒たちに配っているというような学校があるのかどうかなんですけれども、特に中部小学校の方を見せてもらったところ、非常に防犯マップがきちっとしておられまして、当然 110番の家、それから実際に事案、事件が起こった箇所の状況をその地図上に明記されておったり、そういう意味では一目でわかるような防犯マップをつくっておられました。

ある学校などでは、つくってはいるんだけれども、学校に掲示をして子供たちがそれを見ると。あるいは父兄が参観したときにそれを見るというような学校もありまして、その内容が非常に差があるんではないかなということで取り上げてみたわけなんですけれども、防犯マップはあるということであれば、やはりその防犯マップを各家庭あるいは子供たちが常に目にして見られる、父兄が家庭内に張られるというような防犯マップがいいのかなということで、その辺の取り組み状況についてどういうふうな状況になっているのかどうか、お知らせを願いたいと思います。

それから、学校安全協議会でありますけれども、この学校安全協議会、先ほどもありましたけれども、既に

陵南中学校で平成15年から2年という期限で実施をされているという話でありました。これは、県内で8校の指定ということで行われているようでありますけれども、特に地域の町会あるいは商店主、それとその地域に入っている各学校の関係者、それから警察等々の方々で構成されておりまして、年に何回か集まられて協議会をやられているという話でありますけれども、こういうふうな協議会はやはり常に学校に立ち上げていくべきなのかなと。

それで、今回は陵南中学校がモデルケースで行われているわけでありますけれども、例えば陵東なりあるいは中部小学校なり、あるいは寒河江小学校なり、それなりに大きな学校が市内にもございますので、その辺の学校への取り組み等々、今回の陵南中学校の事例なども、話を聞きますと、こういう組織があることによって常に警察と連携がとれると、あるいは地域とも連携がとれると、ほかの学校とも連携がとれるという話を担当者がしておられましたんで、その辺の連絡協議会等々について、17年にはもう期限が切れてしまうわけでありますけれども、その後の継続等々についてどういうふうに考えておられるのか。あるいはほかの学校にもこういう組織を立ち上げてそれぞれやっていく考えがあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、防犯マニュアルでありますけれども、これは平成14年に文部科学省がそれぞれ各学校に、防犯マニュアルのモデルケースということで配付をして取り組みなさいということをやられているようであります。

市内の学校についても、この防犯マニュアルについてそれぞれの学校で取り組みを行われておられますけれども、その防犯マニュアルについても非常に差異があるのではないかと。ある学校では、きちっと担当者を明記をして、こういうふうなことがあった場合はどういうふうに対応するのかという、その学校に合った防犯マニュアルをつくっている学校もありますし、文部科学省から来たそのマニュアルをそれぞれ張って使っている学校もありますし、その辺、ちょっと学校によって、防犯マニュアルはあるんですけれども、具体的なところで差があるんではないかということを思っておったところです。

そんなところで、当然、防犯マニュアルについてはその避難経路なり避難方法なり、緊急連絡なり対処なり等々が書かっておったり、あるいは具体的なものが書かっているわけでありますけれども、その辺、学校等々について具体的に盛り込んだ防犯マニュアル、その辺について、たしか平成16年度に各防犯マニュアルを点検をして、県教委の方に報告されていると思いますけれども、まだ具体的でない学校もあるんではないかなと思いますが、その辺の具体的な取り組み等々について今後どういうふうに考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、学校安全のための学校警備員の配置で、やはりまだ大きな事件も起こっていないし、それほどということで今のところ考えがないという話がありましたけれども、先ほどもあったように学校参観日等々の不特定多数の方々が集まってくる行事等々に対しては、2校で父兄の方がボランティアでその日だけパトロールをして、要するに不審者等々が入っているのかどうかパトロールをしているという回答がありましたけれども、これがやはり私は一つの大きな警備員といいますか、要するにそのときだけでありますけれども、こういうことが大事なところではないかなと思っております。

それに、これは2校だけでありますけれども、各学校の方にもこういう形で不特定多数の方々が入ってくる日などについては、当然学校の前にも看板等の設置なども行っているかと思いますけれども、その辺の看板の設置とあわせて校内を巡視をして、不審者等々が入っているのかどうか、その辺の点検をするための巡視員といいますかそういうふうなこともやはり、この2校だけではなくてほかの学校にも呼びかけてするべきではないかなと思いますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、CAPについては、今後の検討課題とありましたけれども、ひとつこの辺も、県内でもいろいろな実績がありますから、その辺のCAP山形あるいはCAPやまぼうし、河北町にあります。それから鶴岡に

もありますので、県内3カ所ありますので、そのCAPの実績を見ていただきながら実施の方向について御検討をお願いしたいなと思っているところです。

以上で2問を終わります。

#### 佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問にも答弁申しあげたところでございますけれども、いわゆる仮称といいますが、連絡協議会のことでございますが、何回もお話しになられたように介護認定者がふえておるわけでございまして、ですから要介護者にならないようにということが必要だろうと思いますし、要介護者になってから今度は進まないように、進行しないようにということが必要なわけでございまして、そういうことで本市といたしましてもこれまで実施している事業が、先ほど答弁申しあげたようにいろいろあるわけでございますけれども、これまで以上に介護予防ということに焦点を合わせていわゆる関係者がよりよい知恵を出し合う、協力し合った活動というようなことに向けたところの連絡協議会というようなものに、その設置について検討してまいりたいとこのように思っております。

それから、筋力トレーニングでございますが、これは高畠の例を具体的に挙げられてお話がございましたけれども、やはり多くの方々が長期的に、そしてまた楽しんでといいますか、そうして取り組めるような体制というものが必要ではないかなとこう思っております。そして、多くの方々に普及してもらうということがこの筋力トレーニングというものを認識してもらうというようなことからいいましても、これから大切なことだろうと、このように思っております。

そういうことで、今取り組んでいる事業というようなものを、今言ったような観点からどのようにして取り組めばいかなというようなことを十分考えていかなければならないことだろうと、このように思っております。以上です。

#### 佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 何点かございましたので、具体的な数字等は学校教育課長の方からお答え申しあげたいというふうに思います。

ただ、何点か私の方からもお答え申しあげたいと思います。

子供たちを取り巻く環境というものは、今議員御指摘のように、非常に憂慮すべき状況にあるということは同じであります。それには、過去において教育に携わった者の一人として戸惑いと、もうやり場のない憤りを覚えております。

殊に、我々の年代が少年時代、青春時代を過ごすころは、地域とか、広く地域というふうに申しあげてよろしいかと思いますけれども、その中でそれぞれの成長を守られてきたという環境がございました。それは歴史といってもいいでしょうし文化といってもいいのかもしれません。けれども、昨今は、やはり子供が自分で、みずからの生命と安全とを守らねばならないという実態も出てきました。

それに対する云々は別として、やはりそういう現実があるということを、我々はしっかり直視しながら対策を講じていかねばならないと思い、先ほど委員長からお答え申しあげたように、学校における子供たちへの指導、それから学校としての対策、それから地域で持っている教育力を生かしていただいての取り組み等々がございました。

そういった中で二つの切り口から、すなわち子供自身がかけがえのない命とその安全を、みずからの力で守らねばならないという状況があるんだと。それに対する知識や能力や力をつけていかなければならない。と同時に、そういう子供たちを、少し古いと言われるかもしれませんけれども、古来の歴史・文化の中で培ってきた心で支えていかなければならない、この二つの切り口から進めていく必要があるだろうと思って展開中であります。

今、議員から幾つかの質問があった中で、一つ、安全協議会というお話がございました。この件についてだけ私の方からお答え申しあげて、具体的な数字等々にもかかわりますので、担当課の方からお答え申しあげます。

学校の安全を守るための協議会というふうに理解しますが、そして陵南ひだまりの例も挙げられました。 今、ここ数日です。ここ数日、議員の皆さんも御案内と思いますが、マスコミ等で学校と、すなわち教育界と それから警察とが連携する制度をつくろうじゃないかというんで、今進められていること、きょうの朝のNH K報道の中にもございました。こういう動きがございます。

もちろん、その前から学校警察連絡協議会、学警連です、略して学警連という組織が、ずっと今もございます。これは、主として生徒指導、生徒の問題行動を防止するために学校と警察が緊密な連携をとりながら一人一人の子供を育てようと、これが精神であります。したがって、学校の生徒指導担当者がどちらかと言えば窓口になる、こういう制度がありました。

今、そのことで教育とそれから警察との連絡協議会的な制度が発足しようとしているようであります。この 推移等も見守りながら、先ほど申しあげた二つの切り口の一つとしてとらえていきたいと思っております。以 上です。 佐竹敬一議長 学校教育課長。

菊地宏哉学校教育課長 先ほど防犯マップについての御質問がありましたが、各学校では防犯 関係と交通事故防止関係も含めて、総称して「安全マップ」という形で作成しております。

それにつきましては、現在、4校では各保護者の家庭に配布して呼びかけて注意を喚起しているところです。そのほか2校につきましては、常時学校に掲示するという形で進めております。残りにつきましては、大きいものをつくりまして授業参観等で一時的に掲示するという形をとっているところです。

どちらにつきましても、保護者、地域、もちろん児童の危機意識を高めるために常に目にできるようにして はどうかという御意見はごもっともですので、今後各学校にこの件についても指導していきたいなというふう に考えております。

防犯マニュアルについてありましたが、現在、具体的な学校の実態に応じたものをつくっている学校が9校ございます。残りの5校につきましては、文部科学省等の例をそのまま学校に活用して使っているという実態であります。ただ、平成14年度からつくり始めましたので、初めは机上のプランでしたが、防犯訓練、防犯教室をたび重ねるごとに改良、改善しているところです。それによって各学校で具体的に機能する防犯マニュアル作成が今も進んでいるところです。そういう状況であります。

それから、学校警備員についてですが、2校で実施している、昨年度の例でしたけれども。これにつきましては、市の生徒指導連絡協議会というものがございますが、そこでも発表あります。それを受けて、各学校でも各学校の実態に応じてやっていきたいという意見をいただいているところです。

以上のような状態です。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 どうもありがとうございました。

先ほど、市長からもありましたけれども、ちょうど連絡協議会等々について、2問の回答でもあったわけでありますけれども、立ち上げてそれぞれ寒河江市の介護予防等々の取り組みについてやっていくということでありまして、今後の寒河江市の取り組み等々、本当に今、介護予防等々に取り組んでおかないと、状況的には介護保険の給付が出ていくということで大変な状況にもなりつつありますので、そういう意味では今後ともそういうものに取り組んでいただきたいなと、このように思っているところです。

それから、教育委員会でありますけれども、学校安全協議会、これの設置については今後の状況を見ながらという話がありました。当然、これはひだまりネット協議会も警察の事業の一環ということで取り組んでいらっしゃるということでありますので、そういう意味では警察の方もこういうふうな協議会は必要なんだということの上でモデルケースをつくっていらっしゃると思うんで、その辺は今後、大きな学校等々にそれぞれ協議会を立ち上げていただきながら、安全管理、防犯防止のために取り組んでいただきたいなとこのように思っているところです。

それから、安全マップについても、先ほどあったように差異があるということで、最終的には全家庭に配って、それが子供が見えて、どこに危険があるのかなというところで父兄、それから子供が常に確認する体制というものが必要ですので、その辺も、先ほどでは検討したいということでありますので、取り組んでいただきたいなと思っているところです。

それから、防犯マニュアルにつきましても、実際に学校に合ったもの、そういうものを想定してつくっておかないと、緊急の場合に防犯マニュアルがうまく作動しないのではないかなと思います。ですから、そういう意味では何校か、先ほどあったように文部科学省の平成14年度のものをそのまま使っていらっしゃるというものがありますので、その実態に合ったように、地域に合ったように、その防犯マニュアルを作成しておくということが大事になってくるかと思いますから、今後その辺の取り組み方も推進をしていただきたいなと、このように思っているところです。

以上で、一般質問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時50分

再開午前11時05分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号15番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告しているそれぞれの課題について、市長に質問をいたします。質問に先立って、 誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

最初に、自治基本条例の制定についてお尋ねをいたします。

このことについては、14年9月議会で住民自治に基づくまちづくりという課題の中で伺いましたが、その後2年が経過し全国的に広がりを見せ、県内でも条例を制定し住民を主体にしたまちづくりを実践しようとする自治体も出てきていますので、改めて伺いたいと思います。

自治基本条例については、前にも述べておりますので詳細は省略をいたしますが、皆様にも御理解をいた だくために何ゆえ必要とするのか、その必要性についてだけ触れたいと思います。

最近、地方行政は分権法の制定を契機に、住民参加の協働型自治社会というところに主眼が置かれるようになってきました。地方のことは地方で決める、市民が決めるという新しい自治を目指す動きであります。 言いかえれば、住民が自己実現の場として地域を見直し、自分たちで地域を考える人々がふえているということであります。

これまでのように、行政に依存して要求をすることだけが地域社会の幸せを実現するのではないということがわかり、市民活動で公共性を実現しようとする動きであります。こうした動きに伴って、今、地域社会をうまく治める設計というものを直す時期に来ているのではないでしょうか。つまり、自治というものの再定義が必要になってきていると思うのであります。

例えば、自治という視点では公共とは、市民と市民の関係を意味する言葉であって、行政が独占する言葉ではなく、また行政機構は市民自治の機構であって、市民を統治する機構ではなくなっております。

こうした考え方をもとにすれば、行政権限はおのずと市民から信託された権限ということになるでしょう。行政は、そのところをきちっとわきまえてこの役割は行政がやる、市民はそのサポートをこれくらいする、あるいは市民活動のサポートを行政がどれぐらいやる、議会にはこういう役割を期待するということを設計して、これによって地域社会を維持していく、こういう時代に入ってきていると思います。これが、自治基本条例を必要としている大きな理由であります。

法律に基づく自治も、それはそれで必要でありますが、自治という考え方は住民の考え方でありますから、それぞれ特色があって全国一律にはいきません。自治基本条例とは、自分たちにふさわしいまちの自治設計は自分たちでつくることなのであります。もっと分かりやすく言えば、憲法や法律のように、その約束事を一覧にしようというのであります。

佐藤市長も、この間、これからの行政運営について市民参加は欠かせないとしており、私はこれに普遍性を持たせるために、こうした条例の制定は不可欠と考えます。まちづくりのための自治基本条例の制定について、市長の見解を求めるものであります。

次に、合併問題と長としての政治責任についてお尋ねいたします。ここで、あらかじめお断りしておきますが、私はためにするつもりなど毛頭ありませんので、念のため申し添えておきます。

ところで、合併協議会の解散を受けて、新聞や6月定例会の議会だよりをごらんになった市民の皆さんより多くの御意見をいただいております。これは、かつて中学校給食実施の請願が議会において全会一致で採択され、その後教育委員会が実施しないと決めたとき以来の多さであります。

中には、わずかでありますが、どこのだれかも名乗らず、「合併について何を言っているんだ、おまえたちは」と言ってガシャンと電話を切る方もおりました。きちっと名前を名乗って説明を求め議論をされる方

などいろいろおりましたが、最も多かったのは、佐藤市長は合併を進めた責任者であるにもかかわらず、責任の所在をあいまいにしているのではないかとの指摘であります。

本市の議員を経験された方からは、「そばにいる者は言うまでもないが、議員は一体何をしているんだ、議会は従属機関でないんだから」との厳しいお叱りであります。「私たちが議員をしていたときは、市長がこんな失政をしたときは責任をめぐって市長はおどおどしていたもんだが、議会だよりを見ると『ためにするための発言は聞きにくい』って言ったってが。それじゃ居直りというもんだべな。それにしても市長は偉くなったもんだな」と、市長と議会の両方を辛辣に批判をしております。

また、去る7月26日に行われた西村山地区議員スポーツ交流会の折、合併の対象であったある町の議員の 方からは次のようなお話がありました。どこでお聞きになったかは知りませんが、「寒河江の市長は合併が ならなかったことについて、まちのアンケートのとり方が何やらと意見を言われていると聞いている。あな たも議会で市長に何か言ったそうだな。市長自身の反省の弁などはどのように言ったもんだがな」とお尋ね になりました。

私はありのままの姿を、佐藤市長が合併がならなかったことについてはただ残念だと言われていること、 反省の弁は聞かれないことを答えると、さらにその議員は追い打ちをかけるかのように、「責任者としてど うすべきか、議会やそばで指摘してあげないとわからないんじゃないの」と言われました。それについても 私は率直に、合併協議会の会長という立場で市長にみずからの不明について明らかにすべきと指摘をしたこ と、市長からは「何をもって市長の不明と言うのかわからない、ためにするための発言は聞きにくい」とお 答えがあったことや、後日側近と言われる方にも市長に忠言するように言ったが、「私からは言えない」と してお断りされたことなどの事実を話すと、その議員の方は「ははは」とお笑いになって一言、「寒河江市 の市長さんはおもしろい方で了見が広いなあ。まず、合併しなくてよかったということだべな」と胸をなで おろすような仕種を見せておりました。

質問の前に、合併について私に寄せられた市内外の特徴的なものについて、ほとんどその方の表現のまま申しあげましたが、市長には謙虚に受けとめていただきたいと思います。

ここで質問に移りますが、市長は寒河江・西川・朝日の1市2町の合併を進める立場で予算措置や職員配置をして行政運営に当たってきました。ところが、結果的に合併はなし得ず、任意合併協議会の解散となったわけですが、その失政に対するみずからの政治責任について何ら明らかにしておりません。言うまでもなく、市政の主権者は市民であり、首長は行政施策について結果責任を問われることは当然のことであります。

さきに申しあげましたように、市民の間に合併問題に対する政治責任を問う声が多くありますが、市民や議会からの指摘を受けるまでもなくみずからの不明について明らかにし、けじめをつけることは、行政を預かる責任者としての基本的な姿勢であると考えます。市長の失政に対する市民の政治責任を求める声に、どのようにお答えになるのか伺いたいと思います。

最後に、駅前中心市街地整備事業の進捗状況と課題についてお尋ねいたします。

後世に誇れる本市の顔として、大きな財政を投じたこの事業もいよいよ今年度が最終年度としております。当局の言われるように、美しい都市施設の整備や商業施設の再編により潤いとにぎわいのある、歩いて楽しい中心市街地の形成が図られ、四季を通じて市の情報を広く発信できるようになるのか、事業の終止符を打つ前に点検をする意味で、以下、質問をいたします。

- 一つは、この事業は、今年度を最終年度としておりますが、現在の進捗状況と事業費総額の見通しはどう なるのかお尋ねをいたします。
- 二つは、事業着手前の区域内の定住人口と事業計画における当初目標とした定住人口及び現況、そして将来見通しについても伺いたいと思います。
  - 三つは、同じくその店舗数についてはどうなっているのか伺いたいと思います。

四つは、最近になって、つまり駅前のまちの様子が具体的に市民に見えるようになってから、市民や事業区域近隣の住民から駅舎等に売店や軽食喫茶、駅裏地域の防犯照明の整備などを求める声があります。

私たちも、本市のようなローカル線の走る市や町に行く機会がありますが、ローカル線は1時間に1本とか2時間に1本とか本数が少ないために、待ち時間が長いのが難点で、列車の待ち時間の過ごし方次第で、せっかく味わった楽しい思い出や出来事を興ざめさせてしまうことがあります。

ホームに入ってベンチに腰をおろし、読書にふけるのも時間の過ごし方でありますが、夏の暑い日や冬の寒い日などは待合室が満員だったりすると閉口してしまいます。待ち時間の長さにもよりますが、少し長い時間になりますと、私たちが一番先に探すのがそうしたお店であります。そのようなことを念頭に、利用者の利便を図る上でぜひ施設整備を急いでほしいと思います。

重ねて、誠意ある答弁をお願いして私の第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

[佐藤誠六市長 登壇]

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、住民基本条例のことでございますが、先ほどもございましたけれども、14年9月にもお答えしております。そのときと考えは変わっていないところでございまして、まず住民自治に基づいたまちづくりにつきましては、地方自治法の本旨は、国のもとに地方公共団体の団体自治及び住民自治の二つの要素を兼ね備えた意味における地方自治を確立することであると思っております。

また、地方自治の本旨の実現というものは、それぞれの自治体による住民サービスが、地域住民の多様な ニーズに即応する迅速かつ総合的なものにするとともに、地域住民の自主的な選択に基づいた個性的なもの になるべきであると思っております。

そして、このためには、その政策形成過程等への住民の広範な参加を促し、住民意思の把握、反映に努めるなど、住民との連携協力をより強固なものにしていくことが求められていると考えているところでございます。

本市においては、市民との対話を重視し住民参加を積極的に受け入れてきたところでありまして、また広報広聴におきましても情報公開に進んで臨んでいるところであり、今後も市民との直接対話、協働を基本として、市民が望む施策を市民と一体となって取り組み、市民がみずからの意思と責任で進められていることが実感できるまちづくりに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

去る3日の一般質問にも、私の決意というものを明らかにいたしましたが、そのとき、本市はここ数年の間に大きく変貌を遂げたと言いましたが、まさに、20年でもございますけれども、市民の皆さんのより住みよいまちづくりに対する心が変わり、積極的に参加するようになったことだと思っております。

それで、基本条例の制定でございますが、住民基本条例に規定するような事項というものは、既に憲法や 地方自治法等の法律に書き尽くされていると思っております。また、そもそも条例を制定することは、地方 公共団体の事務に関して定めるものでございまして、住民基本条例で規定するような事項というものは、個 別条例においても規定されている事項もあろうと思われ、あえて住民基本条例を制定する必要があるのかな と思っております。

また、仮に改めて住民基本条例を制定するとなれば、その内容は比較的抽象的あるいは訓示的な内容になりまして、努力義務規程や宣言的規程になってしまうものと思われます。このような条例については、だれにも何も具体的に強要するものではないため、法の強要性という観点からも条例としてはなじまないのではないかなと思っておるところでございます。

このようなことから、住民基本条例を定める考えはないところであり、私は今後とも市民みずからの参加の もとに市民と一体となって、元気のある美しいまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

それから、合併問題と長としての政治責任についての質問がございました。

合併についての質問でございますけれども、議員は何をもって市長の政治責任とか失政と言われるのか、いろいろ言っておるようでございますけれども、理解できないところでございます。

合併の件につきましては、去る6月定例会において5人の議員の方から質問を受け回答申しあげたところでありますが、そもそも今回の合併については、私は合併については何度も申しあげておりますように少子高齢化、広域化する行政課題の的確な対応が求められている現在、市町村合併は避けては通れないものであるという認識と、それから西村山の中核都市として地域全体の発展を担う本市として、今回の合併を進めなければならないということから、本市と合併しようとする町があるのであれば一緒にやっていこうということでございました。

そうした中にあって、西川町、朝日町が一緒にやりたいとの意向でございましたので、西川・朝日の両町と ともに合併協議会を進めたわけでございます。

繰り返しになりますが、なぜ合併に至らなかったということの要旨を申しあげますと、西川町長、朝日町長から合併をしたいということを受けて、昨年7月に任意合併協議会を設立したわけでございます。このことは、1市2町の首長とも広域的な新たなまちづくりを進めていくべきであるという考えで一致したところでございます。

そして、合併するのならば合併特例法の期限内にという考えも一致したところでありますが、両町長とも合併した場合の新市の姿と合併しない場合の姿の両方を町民に示し、合併に関する町民の意思と議会の考えを踏まえ、法定合併協議会の設立を判断したいということであります。そのため、昨年12月まで合併協定素案、新市建設計画素案を策定し新市の姿を描きました。

しかし、その後、両町とも座談会を開催しアンケートを実施した結果、合併に反対する町民が賛成とする町 民を上回る結果となったものでありますので、両町は住民の意思を尊重し議会との協議を経て法定協議会への 移行を断念せざるを得ないと判断いたしました。

これを受けて、ことし5月に任意協議会を開催し両町の報告を受け、協議会としては今回の1市2町による 合併は断念せざるを得ないとし、解散となったわけであります。これが経過でございます。

つまり、今回の合併については、西川町と朝日町の両町長が住民の意向を踏まえて合併断念を判断した結果でありました。それは、住民に十分な説明がなされなかったために合併に至らなかったことが、一つの要因であろうと思っているところでありますが、西川町と朝日町で判断したことについて寒河江市長が責任を問われるのは全く理解できないところでございます。

そして、私は今回の合併により優遇措置を活用して、広域的視点に立ったところの社会資本整備や住民サービスの向上に努めようと思っていただけに、合併がならなかったことで住民が受けた損失の大きさというものははかり知れないものであり、残念きわまりないとしか言いようがありません。

また、市長としてあらゆる機会をとらえて市民の御意見をお聞きし理解を得、そしてまた議会に対しても情報を提供し、さらに事あるごとに報告を申しあげ御理解を得てきたところでありまして、何らかじ取りを誤ったというものではありませんし、私としてはやることはやったと、十分やったと、こう思っておりますし、だれからも批判をされるようなものではないと思っておるところでございます。

次に、駅前の中心市街地整備事業についてでございます。何点かございましたので、順序に従いまして答弁 したいと思っております。

まずは、進捗状況と総事業費の見通しについてでございます。

本市は、県内陸部の中核都市であり、その玄関口である寒河江駅前地区は古くから市街地の基軸的な役割を果たしてきました。寒河江駅前中心市街地整備事業は、本市にとって21世紀の発展の礎として、また後世に誇れる本市の顔として、美しい町並み景観に配慮した都市施設の整備や商業施設の再編により潤いとにぎわいのある、歩いても楽しい中心市街地の形成を図るため、全国的にも例を見ない駅舎を移設し、平面交差踏切移設による駅南北都市軸の整備を行い、市街地の一体化はもとより周辺都市及び周辺観光拠点施設、いわゆるチェリーランドとかクア・パークとか慈恩寺などへのアクセスの強化を図りまして広域公共ネットワークを形成し、中心市街地の魅力向上と交流拠点の形成を行ってまいりました。

県施行である柴橋日田線の上町六供町通りについても、駅前地区のまちづくりが波及し整合した町並みづくりが行われております。フローラ寒河江とも結ばれ、近代商店街に生まれ変わったと言えるわけでございます。 また、中心市街地を流れる一級河川沼川につきましては、沼川ふるさとの川整備事業による河川改修事業、 これは県施行ではございますが、を一体的に行っていただき、水辺を活用した潤い空間を創設し周辺町並み環境とも調和した整備を進めていただいているところでございます。

これまでの事業経過を申しあげますと、平成13年7月には丑町橋のかけかえ工事を完成し、平成13年7月から平成14年2月まで羽前長崎駅から左沢駅区間について約7カ月間のバス代行運転が行われ、平成14年1月には姥石踏切の移設工事を、2月には寒河江駅舎自由通路の整備工事を完成してまいりました。平成14年6月には寒河江駅前広場南口交通広場の整備工事を、8月には寒河江駅南口駐輪場の整備工事を完成し、駅周辺の公共交通結節機能が向上してきております。

これら駅周辺施設の完成により、全国都市緑化やまがたフェア開催期間中は、駅前からシャトルバスが発着するなど、駅周辺は多くの市民と市内外からの来訪者でにぎわったところでございました。

ことしの3月20日には、寒河江駅前交流拠点施設であるところの寒河江駅前交流センター、俗称といいますか寒河江神輿会館でございますが、完成し4月1日から供用開始し、本みこしの展示を行い市内外から多くの見学者が訪れております。

8月1日には、寒河江駅前交流センター運営委員会主催によるところの第1回寒河江駅前交流センター夏まつりがみこし公園で開催され、多くの市民が集いにぎわいました。

さらに、平成12年12月には、地区計画まちづくりガイドラインを策定いたしまして、町並み景観に配慮した 店舗、事務所が建築され、美しい町並みが形成されてきております。駅前広場及びフローラ前交差点のポケットパークには、寄贈していただいたブロンズが設置され、町中の歩行者の目を楽しませております。

また、仮換地指定については、平成11年12月に第1回の指定を行い、現在はすべての仮換地指定を完了しております。

計画期間内での事業完了は全国的にも困難な中、これまでスムーズに事業を進め、本年度において完了することができましたことは、ひとえに地権者初め関係者各位、皆様の御理解と御協力のたまものと思っております。

それで、事業の進捗状況についてでございますが、中心市街地の活性化を図るため、土地利用計画につきましては事業着手前は住宅、店舗、事務所等が混在しておりましたが、駅前幹線道路沿いには主に昼型の店舗、事務所などの商業基盤施設を、また沼川周辺については主に夜型の飲食店などを、生活道路である区画道路沿いには専用住宅を基本としてゾーニングを行い、土地所有者や関係者の御理解をいただきながらそれぞれの土地利用にあわせ集約した仮換地の指定を行ってきたところでございます。

また、町並み景観については、本市では初めての地区計画まちづくりガイドラインを策定し、建物のセットバック、それから色彩、看板の大きさなど建物の形態、意匠の統一を行い、美しい、歩いて楽しい景観に配慮した町並みの形成を図ってまいりました。

さらに、駅前幹線道路については、電線類の地中化を行い、景観に配慮した安全で快適な歩行者空間の確保 に努めてまいりました。

商業基盤施設である駐車場については、駅前幹線道路沿いに駅前駐車場、駅前ポケット第1・第2駐車場 これらで74台が収容できるわけでございますけれども、その整備を行い、憩いの空間となる公園につきまして は、駅前シンボル空間にはみこし公園、これは約1,400平米ほどございます、を。沼川親水空間には沼川と一 体となったみどり公園、これは約500平米ございます。それからせせらぎ公園、これも約652平米ございます が、これを配置しまして整備を行っているわけでございます。

今年度工事につきましては、6月に駅南北都市軸である都市計画道路寒河江川橋最上川ふるさと総合公園線の沼川にかかる新橋のかけかえ工事を完了し、供用開始により駅を挟んだ南北市街地の交流一体化がさらに促

進され、7月に区画道路2路線、いわゆる大谷幼稚園前、福よし前の整備工事及び沼川せせらぎ緑地の整備工事、並びに街路灯、歩道灯整備工事が完了しておるわけでございます。

歩道のインターロッキング舗装工事は、西側については完了しており、東側については一部の電線類地中化工事箇所を除きほぼ完了しております。

それから、新橋下流部の沼川に隣接するみどり公園とせせらぎ公園の整備工事は、既に発注されている県施 行の沼川河川改修丁事の進捗状況を見ながら、年度内に完了していきたいと考えております。

その他整地工事など、駅前中心市街地整備事業のすべての工事を随時発注し完了してまいりたいと考えております。

また、駐車場整備につきましては、車社会に対応できるまちづくりを図り、車での来街者、まちにいらっしゃる方の受け皿である顧客利便施設として整備を行い、間もなく完成の予定でございます。これは、経済産業省の商業サービス業集積関連施設整備事業を導入して取り組んでいるところでございます。

駐車場は、先ほども申しあげましたけれども、利便性を考慮して3カ所に分散させ、駅前駐車場、駅前ポケット第1駐車場及び駅前ポケット第2駐車場で構成されておるわけでございます。駅前駐車場には、ポケットパークも一体的に整備して、潤いのあるまちの景観にも配慮した整備を行っております。

事務事業については、7月に換地処分の準備作業として、宅地及び道路等公共施設の面積確定のための基準 点測量及び道路等公共施設の出来形確認測量を発注いたしまして、工事完了箇所から測量作業を行っておりま す。面積確定後は、換地計画書の作成及び換地計画、これは土地地番とか面積、清算金などの計画でございま すが、それについての個人説明会などを行い、本年度終盤には換地処分と住居表示の変更を行い、すべての予 算を執行してまいりたいと考えております。

また、町・字の区域及び名称の変更を行うため、住居表示の変更については去る8月23日に住居表示審議会を開催いたしまして諮問を行い答申を得て、区画整理事業に伴う町・字の区域及び名称の変更について議会の議決を経るため、本定例会に上程しておるわけでございます。

したがって、駅前の区画整理事業に係る公共工事、いわゆる市発注の工事は今年度で 100%完了する予定でございます。ただし、その他区画整理登記及び清算金の徴収・交付事務などの残務整理は、来年度当初2カ月ぐらいは必要かなと思っておるところでございます。

次に、事業費の見通しについてでございますが、これまで駅前土地区画整理事業として電線類の地中化、歩道舗装、それから街路灯、駅前広場の無散水消雪などのグレードアップによる整備は、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業を、それから自由通路・駅前交流センター・駐輪場2カ所などの都市施設整備はまちづくり総合支援事業を、それから区画道路の整備につきましては街なか再生土地区画整理事業による国の補助事業を導入し整備を行ってまいったところでございます。

平成14年度までの決算ベースでは、約 121億 4,000万円を執行し、これに平成15年度の決算見込額 繰り越しも含むわけでございますが、それから平成16年度今年度の当初予算計上額を合わせた事業費は、約 141億 7,000万円となる見込みでございます。

これらの主な財源内訳としましては、国・県等の補助金負担金など約54億円、約38%、それから起債が約64億円、約45%、一般財源が約23億7,000円、約17%となります。ただし、起債につきましては交付税算入の対象となっております。

それから、定住人口の話がございました。

事業着手前の定住人口につきましては、平成10年1月に事業区域を7.0ヘクタールに拡大し事業計画を変更した時点の区域内人口では230人であります。それから、事業計画書によるところの将来計画人口は、今申し

あげた平成10年1月時点の地区内人口230人から地区外転出者25人の減、及び集合住宅等の245人の増を見込み、450人と設定しております。

それで、現在の定住人口でございますけれども、店舗等の後継者がいないことや家庭の事情による廃業及び店舗併用住宅を店舗専用としたことによる住宅移転、並びに公共用地確保による減価先買いなどにより、現在定住されている人口は 103人となっております。

定住人口も一つの計画目標となるものでありますが、本地区の用途地域は商業地域でございます。銀行、それから飲食店、商店、事業所などの商業等業務の利便の増進を図る地域でございます。本地域に勤務する昼間人口や飲食店、飲み屋さん街を利用する夜間人口がふえてきていると思っております。また、市の交流拠点であり県内外からの来訪者による交流人口をふやしていくことが、にぎわいのあるまちづくりであり活性化になるものと考えております。

将来、それから計画人口の見通しとのお尋ねがございました。都市施設の整備や商業施設の再編により人口 も変動してきておりますが、これまでに道路等公共施設の整備も進み、地区外からは新たな店舗併用住宅が出 店してきております。現在も、駅前地内の土地所有者からは、アパートを兼ねた店舗併用住宅の出店計画の話 も来ており、今後こうした店舗併用住宅がふえていくものと考えております。

集合住宅については、地元寒河江駅前開発検討委員会並びに関係地権者とも話し合いをしてきておるところでございます。現在の社会経済情勢の中、採算性の問題もありなかなか厳しい状況にありますが、将来人口は当初計画したとおり 450人を目標としているところでございます。

それから、店舗数のことがございました。事業着手前の店舗数は、小売業、外食業、サービス業などを合わせて 106店舗となっております。現在の店舗数については、まだ仮換地先に建築がなされておらず、現在、店舗等の建築を計画しておられる方もございます。個人の事情による廃業等もありますが、新たに花せせらぎ庵、JAファーマーズマーケット、それからシブヤ化粧品等の小売業、及びそば処長陵亭、スナックなどの外食業、各種教室などのサービス業も出店してきており、小売業、外食業、サービス業などを合わせて現在67店舗となっております。

将来の店舗数でございますが、仮換地指定による総区画数は決まっておりますが、将来の店舗数については 定めておらず確定もしておりません。しかしながら、駅南北都市軸となる都市計画道路寒河江川橋最上川ふる さと総合公園線の整備によりまして、南側市街地とのアクセス性も向上したことや新たな道路が整備されたこ とにより、区画整理地区外周辺にも多くの来街者を受け入れる新たなホテルが建設されるなど、にぎわいが増 し市街地の活性化が図られてきております。

いずれにいたしましても、道路等公共施設の整備はもとより、市営の駅前駐車場、駅前ポケット第1・第2 駐車場等の商業基盤施設が完成しますと、商業地としての新たな魅力が付加され整備された駅前中心市街地の 姿もはっきりあらわれることから、土地所有者及び出店を希望される方もより具体的な出店計画の検討が可能 となり引き合いもふえるものと考えております。

今後とも、出店者の郊外志向と経済が低迷する中、新規出店には厳しい環境でございますが、出店者の検討は、駅前区画整理工事終了後に活発化すると考えられ、地元と一体となり貸店舗の情報発信や企業訪問等により店舗誘致に取り組んでまいります。

それから、喫茶店とか売店のことがあったわけでございますし、それから駅裏、私は「駅裏」と言っておりません、「駅南」と言っています、南口でございますが、それの防犯対策についてでございます。

駅近くへ売店及び喫茶店の出店見通しについては、寒河江駅周辺の売店及び喫茶店についてでございますが、 これまでの寒河江駅前開発検討委員会の中でもぜひ必要な店舗であるとの意見が出され、事業着手前にあった JR内の売店キオスクについて、JR移転後も引き続き出店していただくようお願いをしてまいりましたが、 社会経済情勢の変化による社内の方針などから撤退に至ったものでございます。

しかしながら、寒河江駅周辺は、仮換地指定のための土地利用ゾーニングを決定する際に沿道を商業地区と 定め換地を行い、現在、食堂及びコンビニエンスストアが開店し、駅利用者を初め駅周辺の方々の利便性が向 上してきております。また、現在、駅周辺で建築が行われていない仮換地先についても喫茶店等を兼ね備えた 店舗の出店を計画し、申請等の準備を進めておられる方もおるようでございます。

それから、駅南口の防犯対策でございますが、移設後の寒河江駅は橋上駅舎となり、新たに南口交通広場を 設けました。夜間における車両交通の円滑化と交通の危険防止・防犯上から照明灯を設置してあります。

南口交通広場の明るさ感に比較すると、隣接する若葉町、元町の住宅地内は暗く感じられるかもしれませんが、防犯上の明るさはおおむね確保していると思っております。なお、防犯灯の地元要望箇所につきましては、新たな設置も行っており、元町町会には平成14年度から15年度にかけて4カ所に設置し、今年度においても4カ所の設置を予定しております。

それから、防犯対策でございますけれども、これまでに寒河江警察による巡回監視を行っていただいておりますが、今年度、駅前地内にパトカースポット、いわゆるパトカー待機所でございますが、を設置してまいりたいと思っております。今後とも、地元町会及び寒河江警察署と連携を密にして不安解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時51分

再開午後1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤明議員。

内藤 明議員 1問目に御答弁をいただきまして、どうもありがとうございます。

2問目に入る前に、私は「自治基本条例」の制定についてということで質問の通告もしておりますし、聞き取りのときに私、間違って言ったわけではないというふうに思いますが、市長は、多分勘違いをなさったんだというふうに思いますけれども、「住民基本条例」と、こういうふうに言われました。だからどうのというわけではありませんけれども、多分勘違いなさってそういうふうに言われたんだというふうに思いますけれども、繰り返し繰り返しこういうふうに言われておりますので、ちょっと気がかりだったものですから、そこをきちっと踏まえて御答弁をいただきたいなというふうに思っているところであります。

さて、その自治基本条例の制定についてでありますが、制定する考えはないというふうなことでありました。 一昨日の川越議員の質問にもかなり、その辺にも少し触れられておりましたんで、大体予測は私もつきましたが、そんなところで来るのかなと思っておったところであります。見事に当たったと言えば当たったんですが、私にはそういう意味では大変残念であります。

そこで、2問目に入りますが、寒河江市では市民参加を具現化してまちづくりをこれまでも進めきているというお話が、今ありました。これは、これまでも私も何回も申しあげておりますので、ワークショップといいますかそういう形で取り入れたまちづくりといいますか、それはそれで評価をいたしております。これも何回も申しあげてきました。

ただ、いま一方の足りない面の指摘と反論は後ほどするとしまして、そこの部分も取り入れるとまだまだ発展する余地を残しているんではないかなというふうに考えております。

それでは、ちょっと別な角度から御質問したいというふうに思いますが、主権者たる市民が自分のまちづく りに参画する、これは基本的なことでありますけれども、先進的な自治体を見ても分権ということで騒がれる 前は、なかなかこうしたことも実現しなかったわけであります。それは、知らしむべからずというふうなこと が多分根底にあったんだろうというふうに思いますけれども、最近になってようやくこれが先ほど申しあげま したような形で進められるようになってきているわけであります。

市民参加というのは、基本的な考え方といいますか、でありますけれども、これが長の裁量によって行われてはならないというふうなのが、私の基本的な考えであります。

つまり、そういう意味でその条例を必要とするんだというふうなことなんです。そして、繰り返しますが、 それについて普遍性を持たせるということがあるんだということであります。

行政の長にとって、都合のいい部分だけの市民参加をつまみ食いするようであってはならないというふうなことであるわけですけれども、そこで一つ市長に伺いたいと思いますが、佐藤市長は未来永劫、寒河江の市長ではありません。別の方が市長になるということもあり得るわけでありますけれども、したがってそういうふうな条例を制定をしておいて、何といいますかその時々の長の裁量にゆだねられるなんていうことのないような形にすべきだというふうに思っているわけでありますが、そういうことのないようにというようなことで、条例の制定を申しあげたつもりでありますが、その普遍性を持たせることについて、市長の御見解を承りたいというふうに思います。

それから、今、つまみ食いのお話を申しあげました。一昨日、川越議員からも御指摘あったわけでありますが、行政にとって都合のよい部分だけ市民参加をするやり方ですが、そのことだけをもって、さもすべての面で本市が市民参画をしているというような言い回しや錯覚は、これは私はいただけないんじゃないかなと思っ

ているんです。住民自治ということを何回も申しあげておりますけれども、市長御自身がそうした理念をきちっとお持ちにならないとこのような形になってしまうんではないかなと、こういうふうに私は考えております。 俗に言われていることなんで余り気にかけないでほしいんですが、自治体の職員として長い間経験を持たれている行政の長は自治というものについて、職場で純粋培養のような形で育ってきているんで、なかなか発想の転換が難しいというふうに言われております。まさか佐藤市長はそれに当てはまるとは私は思いませんけれども、そんなことはないというふうに思うんですが、ぜひ少し発想の転換をしてほしいなと、こういうふうに願わずにはいられないと思っているんです。

そこで、一方の寒河江で実践されていない政策決定の市民参加について御指摘をしたいと思いますが、さっき政策決定の参加もしていると市長は答弁でありました。そこで、どこに問題があるのかということを明らかにしながらもう一回基本条例の必要性について、さらに認識を深めていただきたいなと考えているわけですが、大変いい例になりますんで、一昨日も川越議員の方からありました。6月の議会の際にも多分あったと、ありましたんであれなんですが、第五次の振興計画がこれから策定をされようとしております。市民参加で市民の議論にゆだねて、それをまとめる方法で策定してはどうだろうかというふうな提起があったんですが、残念ながらこれについても、審議会に原案を出し諮問するのが妥当だというふうな……、最も妥当だというふうに言われましたか、そういうふうにお答えになっております。

それから、6月議会の際には、市民の議論にゆだねる方法について、これは皆さんも御記憶に新しいという ふうに思うんですが、白紙委任かどうか、丸投げで五次の振興計画をまとめるというふうな話もあったようですが……、というふうな形でわざわざそういうふうに言いかえているわけですが、その後も私、主権者たる市民について「丸投げ」なんていう形で申されるのはおかしいんではないかというような指摘をしましたが、何かちょっとおわかりにならなかったようですね。

大変、これは重要なことでありますから、後ほど指摘をしたいというふうに思いますけれども、自治基本条例というものは、1問目でも言いましたけれども、まちづくり条例であって、主権者たる市民が具体的にこれにかかわる、こういうふうなことなんですが、具体的に政策決定やワークなどに参画をしていく、またそうしたことを実践することでありますけれども、それを、住民との約束事を書いたものというふうに私は理解をしているわけですが、そういうことからすれば、この振興計画というものはいわゆるまちづくりの基本であって方針であるわけです。それをつくる上で市民一人一人が参画をしていくということは市民参加を論じる上で、あるいは実施する上で、これは大変、私は重要なことではないかなと考えています。

座談会などで市民から意見を求めて、そういう方法も一つの市民参加と言えるんだというふうに思いますけれども、それよりもまして市民全体で自分のまちを自分たちがつくっていくということからすれば、そちらの方がより市民が参画した実感を味わえるのではないかなと、私は思っております。改めて市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、先進地で行われております、この自治基本条例について触れられて、多分、触れられてというよりもそれをお読みになって、中身はわかりませんが、こういうものだというようなことをお読みになったのかと思います。抽象的で、しかも訓示的で、法律で書き込まれているというようなことが御答弁の中にあって、しかし、そういうふうにあったわけですが、例えば憲法だって法律だって、めくればわかるわけですが、主権者は国民であったり住民であるというふうにきちっと書いているわけです。

しかし、先ほども言いましたが、行政には知らしむべからずというような潮流が脈々と、私はいまだにある というふうに思っていますけれども、そういうことで本当の自治というふうな視点からすると、なかなか主権 者たるには至っていないのではないかなというふうに思っています。そういう意味では、余りい 表現ではあ りませんが、主権者というものは絵にかいたもちにすぎないのではないかなというふうに考えておりますけれども。そういうことをきちっと、何といいますか、そうした条例のもとで正していくといいますか、そういうことが必要なのではないかなと思うんです。

分権がなされて、長の権限が拡大をされているわけでありますけれども、自治体の中でも、私は分権を拡大していく必要がある。つまり、市民に対する権限移譲を図っていく必要があるのではないかというふうに思っております。それがつまり、私は住民自治だというふうに思っていますが、市長の見解がありましたらぜひ承りたいと思います。私の見方は違っておるのでしょうか。

それから、他の条例をもって訓示的というお話がありました。だとすれば、訓示的でないような形で、訓示的でないような具体的な実践を含めるような、市民の参加ができるような実践的な条例を本市みずからが、それこそ市民参加のもとで私はつくればいいのではないかなと、こういうふうに思っております。

ちょっと私のうがった見方かもわかりませんが、情報公開を見るまでもなく、条例をつくると、何かにと行政側は縛りにかかるといいますか、こういうふうなことがあるわけで、ある意味では長としては余りそんなものつくりたくないなという気持ちがあるのかもわかりませんけれども、しかしやはりそれは地方政治の大道を歩む、このことが必要なのではないかと思います。そういう意味で改めて市長の御見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、後で問題を言いますというふうに言いましたが、多分これは今になったらわかっていらっしゃるんだろうと思いますが、主権者が市民だということからすれば、丸投げというのはおかしいということは、市長、多分おわかりになっているというふうに思いますんで、それはそれでいいです。もしわからなかったら、わからないと言ってください。後で私、もう一回御指摘を申しあげます。

それから、市長の政治責任についてもお尋ねをしたところでありますが、市長はだれからも批判されるものではないと、つまり私には責任がないんだと、こういうふうなことだったというふうに思います。しかし、本当にそうなんでしょうか。多分、ここの議場にお集まりの皆さんは、市長は別にして「いや、それは市長に責任があるんじゃないのかな」とお思いになっている方が大半の方なんだろうというふうに私は理解をいたします。事実、いろいろな話をしますと、「うん、そうだそうだ」というふうに言われますから、多分そのようにお思いになっている方が大勢いらっしゃるというふうに私は思います。

残念だったという言われ方をこれまでもしています、きょうもしました。それは市長から見れば残念だった、 そのとおりだというふうに私も思います。これだけで不十分ではないかなと思っているわけですが、これは市 長は先ほども言いましたように任意合併協議会の会長として、責任者なんです。その責任者の言葉としては 私はいただけないんではないかと思うわけです。

例えば、合併を期待した市民からしても、やはり市長の責任はあるんじゃないかと、こういうふうに思っていると思うんです。結局、あなたができなかったんじゃないかと、こういうふうな指摘があると思うんですよ。 その点は、財政も職員も配置をしているわけでありますから、そういうことについての表明は必要なんではないかと私は思っております。

もちろん、合併に反対をしている住民は、それみたことかと、こういうふうに言うに違いありませんし、だから市民の意識調査をしてやるべきだったんだなんていうふうにつけ加える部分も出てくるというふうに思います。要するに、合併が、賛成だったにしろ反対だったにしろ、市民はいずれにしたって市長の責任はあるというふうに考えているわけですよ。

それから、両方の会長というふうなことからすれば、朝日町や西川町に対してだって、私はそうしたことに ついて申し開きをする、会長としての義務があるというふうに考えます。市長の御見解を伺いたいと思います。 それからもう一つ、逆にお聞きしましょう。だれからも批判されることないというふうなことからすれば、 私は勝手に解釈をして、責任がないんだということを市長が言われたのかなというふうに理解をしました。本 当に、私が言っているとおり、市長は責任がないというふうにお考えなのかどうか、そのことについてお伺い をしたいと思います。

それから、この前の6月議会で私がこうやって質問をしている何日間か後に、朝日町の町長が合併断念の責任をとって四選出馬を断念すると新聞に載りました。私が質問しているときに相当心を悩めておったのだろうなと理解をしておりますが、新聞によりますと「合併を推進した町長として、リーダーシップの欠如を反省し責任の重さを痛感している」云々と、こういうふうになって、見出しに「四選出馬を断念、合併断念で引責」とあるわけです。そこからすると、先ほども言いました、全体の長でありますから、私は市長が六選に出馬するとかしないとかは別にして、私は長としての責任はあるものというふうに考えておりますが、先ほどの関連でお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、駅前の再開発事業についてもお尋ねしました。

なかなか、目標数値に届かないというようなところもあったように思っております。それは、これからの取り組み次第だというふうに思いますし、大きな予算を事業費として費やしているわけでありますから、その成功に結びつけていただきたいということを最初にお願いをしておきたいと思います。

そこで、一つ、私も市長におわびをしておかなければなりませんが、「駅裏」というふうに私も申しあげました、「駅南」だという御指摘をいただきまして大変申しわけないというふうに思っています。市長の言うとおり、「駅裏」では何だか格好悪い、「駅南」の方があたりもいいし、何か明るい感じもするし、その方がいいだろうなと謙虚に受けとめて、そのように今後言わせていただきたいと考えております。

そこで、進捗状況についてお尋ねしたんですが、ちょっと気がかりな部分があったものですからお尋ねをしたいと思いますが、これまで検討されておりました駅前の温泉の利活用についてはどのように進んでおられるのか、ひとつお聞きをしたいというふうに思います。

以上、2問にしておきます。

#### 佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 たくさんあったようでございますが、「自治基本条例」と議員は通告なされておりますが、私が「住民基本条例」というような受け取り方で答弁したというようなことについては、これは申しわけなく思っておりますが、住民基本条例というような言い方を、ほかの制定している団体もありましたので、ついつい住民基本条例というような物の言い方をしたということを御理解願いたいと、このように思います。

それから、私は、先ほど第1問で地方自治法第1条の地方自治の本旨というようなことを申しあげたわけでございますが、御案内のように民主的な、それから能率的な行政の確保ということと、そしてそれらによって健全な発展を期するということでございまして、これは憲法92条等々の趣旨からもそのとおりだろうと思っておりますけれども、そうしまして団体自治あるいは住民自治というものは、これはいついかなる時代が変わろうとも、これは私は動かないものであって、それがこういう地方分権の中でこういう基本精神というものがいるいろな言葉や形になってあらわれてきているものだろうと、このように思いますけれども、まずは地方分権いわゆるこれが団体の自治であり住民・市民が主権を握って、そして市勢の発展に期するというようなことは、これはいつの時代であっても同じだろうなと、このように思っております。

ですから、何もまちづくりに対して市民参加というようなことは、今に始まったことでない、そういう基本的な精神というものは、これはずっとベースを流れているものと、このように思っておるわけでございまして、どうも長の裁量権が大きくて市民の権限といいますか市民の声というものが響かないようであってはならないと、こういうようなお話かと思いますけれども、首長にありましても、先ほど第1問で申しあげましたように十分市民の声を聞きながら、あるいはこちらから入っていって市井に学ぶという気持ちで入っておるわけでございまして、ですから市長の裁量権だけが大きくなって住民の主権者としての気持ちというものを忘れているのではないかというようなお話は、私は全然受けとめておりませんし、そういう気持ちでやっているということでは毛頭ないし、これからもそういうことはあり得ないと、このように伝えておきたいと思っております。

それから、またつまみ食いの話とか都合のいいところだけを言っているようだと、こういう話がございましたけれども、何も私は、グラウンドワークの例をもって前回も話をしたわけでございますけれども、あれの気持ちというものは、何もグラウンドワークの活動だけでなくて市民全体、寒河江市民4万4,000市民の中に非常に強く意識づけられ、それが活動に結びついているんだと、このように理解しておるわけでございます。ですから、このような寒河江の発展、あるいは大変貌というものを遂げてきたんだろうと、このように思っておるところでございます。

それから、市長は純粋培養でないかという話でございますけれども、私は純粋培養された覚えもございませんし、全然そんなことは思っておりません。試験管の中で培養されてみたりとか、あるいは何ですか、化学的反応でつくられたような人間ではございませんから、こういう生身の人間でございますから、常に時代の変化といいますか流れというものを、これを察知しながら、そして先取りをしながら進めてきたと思っておりますし、いろいろな反省をすべき点は反省をし、御批判は御批判として承り、そしてその中から寒河江としてのすぐれたものをつくり出していこうと、常に前を向き、私は進んできたなと思っております。

ですから、この前も申しあげましたとおり、10年先を見据えてまちづくりをした、日本一のさくらんぼにしましても花・緑・せせらぎにしましても、今になってようやくさくらんぼが芽が吹いているとか、あるいは花・緑に対する、景観に対する環境に対しての国民の気持ちというものが、覚えておると思いますけれども、寒河江はもう既に何十年前、何十年でないですけれども、少なくとも10年以上前からそれを取り上げてここまで来たということは、そういうまちづくりに市民が賛同し、市民の声というものを一体となって受けとめ、あ

るいは市長の気持ちにもこたえて、そしてやってくださったと、こういうように思っておるわけでございまして、何も私のみがひとり走っているとか、あるいは発想の転換もなくしてやっているということではないと私は思っております。

そういう意味においての振興計画についてのお話がございましたけれども、これは条例等々に定めるところによりまして市民の声を十分聞くと、あるいはそういう手続なり順序を踏まえてやるということを言っておりますから、何も、丸投げとか、あるいは市民参加を無にしているというようなことには当たらないと思っております。

それから、「知らしむべからず由らしむべし」というようなことというのは、これは議員はおっしゃいますけれども、寒河江の市民の中でそんな気持ちを持っていらっしゃる方というのは、私はまずほとんど、まずないと思います、議員はいざ知らず。本当に、今の時代、寒河江市の中でそんな気持ちをとっている方というのは、私はいないと思っておりますので、それだけ寒河江市としましては市民の声を受けとめてやってきたということになるのではないかなと、こう思っております。

それから、何ですか、市民への権限の移譲というようなことがありましたけれども、やはり先ほど団体自治、 住民自治ということから申しあげましても、これは市民のいわゆる市政に参加するところの、これは権限と言ってはなんですけれども、市政に参加するところのあらゆる機会を通してやるということは、これは何もいつの時代でも変わらないと思っております。

そんなことから、自治基本条例というようなことにつきましては、1問でも答弁申しあげたとおり、条例制 定ということにはなじまないのではないかということで制定する考えはございません。

それから合併について、また市長の責任ということがあったわけでございまして、協議会の会長としての責任もあるんではないかと、あるいは朝日の町長の辞退というようなこともあるんじゃないかというようなことを出されておりますけれども、何回も申しあげましたように、この経過から申しましても、あるいは任意協議会から法定協議会に移行できなくなったということの経過というものは十分御承知かなと、このように思っております。

それにつきましては、アンケートの結果が賛成に至らなかったということが、寒河江市長にどうして責任が転嫁されるんですかね。そういうことから、説明会とかアンケートというものは、西川町、朝日町で準備して、そして町民に説明しているわけでございまして、それで町民は判断して合併に対して賛成ということに対してはノーといいますか、賛成多数が得られなかったということでございまして、私、協議会の会長としまして西川なりあるいは朝日の町民に対して説明会をしたとか、あるいはアンケートをとったというならば、協議会の会長としてもこれはそれなりの責任というようなことも言われるかもしれませんけれども、みんな協議会の委員の方が全員、賛成の中で協議会の資料をまとめ、建設計画なりあるいは振興計画というものをつくったわけでございまして、それを両町が、特に西川町はそれを自分たちのコメントをつけて、見解を付して合併しなくともやっていけるんだと、そういうようなことを言っておりますから、それに基づいて町民が判断したと、このように思われるわけでございまして、それを受けて協議会としましては法定協議会に移行することは不可能だという判断をしまして、また協議会を開いて、そしてそこで法定協議会への移行は断念せざるを得なかったと、こういうことでございます。

そもそも合併のスタート、合併しようかなと、話し合いをしようかなというスタートから、両町でやろうというのに対しまして、私もこれからの地方自治、地域のあり方というものを見た場合におきましては、それは合併ということの必要性を感じておったわけでございますから、一緒にやりましょうと、こういうことでございますから。でも、アンケートの結果というものが出たわけでございますから、そこまで私は、その結果が出

たことに対しまして寒河江の市長が責任をとれというようなことは、どうも議員のおっしゃること、前回と今回、また言っているわけでございますけれども、そのお話は受けとめるわけにはございませんでして、それは 責任というようなことについては、私は考えておりません。

それから、駅前の通りに市民浴場ということですか。これは、市民浴場といいますか、あれは銭湯場といいますか、それにつきましてはなくなったからはっきり言っているわけですけれども、なか湯がなくなってから、それからなか湯さんの土地をちゃんと仮換地して駅前通りにあるわけでございますから、そこにまた、駅前通りの商店街組合の方々が何とか復帰させたいものだなと、このような気持ちでこれまでるる会合しておるところでございまして、総会等々におきましてもそれらを決めまして、具体的な活動にこれから入ろうかなというようなことでございましょうが、市といたしましてもそれらの商店街の動きに対しましては十分お話に乗って、あるいは指導できるところは指導の手を加えて、まいろうとこのように思っております。

けれども、何にしましても、だれが建てるか、建設するか、あるいはどのようにして運営していくか、それらの資金ぐりというものをどのようにして確保するかと、こういうことが課題になるわけでございまして、問題になるわけでございますので、今現在、それらについて大きな悩みを抱えて、課題を抱えて今取り組んでいるさなかだろうと、このように思っております。以上でございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。残り時間、わずかですので簡潔にお願いします。

内藤明議員どのくらいありますか。

佐竹敬一議長 7分くらい......。

内藤 明議員 8分……。

では、その8分を有効に使わせていただきます。

なかなかかみ合わなくて大変なんですが、自治基本条例の問題なんですが、私も自治基本条例をつくることによって、例えばこれまでできなかったことが、市民が突然できるようになるなんては思っておりません。そういう意味では、今の法律の中で運営するわけですから、なくとも不都合は別にないんですね。ただ、今非常に財政危機ということで破綻に至ろうというふうにしているときに、そういう意味では行政のひとり舞台というものが崩れ去ろうというふうにしているときなんではないかなと思っております。

そういう意味では、今後どういうふうにしてまちづくりを運営していくのかということが課題になるわけでありまして、ただ単に市民参加でいいんだというようなことでなくして、まちづくりをするための設計図と、 
先ほど私申しあげましたが、そういうものが必要になってくるというふうに思うんです。そうでないと、どうしても市民サイドからすれば、肝心なところに私たちを必要とせずにして、ワークの方にだけ入れられるという気持ちが出てこないとも限りません。したがって、行政と市民とそれぞれの役割を、まちづくりの進め方についてルール化をしておくことが、今重要なんだということで御提起をした次第であります。

既に、例えば振興計画などについては条例でやれると。確かにそうですね。しかし先進地を見れば、例えば東京の三鷹市などのように市の基本計画をつくるに当たって、全体の市民参加を実施をされている地域もあるというふうに聞いております。もちろん一定の準備の期間は必要でありますけれども、そういう意味で何といいますが、気持ちには面倒くさいものには市民参加をさせるななんていう気持ちは市長にはないというふうに思いますけれども、これは為政者の、そういうことまで含めて市民参加なんだという自治に対する考え方一つなんですね。そういう意味では、原案を出して諮問をすることが最も妥当なんていう考えからすると、まだまだという感は否めないわけでありまして、ぜひもう少し研究をしていただきたいというふうに思っております。それから、丸投げの話が出ました。これは私が言ったんじゃなくて、市長が市民サイドに丸投げはしないと、こういうふうに言われたものですから、そういうふうな考え方はおかしいんじゃないですかと私は指摘をしたつもりであります。

なぜなら、市民は主権者なんです。主権者がそういうことでは、先ほど言いましたように、今から分権の時代にあって、権限は市民だ、市民にあるということからすれば、主権者たる市民に丸投げなんていう言い方はおかしいんじゃないですかと、こういうふうなことを言ったわけであって、私が丸投げと言っているわけではなく、市長が丸投げはしないというふうに言ったんです。ですから、そういうふうな言葉遣いは適切性を欠くんじゃないですかと、前に指摘をしたつもりでありますが、御理解をいただけなかったようで大変残念ですが、そういうことでありますので、ぜひその点については御認識を改めていただきたいというふうに思います。

いろいろあります、もう時間がなくなりましたんで最後に申しあげますけれども、要するに行政というものは、市長の責任なんですが、結果責任なんですよ。だからこそ、市長に責任があるんだと。何のことないですよ、私の不徳のいたすところでと、こう言えば済むわけですよ。そういうことを指して、市長にみんな責任があるんだということを言っているわけです。そういうことも市長として理解できない、本当に理解できないのか、わかっていて言わないのか、私はわかりませんけれども、本当にわかっていないとすれば、私は市長としての資質について問われるのではないかというふうに言わざるを得ません。ぜひ、謙虚に受けとめていただき

たい、こういうふうに思っております。

それから最後に、私もいろいろなことで話をしますし、職員の皆さんも話をします。議員の皆さんもそうですが、いわゆる市長のそばにいる助役初め課長の皆さん方もぜひ、何といいますか、そういう意味では国に逆らっても市民のためになるようなことは、ぜひしていただきたいなと考えているわけですが、余り偉そうなことは言えませんが、「逆命利君」というような言葉があります。今、そういう言葉は余りはやらないというふうに思いますが、要するに今流に、自治体流に言えば「逆命利民」というふうになるんだと思いますが、そういうこともきちっと指摘をする、このことが大切なことではないかなというふうに思います。

ぜひこのことをお願いして、私の質問を終わります。以上です。

### 平成16年9月第3回定例会

# 佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 最後の御意見といいますか、発言でございますけれども、うちの職員は、助役であろうが収入 役であろうが、各課長であろうが、市長に対しては十分意見を言って、そして私も言っておりまして、お互い によりよい市政をやっていこうというところの意識と、それから意見の交流というものはやっているわけでご ざいまして、何も市長が言ったことを皆、唯々諾々というような職員ではございませんから、その辺は十分御 理解を願いたいと思います。

### 荒木春吉議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号16番について、10番荒木春吉議員。

〔10番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 私は、緑政会の一員として、通告してある16番の教育問題について質問をいたしますので、 教育委員長の答弁を期待するものであります。

教育は、人間を人たらしめている言葉、法律、そして貨幣等々を含めた文化を継承することであり、エデュケーションの語源、エデュカーレは引き出すという動詞であります。先生方の魅力、実力、そして腕力によって生徒個々人のパワーを開花させる行為であります。

そして、教育は、外部経済であり、本市の財政が潤沢だろうが逼迫していようが、大人が覚悟を持ち、市 民が熱意を持って取り組まなければいけない事業でもあります。

環境及び計量経済学の佐和隆光氏によれば、経済活動の眼目は三つであり、1. 個人の生産性の向上、2. 適正な所得再分配、3. 雇用の確保、この3点達成を図るためには、教育の充実こそが大切なのだそうです。また、同氏は日本の教育を考える10人委員会の委員長であり、同会の調査によると、義務教育費国庫負担金の見直しで、現在の財源が確保される自治体は9都府県だけにとどまり、最も厳しい北海道では515億円の減収が予想されるそうです。この格差を交付金で埋め合わせるにしても、国家財政がとても厳しい状況では十分な穴埋めができるのか五里霧中です。これでは、教育の機会均等も危惧されるというものです。

日本の現今の完全失業率は 4.9%であり、15ないし24歳間に限れば、その倍近くの、男は11%、女 7.7% もあって、フリーターは 417万人余とも言われています。「フリーター亡国論」などという本が出版される ゆえんでもあります。

最近では、NEET(ニート)と呼ばれる横文字が誕生する始末です。この言葉は、「Not in Educat ion Employment or Training」の頭文字をとったものであり、和訳すれば「働く意欲がなく、通学もしていない若者」とでも呼ぶ存在です。 4年前に43万人いたのが現在では63万人にもふえ、フリーターよりも深刻な問題となっています。これも、逆から言えば教育とトレーニングさえ拡大充実させれば、若者の雇用は確保されるということでもあります。

厚労省では、若年雇用対策の一環として、むだだとの声が上がる中、就業支援に27億円の予算要求をしようとしています。今春4月30日の日経新聞に「景気偏差値ベストテン」という記事があり、本県山形は7位で60.6でありました。第1位は75.9の三重県で、北川正恭知事時代には家電メーカーのシャープに90億円の補助金を、徹底した情報公開及び共有のもとで出し、4,000億円の出荷額と1.2万人の雇用を生んだそうです。公共事業90億円で1.2万人の雇用創出が可能でしょうか。これこそが経世済民であり、生きた投資と知恵の捻出だと思います。

柔らかな能力、たくましい足腰と胃袋を持つ人に成長するためにも、教育は手間暇はかかりますが大切だと思います。

さて、本県では平成13年に少人数授業導入を目指しやまびこプランが生まれ、平成14年から3年間で小学校全学年で少人数学級編制を達成しようとする「さんさんプラン」が実施されました。まず、本市内におけるさんさんプランの成果と課題、そして将来の展望を伺って第1問といたします。

佐竹敬一議長 教育委員長。

[大泉愼一教育委員長 登壇]

大泉愼一教育委員長 お答えいたします。

教育山形「さんさん」プランは、きめ細かな指導により基礎・基本を徹底するとともに、いじめ、不登校など今日的な教育課題の解決を図るため、1学級の人数をこれまでの40人から33人にする取り組みです。

平成14年度からスタートし、実施初年度は小学校の1学年から3学年までが対象となり、寒河江市では2校4学級が該当しました。平成15年度は5学年まで拡大し、寒河江市では3校6学級が該当しました。そして、平成16年度は6学年までで、つまり小学校の全学年で少人数学級となり、寒河江市では3校8クラスが該当しています。

このさんさんプランの成果について、山形県教育委員会発行の「さんさんガイド」に詳細が報告されておりますが、寒河江市の小学校における成果と課題をお答えいたします。

成果は、大きく三つあります。一つ目は、楽しくわかる授業づくりが推進されているということです。具体例を挙げて説明いたします。

ある小学校の3学年は39名の3クラスでしたが、さんさんプランが導入されて28名の4クラスになりました。このことにより、児童一人一人の存在感が大きくなり、きめ細かな指導が可能になりました。例えば、国語の授業において39名という多人数では、1時間のうちに一人一人の読みを十分に聞いてあげることは困難でしした。これが28名ならば余裕を持って対応できますし、児童の活動・活躍の場面もふえることになりました。

また、少人数になったことにより、つまずいている児童への個別指導の時間も確保できます。例えば、少人数ならば教室のスペースにも余裕が生まれ、多様な学習形態を工夫することにもつながっています。

以上、御紹介したようなきめ細かな指導は、児童の学習意欲を高め学力向上に効果的であると考えます。

成果の二つ目は、不登校や欠席が減少したことです。寒河江市において、さんさんプランに該当する小学校の不登校児童数及び欠席総数を平成13年度から15年度まで調査すると、どちらもおおむね減少していることがわかります。

例えば、ある小学校の該当学年の欠席総数を追跡調査した結果、平成13年度は 423人、平成14年度は 264 人、平成15年度は 223人と次第に減少していることがわかりました。別の学校からは、家庭との連携にも余 裕が生まれ、欠席の減少につながっているという報告もいただいております。

成果の三つ目は、少人数学級のもう一つのねらいである温かな人間関係づくりが進んでいることです。これは、積極的な発言がふえた、学級のまとまりがよくなった、話し合い活動に深まりが出てきた、友達がふえた、子供との対話がふえたなど、該当校からの報告により把握することができます。

一方、課題もございます。さんさんプランの課題として最も大切なことは、学級の人数が少なくなったことに満足するのではなく、少人数だからこそできるきめ細かな指導のあり方をさらに研究していくことです。そして、子供にとって価値ある授業と温かな人間関係を育てる学級をつくり上げていくことが何よりも重要です。そのためにさんさんプラン該当校で研究実践して得られた成果を、さんさんプラン非該当校にも普及、発信していくことも重要な課題です。

寒河江市教育委員会といたしましては、さんさん非該当の学校も含め、教育条件をさらに整備し、学校を 最大限支援していく所存であります。以上です。 佐竹敬一議長 荒木春吉議員。

荒木春吉議員 答弁ありがとうございました。

いいところと課題を言っていただいたんですが、私は9月1日、陵南中の学区議員と語る会で話し合いというか説明を聞いてから学校を視察し、その後懇談をしてまいりました。

よかったと思ったこと二つ。まずは、小学校の話を聞いて中学校のことを言って申しわけないんですが、中学校では習熟度別授業、要するにウサギと亀さん、もっとハルウララとかに分けて授業をやっていたんです。これが多分、小学校でやった授業というか、クラス編制の延長上で多分やっておられることだなと思っていました。

もう一つ、障害者の学級を私は見てきたんですが、6名ほどの生徒さんに、先生が多分、何か先生の名簿を見るとサポーターとかとなっていましたが、4人がかりぐらいです。しかも、額に汗をして和紙づくりに取り組んでおりました。すごくいいことだなと私は思っています。去年行ったとき、その障害者のクラスから私、本に挟むしおり、多分障害者がつくったんではないと思いますが、合作だと思いますが、すごくいい作品だなと思って、私は大事にしております。そういうことをするためには、先生というかサポーターがいっぱいいないとできないんじゃないかなと思っています。

最後に、懇談のときに私、質問してちょっとメモするのを忘れたんですが、先ほどいい点として不登校児の減少があるということを聞きましたが、陵南中ではたしか2%余と聞きましたが、一番多かったときよりどのくらい減っているのか、ちょっと私、聞いていなくて、すぐに答えられるとは思いませんが、最悪の時代よりどのくらいよくなったのか教えていただければうれしいなと思います。不登校は、いろいろ見かけるわけですが、個人名を言うわけにはいきませんが、そういうことを教えていただければなと思います。

もう一つ、これは聞いた話ですから、さきの話。ことし、たしか合同庁舎で、来年度から取り入れる教科書の展覧会じゃない、見せるというのがありましたよね。多分、来年から取り入れる教科書はもう決まっているんだと思うんですが、私が家にいるとじゃんじゃん電話がかかってくるのは、塾の勧誘が一番悩みの種というか、受験生がいるからだと思うんですが、文科省の予算が教科書の無償化というか、小学生から中学生まで教科書をただでやっていますよね、たしか何百億とかの予算があると思うんですが、その趣旨は私は賛成ですが、結果として教科書がすごく薄くなっていると。ましてや土曜日も休みで、土曜日休みと言ってはいけないんですね、週五日制で、教科も3割減になったと。

以前、私、文芸春秋で加藤紘一の日記を拝見したことがあるんですね。娘さんが高校3年生のときに、受験勉強を加藤紘一さんが教えているんですね。多分教科書がせめて、広辞苑とは申しませんが、少年ジャンプぐらい厚いと、私が、ハルウララの頭で教えることができるかどうかわかりませんが、塾に頼らず、私の町内にもというか隣組にも塾がありますが、塾に頼らずとも何とかかんとか教えられるんではないかなと、妄想みたいなことを思っています。

無償化はいいんですが、ぜひそういうところにも配慮して、何か聞いたら、地図帳なんかだとメーカーが 二つほどしかなくて、国語とかそういういろいろなところだといっぱい選択の余地があるということを聞き ました。せめて、枕にならなくとも厚い方が何とかして.....。日本は教育費と住宅費が異常に高いので、そ こら辺にも配慮していただいて、来年度からのあれには間に合いませんが、その以降にできるようにしてい ただきたいなと思っています。

何か、いい点を聞いて不登校児がどうなったと聞くのも何かおかしいんですが、ぜひ数値を、わかっているなら教えてもらって、わからないなら後で結構です。ぜひ、それお願いしたいと思います。 2 問で終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 私が、西郡の教科書採択の協議会の会長になっていますので、私の方から教科書採択 についてお答えいたします。

確かに、教科によって多く出ている本と少なく出ている本があります。地図なんかはやはり二つの会社からだったと思います。算数とか国語に関してはかなり多くの会社から.....、はっきりは忘れましたけれども、多くの会社からあります。

それを選ぶときに、厚いとか薄いとかと、そういうものでなくて、研究委員の方に十分研究していただい て、それでいい点悪い点等をずっと記入して検討したものを書いていただいて、私たちでそれをまた検討し、 それで選んでいるわけで、これは厚いとか薄いとかでなくて、生徒の将来ためになるような本を選んでいる つもりです。

その他については、学校教育課長の方から答弁いたさせます。

## 佐竹敬一議長 学校教育課長。

菊地宏哉学校教育課長 具体的な不登校の人数ということでしたけれども、小学校がさんさんプラン該当になっていますので、小学校について述べますが、寒河江市の場合、不登校という定義もあるんですが、年間30日以上、病欠以外で欠席の児童ということになっておりますが、これまで最大の場合、小学校は9名おりました。現段階では、寒河江市内今3名で推移しております。なお、さんさんプラン今年度から6年まで該当になりましたので、さらにきめ細かな指導をしながらゼロになるよう進めていきたいと考えているところです。

#### 遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号17番について、20番遠藤聖作議員。

[20番 遠藤聖作議員 登壇]

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を持っている市民を代表して、以下、市長に 質問をいたします。

寒河江市の財政問題についてでありますけれども、私は過去に何度も取り上げてまいりました。最近では、ことしの3月定例市議会でいわゆる政府の三位一体改革との関連で、地方の自立を促すと言いながら地方交付税を大幅に減額する、これを先行させて、結果的には地方自治体を兵糧攻めに追い込むような今の政府の欺瞞性を指摘をして、地方から反対の声を上げていくべきだと市長に強く要請をしています。

その上で、本市の深刻な財政危機を踏まえて、その打開のためにとして以下三つ、一つは投資的事業の見直しの基準をつくるべきでないかということ、二つ目には大型プロジェクト事業の整理縮小を行うことについて、3点目として膨大な市債の償還計画についての3点について市長の対応をただしています。

その際市長は、厳しい交付税減額などの背景を受けて、歳出の抑制の方向を打ち出して投資的経費を削減する、そして市債の借入を減らしていくと答弁をしています。それとの関連で、重ねての質問になるものもあるかと思いますけれども、大事な問題ですので改めて答弁をいただきたいと思います。

小泉政権は、大企業の国際競争力をつける必要があると、そういう名目で規制緩和と構造改革という、いわゆる新自由主義の路線をひたすら突っ走っているわけでありますけれども、そこからはもはや地方に回す 政府の金など、むだ金であるといわんばかりの対応をとり続けています。

こんなときにこそ、地方の自立、自助、分権の確立などという声に踊らされないで、地方自治体の運営に不可欠の地方交付税の減額に、断固として反対をしていくという姿勢が求められていると私は思います。しかし、そういいながら残念なことには、地方は政府に対して抗議の声を上げながらも、現実には厳しい財政危機に追い込まれているわけでありまして、いや応なしにその対策に取り組まなければならないというのも現実であります。

ですから、問題は、その行財政改革の方向であります。寒河江市は、12月末をめどに行財政改革大綱を作成して、その基本方針をすべての事務事業の見直しと改革目標設定を行った上で、効率的で生産性が高い行財政運営の実現を目指すとしています。

実は、小泉内閣がこの間行ってきた構造改革路線も、郵政民営化に代表されるように規制緩和の徹底、そしてバブルで弾けた大企業の競争力の回復と。しかも、税負担については直接税よりも消費税などの間接税の比率を高める、そして企業の税の負担を軽減する。さらに、莫大な公的資金の直接投入などを進めながら、行政については効率化し生産性を引き上げなければならないという理由で、非効率的な行政の事務事業を民間に開放して、新たな民間市場の創設というふうな一連の流れがあるわけであります。

今回、寒河江市の行財政改革大綱作成の基本方針についても、今議会での同僚議員への佐藤市長の答弁をあわせて考えると、小泉内閣の路線を踏襲しているのかなという思いがいたしました。

私は、自治体の事務事業に一律に効率性や生産性という概念を持ち込むことについて問題はないのか、強い疑念を持つものであります。

寒河江市の財政危機の基本的な原因、これは政府の公共投資拡大路線に忠実に従ってきた結果ではないかというふうに考えます。県内13市も、各市の決算資料を見ると似たような状況にはあります。ただ、その中でも寒河江市のいわば特徴と言えるかもしれませんが、以前も指摘をした記憶がありますが、地方債の現在高の歳入総額に対する割合が、13市の中で東根、村山に次いで3番目に高い1.46倍、実額にしますと 242億5,000万円になっているわけであります。またもう一つ、財政調整基金などを初めとした積立金の現在高、こ

れも歳入総額に対する割合は上山市に次いで少ない 0.044倍、要するにほとんどないわけです。 7億 3,000 万円であります、これは14年度の決算ですけれども。

そうした点も含めて、寒河江市の財政状況について、佐藤市長はどう見ているのか伺いたいと思います。 質問の2点目としては、市債についてであります。

私は、これまでも機会あるごとに申しあげてまいりましたが、財政を改善させる一番の方策は市債残高を計画的に減らすこと、これに尽きるわけでありますけれども、市長は市債について、公共投資の成果は後年度の世代にも恩恵をもたらすものだから負担を公平にする、要するに平準化するのは当然だと言っています。それは一般論としては成り立つわけですが、現在実施している一つ一つの投資的事業の是非を後世の世代にゆだねることはできないのであります。

多額の負債を伴う投資的事業については、慎重にも慎重な態度で臨む必要があります。市債残高の絶対額を計画的に削減していくためには、不要不急の投資的事業などの抑制で新規借り入れを減らしていくことでありますけれども、その目安として私は、これは市長も3月議会で答弁しておりますが、当分の間、毎年の市債借入額を、いわゆる返済に充てる公債費よりも低く抑えるという原則をしっかりと堅持することではないかというふうに考えます。そのことについて、市長の見解を伺いたいと思います。

3点目として、財政調整基金を計画的に積み増ししていくことについて伺いたいと思います。

今年度の年度当初の予算は、交付税が大幅に減らされたということもありまして、財源手当てとして財政調整基金を初め各種基金を大幅に取り崩して予算編成するという、非常に苦しい対応をせざるを得なかったわけであります。そのために、基金残高は多分1億ちょっとしか、要するに財政調整基金ですけれども、1億ちょっとしかなくなったのではないかというふうに思いますが、このまま政府の姿勢が変わらない限り、来年度はさらに交付税が削減される、そういう見通しであります。

そうした中で、いわゆる困ったときの貯金、この基金の存在は不可欠であります。今年度の予算編成の苦労を教訓にして、来年度以降、基金を積み増ししていく必要があると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

四つ目は、事業の見直しの基本方針に関連して私たちの見解を申しあげ、市長の見解も伺いたいと思います。

私たちは、金がないといっても基本的なスタンスを地方自治体はしっかりと守るべきだと思っています。 その一つに弱者対策があります。最低基準である、いわゆるナショナルミニマムをきちんと設定をして、それを守っていくこと。市政の基本的なスタンスについては、福祉や教育、市民の生活基盤の充実という姿勢を堅持すべきであります。これが第1点であります。

二つ目は、クア・パークや最上川緑地整備など、いわゆる大型プロジェクト事業の見直しをしっかりと行うということであります。そして、そういう市民生活に直接かかわらない事業の見直しを通じて、本来使うべき方途に予算を使うべきだというふうに考えています。

例えば、今議会でも提起されていますけれども、低所得者に対する介護保険の利用料や保険料の独自の減免制度を創設する問題や、先ほどの質問でも内藤議員からありましたが、駅前再開発地域へのいわゆる公衆浴場を配置する問題、これは市の対応が不十分なためにすったもんだしているんでないかというふうに思っていますけれども、例えば公設民営などの手段をとって、イニシアチブを市がしっかりとれば実現するものだと私たちは考えています。それから、中学校給食を実現するなどなど、いわゆる市民の福祉や生活向上に直接つながる部門に、投資を振りかえるべきであります。

先般の議会で、質問者が触れた最上川緑地整備に関連して、この際申しあげておきたいことがあります。 アテネオリンピックでのカヌー競技の西村山出身者の活躍についてであります。私は、自分の次男と同学 年で、ともに寒河江ダムや河北町の引竜湖などでの練習に明け暮れた竹屋選手を初め2人の選手をよく知っ ているだけに、胸踊る思いで激励会にも出席をさせていただき、期待もして応援した一人であります。 この間、2人の選手を初め多くのカヌーにかかわってきた人たちは、現在の与えられた環境の中で存分にその才能を伸ばして実力をつけてきたのであって、そのことと最上川緑地に多額の市費を投じてカヌー場を整備することとは、直接関係のないことであります。竹屋選手が、高校高学年になってから練習を積んだ河北町の最上川の親水公園は、当時の建設省が全額負担して整備してくれたものであります。何も地方自治体がお金を使うことはなかったのであります。金をかけた立派な施設があるからといって優秀な競技者が育つということとはイコールではない、これは自明のことであります。いずれ、このことについては、改めて議論する機会があると思いますが、少なくともオリンピックでの県人選手の活躍まで引き合いに出して、最上川緑地整備の正当性を関連づけるというのもいかがなものかと思うのであります。

次に、民間委託の考え方について。

私は、民間委託すべてをだめだとは考えておりません。ただ、現在議論されている民間委託は、効率化、 生産性という投資効果の側面のみが殊さら強調され、地方自治法に基づく行政の本来のあり方から説き起こ す議論が軽視されていると思うのであります。

私は、公の機関が直接担うべき仕事とは何かをはっきりさせるべきだと考えます。

今の政府の手法に従えば、自治体でやっている仕事で民間でやれないものなど何もないといわんばかりであります。このままでは、働く者の権利や身分などが官民の区別なく極端に軽視され、歯どめもないままとめどなく民間委託が強行されていくのではないかと心配するものであります。このことについて、市長の基本的な見解を伺いたいと思います。

最後に、行財政改革の進め方について伺います。

愛知県名古屋市では、ことしの2月、第二次行財政改革計画(案)を市民に公表しました。それに対して、はがきやメール、ファクス、あるいは直接、広聴などによって広く意見を求め、ことしの4月にはその意見の内容もすべて市民に公表しています。民意を最大限尊重して行財政改革を進めようという姿勢が見られるのであります。

本市では、市民代表から成る行革委員会で審議してもらうと市長は言います。これでは一般市民は除外されてしまいます。あくまで、市民に開かれた中で物事を決定していくためにも、案ができた段階で一般市民の意見を募る機会を、そして施策に反映させる機会を設けるべきだと考えます。この点での市長の見解を伺って、第1問といたします。

#### 佐竹敬一議長 佐藤市長。

[佐藤誠六市長 登壇]

佐藤誠六市長 まず、財政問題でございますが、先ほども話がございましたように、国の予算、地方財政計画、ともに大幅な赤字となっておりまして、それぞれ厳しい財政運営を余儀なくされておるということは、御案内のとおりかと思います。

このため、地方分権の推進と国・地方を通じた健全財政の確立に向けた取り組みということで、税財政の構造改革と言われるところの三位一体の改革が行われておるわけでございます。

先日、三位一体の改革に関連しまして全国知事会や市長会などの地方6団体が、国庫補助負担金改革の 具体案を取りまとめ政府に提出したわけでございます。

地方に渡されたバトン、球を国に返したということでございまして、国ではこれから補助負担金の改革、 税源移譲、地方交付税の見直しに係る工程表と全体像づくりを進めていくことになるわけでございます。し かしながら、地方6団体からの提案に対しまして、補助金を所管する関係省庁から強い反発と懸念の声が上 がっておりまして、決着するまでには相当の紆余曲折が予想されるわけでございまして、きのう・きょうの 新聞等々につきましても報じられておるところでございます。

一方、総務省は、このほど平成17年度の地方財政収支の仮試算というものを発表しております。それによりますと、地方交付税と臨時財政対策債の総額は、前年度比マイナス 3.7%になっており、今年度より削減率が緩和されておりますが、依然として減少傾向となっております。

三位一体改革の論議の中で、今は補助金廃止と税源移譲のみに注目が集まっておりますけれども、目を転じてみますと国、地方合わせた長期債務残高は 700兆円を超えておるわけでございます。こうしたことから、財務省サイドからは三位一体の改革と同時に、国と地方の財政のスリム化も図っていかなければならない、また基本的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化という大きな目標があり、今の時点で歳出改革路線の手綱を緩めるわけにはいかないなどの発言が出されておるわけでございます。

これは、国税収入が若干上向きとはいえ、国の一般会計の半分にとどまっていること、それに加え少子高齢化の進展で社会保障費が膨張していること、このため幾ら歳出を抑制しても借金は減らないという危機的な財政状況が念頭にあるからと思われます。また、国庫補助負担金の削減と、それに見合う税源移譲につきましても、税源移譲をできるだけ少なくしようとの動きも見られるわけでございます。

このように、厳しい国の財政状況や現在の動きを勘案してみますと、三位一体の改革で論じられている国庫補助負担金の改革、税源移譲、そして地方交付税の見直しといった、どの切り口から見ても地方にとっては、特に財政基盤の弱い自治体にとってはプラスに働くものは見当たらないというのが現状であろうかと思います。

それでは、税はどうかといいますと、法人市民税にやや持ち直しの傾向が見られるものの、個人市民税は相変わらず低迷したままでございまして、固定資産税につきましても地価が下がっており増加の見通しは立てられない状況となっております。

一方で、扶助費や国民健康保険、老人保健、介護保険に関する経費、いわゆる社会保障費につきましては 年々増加しており、少子高齢化の進展で今後ますます地方財政を圧迫していくことが見込まれます。

このように、今の地方は、三位一体の改革、財政のスリム化、そして少子高齢化の進展という大変革期の 真っただ中にありまして、非常に厳しい財政状況となっております。

そういった中での寒河江市の財政状況についてでございますが、平成15年度の決算で申しあげますと、市

税 が 4 8 億 5,600万円、前年度比でマイナス 1.3%、交付税が44億 800万円、前年度比でマイナス 4.3%、歳入全体で 157億 5,400万円、前年度対比でマイナス 5.0%となっておるわけでございます。

また、各種の財政指数等につきましては、財政力指数が 0.511、前年度比ではプラス 0.005でございます。 経常収支比率が88.4、これも前年度比でマイナス 0.4でございます。起債制限比率は11.4、前年度比プラス の 0.6などとなっております。県内13市の中ではほぼ中間に位置し平均的なものとなっております。

しかし、今申しあげましたように、地方財政が非常に厳しいと、本市財政の厳しさも例外ではないと思っております。地方交付税等の減少による歳入の減と社会保障費の増は今後とも続いていく見通しであり、相当厳しい状況にあると認識しているところでございます。

このため、御案内のように6月に行財政改革検討委員会を立ち上げ、事務事業の見直しを進めてきたところであり、これから推進委員会、推進本部の審議を経まして行財政改革大綱、実施計画というものを策定しまして、その実践により効率的で生産性の高い行財政の実現と、財政の健全性の確保を図っていくこととしております。

市債についてお答え申しあげます。

市債は、基本的には世代間の負担の均衡を図るために借り入れするものでございます。御案内のとおりかと思います。

市債の種類といたしましては、投資的経費に係るもののほか、国の施策によって借り入れる減税補てん債 や闘制が対策債などの特例債がありまして、投資事業だけが起債残高につながるものではございません。

本市ではこれまで、市債を伴う投資的事業につきましては、できるだけ残額をふやさないよう努めてきたところであり、市民の要求度や緊急度、それから有効性、そしてまちの活性化につながるかどうかなど、そうした視点から厳しく選択してきたところであります。

その結果、平成15年度の一般会計では、前年度に比べマイナス24.9%、平成16年度に至ってはマイナス34.7%となったところであります。駅前事業を含めた普通会計でも、平成16年度でマイナス39.6%、4割近い減額となっております。

こうした取り組みによりまして、平成16年度の予算で見た場合、普通会計におけるところの市債借り入れ 予定額が約11億 1,000万円、それに対して償還額が22億 8,000万円、現金償還額だけを見ても16億 6,000万円となっております。このように、借入額が元金償還額よりも 5 億 5,000万円少なくなることから、今年度その分だけ市債残高が減る見込みであります。

このように、事業を厳選し市債残高の抑制に努めてきたところであり、今後においてもその考えに変わり はないものでございます。

それから、財政調整基金についての質問もございました。

御案内のように、平成16年度の予算編成に当たりましては、交付税などの削減によりまして歳入が大幅に減ったことから、財政調整基金5億円を取り崩し対処したところでございます。財政調整基金は、現在3億5,000万円となっております。1億円ぐらいでないかという話がございましたけれども、3億5,000万円となっております。来年度以降も厳しい歳入が見込まれますので、5億円程度は確保したいと思っております。また、今後においても、所要額が確保されるよう計画的な財政運営に努めていきたいと考えております。

次に、事業の見直しについての見解を問われました。

何点かあったわけでございますけれども、まず一つは行財政改革推進におけるところの事業の見直しに関連してでございます。

今回、行財政改革を実施するに当たっての基本的な考え方から申しあげますと、まず三位一体の改革とは何か、国における三位一体の改革は真に地方自治の確立に向けた地方分権改革でございます。そして、地方公共団体の自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することであり、住民のニーズに対応した多様で個性的な地域づくりを行い、住民が豊かさとゆとりを実感することができるよう財政面の自由度を高めるための改革でございまして、こうした大きな潮流の中で真に地方はどうあるべきかを問われているものと考えております。

したがいまして、新たな地方の時代を構築するには、これまで行ってきた行政というものをゼロから見直 し、真に必要な事業の選択や市民、企業との協働による事業の展開など、地方分権に適合した行財政改革の 取り組みが必要であることから、今回全庁挙げて行財政改革をやろうとしているわけでございます。

その事業の見直しについて、議員からも幾つかの質問があったわけでございますが、ナショナルミニマムを設定し重視してはどうかと、こういうことでございますが、御案内のように、ナショナルミニマムとは、国民的な最低の行政水準を言っているわけでございます。福祉国家においては、国家は国民が健康で文化的な最低限の生活を享受できるよう、必要と思われる行政サービスを提供する義務があると考えられ、憲法25条の規定がナショナルミニマム保障の精神をあらわしていると考えられております。

それから、このナショナルミニマムというものは、経済が発展し生活水準が向上し、その生活意識が多様 化するに連れて高度化の一途をたどっているとも言われております。そして、ナショナルミニマムとは具体 的には何が、そしてどの程度なのか、時代の変遷で異なるものと思っております。

また、地方分権と言われる今日に至っては、地方分権推進会議の報告によれば、国民の生活水準が欧米諸国に比べてまだ低く、キャッチアップ、いわゆる追いつく・達成すると、このキャッチアップが国民に共通した目標であった時代はともかく、世界有数の経済大国となった今日にあっては、ナショナルミニマムの考え方自体が見直されるべきであるとしていまして、地方公共団体はそれぞれ地域住民のニーズにこたえて、地域ごとに最適な施策の組み合わせを探究し、その実現に努力すべきであると考えるとしております。ナショナルミニマムの達成から、ローカルオプティマムの実現へと転換すべきであるとしているわけでございます。

私は、ナショナルミニマムにはいろいろな考え方はございますが、市政運営においてはやはり公平公正の原則に立ち返り、市民の豊かな生活をどう維持発展させていくか、そして社会全体をどう発展させていくのかということを考えるわけでございまして、本来、国が設定するものであるナショナルミニマム、いわゆるつまり最低の行政水準を地方自治体で設定するという考えは持っていないところでございます。

それから、大型プロジェクト事業の見直しについての質問がございました。大型プロジェクト事業という ものを見直して、直接市民の福祉生活向上部門に振りかえるべきだということでございます。

6月の一般質問で、大型プロジェクト事業について答えておるわけでございますが、事業の選択というものは、基本的には総合的な目で見た事業の必要性、特に将来あるべき都市像をにらんだところの事業も視野に入れながら、あるいは今を逃しては実施することが困難な事業の選択というものを考えながら、計画を立て実施していかなければならないものと考えております。それは、今ある私たちは、次の世代に継承する財産として残していく義務があるからであると思っております。

また、地方公共団体の役割というものは、地方自治法第1条の2、地方公共団体は、住民の福祉の増進を 図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとあり ます。

ここで言う福祉とは、住民が政治、経済、社会、家庭など、あらゆる面における生活または活動において、

物質的また精神的利益を享受している状態を言っているとされております。そうした意味では、今年度に完成する予定の寒河江駅前中心市街地整備事業、それからこれからやろうとしている木の下土地区画整理事業、今着手して進んでおるところの最上川寒河江緑地整備事業など、こうした事業も広義で言うところの福祉の増進を図る、本市にとっては大事な事業であると考えているところでございます。

また一方で、私は市民生活と直結するところのきめ細かな施策というものもこれまで実施してきております。保健福祉医療、三位一体の寒河江型福祉や快適な居住環境の整備として宅地造成事業や道路、上下水道整備など、市民福祉の向上に努めてきたと思っております。

今後は、住民ニーズの多様化する今日において、一方では厳しい情勢というものを乗り越えるため行財政 改革を進めているわけでありまして、その中で先を見据えた事業の選択、あるいは事業実施の方策というも のを検討していかなければならないと考えております。

それから、民間委託についてでございます。

私は、行政にとって常に効率的でなければならないと考えております。そして行政は最大の効果を上げなければならないとも思います。しかし問題は、最終的には市民の方により高いサービスをどのように提供するのかということであろうかと思っております。

また私は、市や町が何でも抱える時代は終わったと思っております。したがって、今日の行財政改革を進める中で民間委託というものは大変重要な事項であると考えております。国の動きにおきましても、昨年の地方自治法の改正で公共施設の管理運営を民間企業に委託できるようになるなど、また新聞報道によれば厚生労働省では水道事業を民間企業に委託しやすくする制度を導入するこどなどが記事として掲載されているわけでありまして、民間委託に期待するものが大きいのではないかと思っております。

私は、民間委託を実施することによって得た予算の余剰枠といいますか、得たものを他の行政需要という ものにも還元することも可能であると思っております。そうしなければならないと思います。

実施に当たっては、民間委託は単に効率性の観点から実施するべきものとは考えておりません。民間で実施した方がより高いサービスを提供できるのではないかという視点で、さらには民間が実施できるという民間側からの声を踏まえ、その実施を検討していかなければならないと考えております。

それから、行財政改革の案について、市民の意見をどう取り入れるかということでございます。

行政改革の案ができた段階で、一般市民の意見を募る機会を設けるべきだという質問でございますが、私は行財政改革を進めるに当たり、例えば民間委託で申しあげましたように、民間委託についても民間側からの意見というものを聞くとか、あるいは行財政改革というものは振興計画の中の重要な一項目でございますから、このことについても基本構想策定のためのまちづくり各層座談会などを開催する予定であると申しあげましたが、その中で行財政改革についても意見を聞いてまいりたいと考えております。

それから、大綱案を審議していただくため、行財政改革推進委員会設置要綱によりまして、各界各層の市民の声を代表する方やすぐれた識見をお持ちの方に、推進委員をお願いしてまいりたいと考えております。また、推進委員会においても、今回の行財政改革に対する真剣で濃密な論議がなされ答申されるよう、専門の方を招致し、委員会での勉強会なども開催してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 これまで何度も議論を交わしてきたテーマでありますので、過去に答弁いただいたような内容がそのままのものもありました。

いろいろあるんですけれども、市長は3月議会でいわゆる投資的事業の見直しについて、基準となるものをつくらなければならないのではないかと思うというふうに発言というか答弁しています。これは、その後、どういう展開を見ているのかわからないものですから、改めて今回取り上げたわけですけれども、読みますか。

予算編成とのかかわりで、予算編成が大変な事態になっているというふうなことに触れて、「今後におけるところの見直しの基準というよなものも考えなくちゃならないと思っております」というふうに言っています。

それがどういうふうな方向で検討、今見直しされているのか伺いたいということが第1点であります。

これは、例えば最上川緑地やクア・パークまで、木の下の区画整理は当然、住宅地の造成とかでありますので市民生活に直接かかわる事業です。ところが、最上川緑地とかクア・パークというものは、それとはちょっと趣を異にする事業ではないかというふうに思っています。現実には、クア・パークは企業の張りつけがなくて、年に1回の寒河江市独自の「花咲か」のイベントの駐車場としての用向きしかなしていないというのが現実であります。

これが、市民の福祉の向上とか市民生活の向上にかかわるようなものであるかどうかというのは、非常に 意見の分かれるところではないかと思います。緑地に至っては、広大な、現場に行くたびに思うんですけれ ども、大変広大な、素掘りの状態が今、放置されていますけれども、あそこの部分に幾ら金がかかるかわか りませんけれども、5億、6億かかっていくとすれば、その分の半分が寒河江市の負担になるわけでありま して、後年度に負担がかさむと。

河北町は非常に賢くて、あの最上川の親水広場、親水公園、今、中学生や高校生のカヌーの格好の練習場所になっているわけですけれども、あの 500メートルのコースを建設省に要望して掘らせたんです。ほとんどカヌーの練習場になっていますけれども、魚釣りの人などが何人かいる程度でほとんどがカヌーの練習場になっています。そういう、自分は一銭も金を出さないでああいうものをつくらせているわけであります。それから見たら、もう少し知恵と工夫が必要なのではないかというふうに思うし、市民生活や福祉とかかわりのあるものなのかなというふうなことは、これは市長はかかわりあると言うし、私はどうかなと思うし、これは一般市民の判断にゆだねるしかないわけですけれども。

そういう点では、前にも申しあげましたが、前回の選挙、市議選のときには大変な反響があったわけで、やはり多くの人たちがあの問題については疑問に思っているということの証左だったのではないかと思いますので、そういう事業にも大胆な見直しのメスを入れるという必要性を、私は提案しているわけであります。それから、決算資料から見た寒河江は、中くらいかなというふうなことですけれども、13市の中では。確かにそういう側面もあります。ただ、起債残高の実額、これはやはり真摯に受けとめなければいけないんじゃないかなということが一つありますし、それから積立金も、これは15年度の決算がまだ正式なものが出ておりません、議会には。提示されていないので、繰越金等がわからなかったので、決算剰余金がわからないということもあって、14年度の決算から今回の積み立て、次期おろしといいますか、それとの差額で1億ちょっとかなというふうに計算したんですけれども、これはやむを得ないことです、私から言わせれば。多分、決算剰余金が2億やそこらあったのかなというふうな気がします。

それはそれでいいわけですが、それでも前年度に比較すると半分以下に減っているわけです。そういう意味では、基金の積み立て状況というものは非常に危機的な状況ではないかなというふうに思います。しかも交付税というものは、みんな知っていて議論しているんですけれども、多分いわゆるさっき言ったナショナルミニマムあるいはミニマム、基準からいくと、例えば国の行政水準より高い行政水準をやっているところは交付税の対象外とするということとか、現実に、過去にもらった交付税よりも、まずその半額ぐらいまで下げようというのが政府のねらいなんですよ。満額、財源手当てがなったとしても、交付税で措置なったとしても、税源移譲がなったとしても、過去にもらっていた分よりもはるかに少ない金額しか振り分けにならないというのが現実なわけであります。

ですから、毎年、これまでのような予算の編成のやり方では通用しないというふうなことを踏まえてやる必要があるというふうに、私も思うし市長も思っているんではないかと思いますけれども。そういう意味では、基金というものは本当に大事だと思うんです。だから、もう少し計画的に積み上げていくと、余り基金には手をつけないと。

自治体によって違いますけれども、大変いっぱい基金を持っている自治体もあるんですね、これは財政状態がおかしい自治体が多いんですけれども。少なくともそれでバランスをとっているということがありまして、寒河江市のように起債残高、つまり借金の残高も多いし基金も少ないというのは珍しいんです。そういう点では、十分な手当てをしておく必要があるというふうに私は思います。

それから、ナショナルミニマムの問題ですけれども、これは国の施策、福祉施策のことを言うわけですけれども、これは地方自治体にも当然当てはまるわけでありまして、今、自治体単独でミニマム、いわゆる基準、最低限の市民生活をどう守っていくかという独自の基準をつくる自治体も出てきています。こういう非常に厳しい状況の中で、最低ここだけは守っていかなければいけないということで、投資的事業を抑えたりしながら福祉を非常に重視してやっていくという姿勢に、方向転換をしつつある自治体も出てきているわけです。

その場合の基準をつくって、寒河江市としてもやるべきではないかという意味で私は言ったわけでありまして、市政のよって立つ基本的なスタンスのありかをきちっとするべきだと。市長は投資事業を、去年とことしとどんどんと減らしてきているというふうなことを言いました。例えば、醍醐小学校の大きな事業がなくなったとかというようなこともあると思うんです。そういう意味では、もう少し抑制していく基準、借金を余りつくらないという基準、物差し、これを明確にだれでもわかるような物差しをつくるべきではないかと思うんです。そのときそのときの行き当たりばったりのやり方でなくて、投資的事業の基準はこうだよというふうな物差しをつくるべきだというふうに思います。

それから、民間委託については、今お話しありましたけれども、今の話によると水道事業所の果てまで、 建設で視察してきたらしいんですけれども、水道事業所あるいは農林課あたりまで皆民間委託されちゃうの かなというような気がしますけれども、だからこれについてもきちっとした基準をつくってやらなければ、 歯どめなき民間委託が進むのではないかというふうな気がします。

私は、この問題に関してはいつかまた時間をとってやりたいと思うんですけれども、例えば介護保険が現在、制度導入されて介護事業者が介護保険との絡みでいわば商売をしています。これは、保険料負担は全部 国民と国でしているわけですが、それとの絡みで在宅介護のさまざまな器具あるいはベッド等々が、いわば 提供されているわけです。それは、介護事業者からのお勧め等があってやられているわけですが、私も母親 のことでいろいろやってみて思ったんですが、大変高価です。

ただ、保険料で1割負担すればいいんだよというふうに言うもんですから、みんな気楽に頼んでいるのか

なというふうに思いましたけれども、やはりこれ、合計すると、多分大変な金額です。そうやって、いろいるな方がベッドを借りたりしていますけれども。そういう福祉機器の単価とか、民間レベルに、民間の世界に投げ込まれているわけですけれども、いわゆる出すのは本人でもない、本人は1割負担ですから、あとは保険料から出るわけです。それが十分なチェックなされているのかなという気がします。

事ほどさように、いわゆる民間ベースにゆだねるというのは、一見すると安上がりのような気がしますけれども、実際は非常に複雑な経過をたどって、利益を追求していくという方向に非常に進む場合もあるんです、非常に進む分野もあるというふうに言っていいのかどうかわかりませんけれども。そういう意味では、非常に慎重にする必要があると。

それから、経常収支比率を、民間委託すると下げられると、人件費が抑制できるというふうな言い方をしますけれども、これも実はいわゆる委託費等になっていくものですから、人件費は消えますけれども委託費はふえていくわけです。そういう意味で、いわゆる人件費隠し、事実上の地方自治体の収支の中の人件費が消えていくと。でも実際には人件費だというふうなことになっていくのではないかなというふうな思いも私はするんですけれども、それについてはどうなんでしょうか。

そんなこんなでいろいろありますけれども、行革の最後の市民の声を反映させるべきだというのに対して 市長は、非常に頑固に審議会あるいは座談会等でやるからいいんだというふうなことに固執していますけれ ども、もっとオープンに市民の声を聞くという、いわゆる手段を講じてもいいのではないかなという気がし ますので、余りこだわらずにそういうことをやったらいいのではないかなというふうに思うんです。それに ついてお聞きをしたいと思います。 佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点か、かなりありました。

投資的事業の基準づくりというようなことでございますが、これは行財政改革の検討委員会等の中でいるいろ議論している中でおのずと基準というものもつくってまいらなければならない問題だなと、このように思っております。

それから、クア・パーク、駐車場にしかなっていないんじゃないかと、こういうような話でございますけれども、あれは御案内のようにあそこに滞在型の宿泊施設をつくる、あるいは緑化フェアの会場に大きく使っていくとかということでございまして、まだ全面的に立地されていないわけでございますけれども、それなりのあそこのクア・パークの存在意義というものは私はあると思っておりますし、これからそれらに立地するというような企業なり施設というものが考えられますので、それによってあのクア・パークのその存在価値というものが、これから今後出てくるものと、このように思っております。

現在でも、あの現状におきましても大変な利用をされておると私は思っておりますし、今度あそこにスマートインター、それを誘致しているわけでございまして、そのことによってまたあのクア・パークなり、あるいは周辺において影響するというのは、これは大きな意味があると思っておりまして、そのことによってのいわゆる付加価値というものは大変高くついてくるというように思っております。

それから、寒河江緑地をカヌーということで位置づけて御議論なされて、河北とか西川のカヌー場と比較なされておりますけれども、最初から、私は何もあそこをカヌー場と言っているわけではございませんでして、多目的水面広場とこういうことでございまして、その辺のところ、まず御認識を改めてもらわないと、これ困るんでございますよ。ただ、最上川を活用したところの、あるいは寒河江川を利用したところのカヌー場だと、こういうような意味であれをとらえていただくんじゃなくて、あくまでも多目的水面広場ということで整備しようということであるわけでございまして、これからはやはり水面というもの、あるいは河川というものを生かす時代だなと思っております。

そういうことで、広く、あの寒河江緑地というものを見ていくこと、あるいはまた現在のクア・パークとの連携というものをしながら相乗効果を高めていくということでの寒河江緑地でございますから、その辺の、ただカヌーだということで選手養成と、こういうだけの狭い見方ということでごらんになっているのは改めていただきものだなと思っております。

それから、財政問題でございますけれども、先ほども申しあげたように、起債残高には3種類ありますということで、有効に生かしておるわけでございまして、何も寒河江ならではのものをつくり、寒河江ならではの資産というものを後世に伝え残していくというような考え方で、それが市民の生活なり市民の活性化につながっていくものとしてつくっておるわけで、投資的な事業として活用しているわけでございまして、単に国の施策に忠実に従ったというようなことでは毛頭ございませんから、議員はいつも国の施策に忠実になんてというような物の言い方をなされますけれども、寒河江に最も適合したものをつくって、そして投資的な事業というものを、それが将来とも市民のためにも使われる、そしてまた寒河江市の発展にもつながると、こういうものをやっておるわけでございます。そういう意味での起債の使い方、そして資産の造成ということになるわけでございます。

それから、財政調整基金の話がありましたけれども、基金の活用というものは、これはうまくやらなければならないと思います。ただ単に、調整機能というものだけでは、私はないと思いまして、やはり大きな事業をするときには、それなりのものを積み立てておいて、それを取り崩すとか、あるいは本当に困ったとき

もそれは取り崩さざるを得ないわけでございますけれども、そういう意味での調整機能というものと基金の活用というものは、やはり活用することでの妙味というものを発揮していかなければならないなと、このように思っております。

それから、ナショナルミニマムの話でございますけれども、福祉というものは先ほども答弁申しあげたように、民生関係の福祉のみではございませんで、全体の福祉、いわゆる市民・住民の福祉というものは、やはり雇用の安定からあるいは所得の向上というところまで含めたところの福祉、生活安定ということにつながるわけでございまして、単なる民生関係だけの狭い領域での福祉だけというものを、私は言っているわけではございませんでして、そのミニマムをつくっている団体もあるというようなことでございますけれども、もしも寒河江にそれを当てはめるといったならば、これは全く、これも調査してみないとわかりませんけれども、あるいはほかの市町村がどんな基準をつくっているかわかりませんけれども、寒河江としては大変な高いミニマムといいますか、基準を維持させているのではないかなというような気がするわけでございまして、ミニマムといった場合におきましても受益と負担というようなことを、十分これは考えていかなければならない問題だなと、このように思っております。これは何も狭い意味の福祉とかでなくて、あらゆる面での受益・負担というものが、これまで以上に問われるものだろうと、このように思います。

それから、民間委託でございまして、歯どめがかからなくなるのではないかというような話もございましたけれども、どこまでするかとか、あるいは一般新聞紙上で取り上げているものをそのままというわけには、何も考えていないわけでございまして、寒河江市にとって何を取り上げるか、あるいは最も寒河江に事業があるかと。やはり、民間委託したところの機動性とかあるいは専門性とかいうようなことを能率・生産性という分野だけでなく、そういう民間の力をうまく生かすということを考えていくということを考え合わせれば、これから十分に検討しなければならない問題だなと、このように思っております。

それから、行財政改革をやるときの市民の声の吸い上げ方というようなことでございますけれども、先ほど答弁申しあげたようにいろいろ手段を講じてやっていこうかなと、このように思っているところでございます。以上です。

#### 佐藤誠六市長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 いろいろ議論は尽きないわけですけれども、会議録なんかを後で見ると、市長の答弁は非常に緻密でありまして、いろいろな抜け穴をふさぎながら答弁しているという感じがするわけですけれども、 ただ例えば今言った民間委託の問題一つとっても、私は公務労働者にかわる委託形態というものはさまざまあると思います。

例えば、今、非常に大きく国内でも評価、注目を浴びているNPOの活用とか、これは非営利団体ですので、もうけてはならない。ただし行政の施策をそういう意味で手伝っていく、いわゆる半ボランティア団体ですけれども、そういう団体を立ち上げて委託をしていくとかということだったら、私は理解できます。ところが、一方で利益を保障して、そういう中でどんどんもうけてくださいと。それでも市がやるよりは安上がりですよとかというような、いわゆる単純な委託論議ではもうだめなんではないかというふうに思っています。

ですから、行政が、例えば 100%出資のNPOをつくるとか、あるいは半官半民、あるいは純民間、それはどうでもいいわけですけれども、そういうものを積極的に活用するという姿勢なども出てもいいのではないかというふうに思います。そこら辺が全然、まだ見えてこないので、改めてお伺いをしたいと。それからいろいろ言ったんで、私も忘れてしまいましたけれども、いいです、終わります。

# 散 会 午後3時12分

佐竹敬一議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでございました。

## 平成16年9月17日(金曜日)第3回定例会

1番 佐 竹 敬 一 議員     2番 佐 藤 毅 議員       3番 鴨 田 俊 · 議員     4番 楳 津 博 士 議員       6番 松 田 孝 議員     7番 猪 倉 謙太郎 議員       8番 石 川 忠 義 議員     9番 鈴 木 賢 也 議員	
6番 松 田 孝 議員 7番 猪 倉 謙太郎 議員	員
	員
8番 石 川 忠 義 議員 9番 鈴 木 賢 也 議員	員
	員
10番 荒 木 春 吉 議員  11番 柏 倉 信 一 議員	員
12番 髙 橋 勝 文 議員  13番 伊 藤 忠 男 議員	員
14番 髙 橋 秀 治 議員 15番 松 田 伸 一 議員	員
16番 佐 藤 暘 子 議員 17番 川 越 孝 男 議員	員
18番 内 藤   明 議員  19番 那 須   稔 議員	員
2.0番 遠 藤 聖 作 議員  2.1番 新 宮 征 一 議員	員
欠席議員(なし)	
説明のため出席した者の職氏名	
佐藤誠六市 長荒木恒助役	Ī
安孫子 勝 一 収 入 役 大 泉 愼 一 教 育 委 員 長	
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長 武 田 浩 農業委員会会長 英 忠 大 赤 安 翠 翠 馬	
芳賀友幸 庶務課長 鹿間 康 企画調整課長	
秋場元財政課長字野健雄税務課長	
斎藤健一市民課長 有川洋一生活環境課長 は、おままたも期間においる。第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
浦山邦憲土木課長柏倉隆夫都市計画課長	
花・緑・セセらぎ 犬 飼 一 好 推 進 課 長 佐 藤 昭 下 水 道 課 長	
木 村 正 之 農 林 課 長 兼 子 善 男 商工観光課長	
尾 形 清 一 地域振興課長 石 川 忠 則 健康福祉課長	
真 木 憲 一 会 計 課 長 安 彦 守 水道事業所長	
那 須 義 行 病 院 事 務 長 大 谷 昭 男 教 育 長	
熊 谷 英 昭 管 理 課 長 菊 地 宏 哉 学校教育課長	
鈴 木 英 雄 社会教育課長 石 山 忠 社会体育課長	
選挙管理委員会	
三瓶正博事務局長安孫子雅美監査委員	
監 査 委 員         農 業 委 員 会 布 施 崇 一 事 務 局 長     小 松 仁 一 事 務 局 長	
事務局職員出席者	
片桐久志 事務局長 安食俊博 局長補佐	
月光龍弘庶務主査大沼秀彦調査係長	

議事日程第5号

第3回定例会

平成16年9月17日(金)

予算特別委員会終了後開議

再 開

日程第 1 認第 1号 平成15年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について

- " 2 認第 2号 平成15年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- " 3 議第46号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- 4 議第47号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- # 5 議第48号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- " 6 議第49号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 7 議第50号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- " 8 議第51号 町及び字の区域及び名称の変更について
- 9 議第52号 町の区域及び名称の変更について
- # 10 議第53号 字の区域及び名称の変更について
- " 11 請願第10号 中山間地域等直接支払制度の継続等に関する請願
- " 12 陳情第 2号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情
- " 13 委員会審査の経過並びに結果報告
  - (1)総務委員長報告
  - (2) 文教厚生委員長報告
  - (3)建設経済委員長報告
  - (4)予算特別委員長報告
  - (5)決算特別委員長報告
- " 14 質疑、討論、採決
- w 15 議会案第7号 中山間地域等直接支払制度の継続等に関する意見書の提出について
- " 16 議会案第8号 北方領土問題の解決促進を求める意見書の提出について
- 17 議会案第9号 地方分権推進のための「国庫補助金負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について
- # 18 議案説明
- # 19 委員会付託
- " 20 質疑、討論、採決
- 2 1 市町村合併問題検討特別委員会の報告について
- " 22 質疑、討論、採決
- # 23 議員派遣の件

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

### 再 開 午前9時55分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、ありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、8月27日及び9月16日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

# 議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第1、認第1号から日程第12、陳情第2号までの12案件を一括議題といたします。

## 委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第13、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

#### 総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

本委員会は、9月9日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第49号、議第51号、議第52号及び議第53号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第49号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の 説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもっ て原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、関連がありますので議第51号町及び字の区域及び名称の変更についてと、議第52号町の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「変更する中に船橋町とあるが、船橋町というと線路の反対側と思うが、合理的理由があるのか」 との問いがあり、当局から「船橋と隣接する場所で、今回の駅前土地区画整理事業区域内に入っている船橋町 の一部を変更するものであります」との答弁がなされました。

議第51号及び議第52号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採 決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「字名変更についてのアンケートの結果と、何%以上を基準としているのか」との問いがあり、当局から「一つの基準として、70%以上になった場合としており、今回のアンケートの結果は72%でした」との答弁がなされました。

委員より「アンケートでどのような方が反対したのか」との問いがあり、当局から「実際、強く反対する方はいませんでした。面倒だ、お金がかかるのではないかという方に対し説明を行い、一般家庭では市役所の証明でほとんどお金がかからない仕組みを理解してもらっております」との答弁がなされました。

議第53号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

#### 文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

本委員会は、9月9日午前9時30分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第47号、議第48号の2案件であります。

以下、審査の内容を申しあげます。

初めに、議第47号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第47号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、 質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「基金積立金の残高はどのくらいになっているのか」との問いがあり、当局より「16年3月末現在で1億1,082万1,000円です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第48号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

#### 建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

本委員会は、9月9日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長出席のも と開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第50号、請願第10号、陳情第2号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第50号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第50号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第10号中山間地域等直接支払制度の継続等に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗 読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致を もって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情を議題とし、担当書記による陳情 文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申しあげます。

委員より「採択すべき内容と思うが、文言に不適切な部分があり、意見書として提出するには継続して協議する必要があるのではないか」との意見がありました。委員より「文章の中で『不十分ながら』というような使い方で陳情するというのはおかしいのではないか」との意見がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換を行った後、会議を再開しましたが、委員より継続審査の要求がありましたので、継続審査について諮ったところ、陳情第2号は多数をもって継続審査にすべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

#### 予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番髙橋予算特別委員長。

〔髙橋秀治予算特別委員長 登壇〕

髙橋秀治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

本特別委員会は、9月1日午前10時30分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、 収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

初めに、寒河江市議会予算特別委員会副委員長の互選についてを議題とし、直ちに互選に入りました。

互選の方法は、指名推選によることに決し、私から副委員長に鴨田俊・委員を指名し、異議もなく、全会一 致で副委員長に鴨田俊・委員が当選されました。

次に、本特別委員会に付託になりました案件は、議第46号平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第2号) であります。

議第46号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

1. 市議会議員の補欠選挙の公営化について、1. 選挙管理委員会での選挙公営拡大の議論についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日9月17日午前9時30分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第46号を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第46号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

#### 決算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。18番内藤決算特別委員長。

〔内藤 明決算特別委員長 登壇〕

内藤 明決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

本委員会は、9月13日午前9時30分から本議場において委員18名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第1号平成15年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、 及び認第2号平成15年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての2案件であります。

認第1号及び認第2号を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第1号平成15年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、主な質疑を申しあげます。

- 1. 常勤医師不足に対する対策と常勤医師1人当たりの入院患者の基準について、1. 医師希望者に対する奨学金制度の創設について、1. 地域医療の確立と人工透析の実施について、1. 派遣医師の退職金について、1. 派遣医師の病院かけ持ちについて、1. 医療廃棄物の処分の現状と情報公開について、1. コピー機に残る個人情報の消去について、1. 医師確保に係る懇談会開催の食糧費支出について、1. 病院整備計画の今後の見通しと土地取得の状況についてなどの質疑に対して、当局よりそれぞれ答允がな
- 1. 病院整備計画の今後の見通しと土地取得の状況についてなどの質疑に対して、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、認第1号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと 決しました。

次に、認第2号平成15年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、主な質疑を申しあげます。

1. 第4次拡張事業の当初計画の数値との相違について、1. 村山広域水道水と大雨などによる濁りの対策ついて、1. 配水池の建設をめぐる談合情報と情報公開のあり方について、1. 飛び地に対する給水と決算資料の作成についてなどの質疑に対して、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、認第2号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告を終わります。

#### 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第14、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

#### 〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

#### 〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第46号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

#### 〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議第47号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

#### 〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議第48号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

#### [ 賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

議第49号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

#### 〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

議第50号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

議第51号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

議第52号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求

めます。

[ 賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

請願第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第10号は採択することに決しました。

陳情第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。18番内藤 明議員。

内藤 明議員 委員長報告を受けまして、若干質問をさせていただきたいというふうに思いますが、文言について適切でないとか、あるいは不十分であるというようなことを書いていながら陳情するのはおかしいということの御報告もありました。

それを全会で諮った結果、継続審査にするというようなことだったわけですが、この陳情の内容を見てみますと、国の予算を伴う内容でありまして、今、国の方で予算の編成にとりかかっているというふうに思うわけであります。そういうことからすれば、今議会で採択をしてこの陳情の願意をもって意見書として提出をする、こういうことが適切な措置ではないのかなというふうに私は思ったわけでありますが、継続ということになりますと、12月議会にならざるを得ない。この間、閉会中の審査などをやるということで、その辺の確認がなされているのか。

そして、例えば12月議会の当初にかけて議会に付すというような考え方などあるのかどうか、ぜひその辺の お考えをお聞かせいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 建設経済委員長。

柏倉信一建設経済委員長 それは確認はしておりません。それは今後検討するということにとらえております。 佐竹敬一議長 18番内藤議員。

内藤 明議員 時期的に遅くなりますと、先ほども申しあげましたが、予算を伴うものでありますから、ぜひ早い段階で再度審査をなさっていただいて早急に結論を見出していただき、12月議会の当初で上げられることを要望しておきたいと思います。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、陳情第2号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については建設経済委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

建設経済委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

## 議会案上程

佐竹敬一議長 日程第15、議会案第7号から日程第17、議会案第9号までの3案件を一括議題といたします。

### 議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第18、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第7号から議会案第9号までの3案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第19、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第7号から議会案第9号までの3案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第20、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、議会案第7号は原案のとおり可決されました。

議会案第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第8号は原案のとおり可決されました。

議会案第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**挙手全員であります。** 

よって、議会案第9号は原案のとおり可決されました。

#### 市町村合併問題検討特別委員会の報告について

佐竹敬一議長 日程第21、市町村合併問題検討特別委員会の報告であります。

12番髙橋市町村合併問題検討特別委員会委員

長の報告を求めます。

〔髙橋勝文市町村合併問題検討特別委員長登壇〕

髙橋勝文市町村合併問題検討特別委員長 市町村合併問題検討特別委員会における、これまでの経過と調査結果につきまして、御報告申しあげます。

本特別委員会は、市町村合併に関する調査研究及び検討を行うことを目的として、平成15年9月定例会において委員7名をもって設置されました。

同年7月1日の寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会の設立を受けて、協議会の推移を見ながら1市2 町の枠組みでの合併について調査検討してまいりました。

12月22日開催の本特別委員会においては、任意合併協議会でのこれまでの流れの確認、及び本特別委員会の今後の方向性について話し合いました。

新設合併、合併特例法の期限内での合併、合併までの諸手続及びスケジュール、法定合併協議会への移行時期などについて確認しました。

さらに、新市建設計画(案)の本市分の主要事業について、事務局からの資料をもとに検討いたしました。

また、この日の委員会では、12月18日に朝日町議会合併自立調査会で出された自立のまちづくりを進めるべきとの中間報告もあり、もう少し両町の動向を見てから動くべきであるとの意見が大勢を占め、12月24日に予定されている最終の任意合併協議会の結果及び両町の状況を見てから本特別委員会を開催することで一致しました。

年明けの2月6日開催の本特別委員会では、1月21日開催の市議会議員懇談会において任意合併協議会の委員である議長からこれまでの経過報告を受け、さまざま意見交換されたことについて確認し、今後の本特別委員会の方向性について話し合いました。

西川・朝日の両町では、1月の末から住民座談会を実施しており、3月中旬をめどに住民アンケートを行っていくということで、その結果を見てからでないと何とも言えないという意見と、こういう状況だから議会で主体的に動くべきという意見が出されました。

両町の座談会資料をもとに活発な議論を行い、まずは議員同士で話し合うべきということで西川・朝日の両 町議員と本特別委員会委員とで懇談会を実施していくということで合意しました。

さらに、両町との懇談会までに各委員が合併に係る財政、交付税などの問題についてそれぞれ整理しておく ことを確認しました。

2月20日に本特別委員会委員と正副議長で西川町議会へ出向き、西川町の渡邊特別委員長を座長に、市町村合併に対する議会の対応について活発な意見交換を行いました。

寒河江市の委員からは、西郡1市4町が理想だが、県が示している合併パターン の寒河江市と西川町1市 1町の枠組みでも合併を考えるべき、アンケート調査や座談会の実施はしていないが合併すべきとの意識が強い、寒河江市にも悩みはあるが財政が厳しくなる中で経費節減にも限界がある、市民の幸せのためにも優遇措置がある期間内に合併すべきである、合併は相思相愛でないとできない、納得した段階ですべきなどの意見が出されました。

西川町の委員からは、寒河江市と西川町の間には温度差がある、合併後、議席数の関係で西川町の意見が通らなくなる心配がある、合併後の西川町の将来に不安がある、何ゆえ合併を急ぐのかなどの意見が出され、合

併をどのように進めていくかといった議論にまでは至りませんでした。

朝日町議会との懇談会については、日程が折り合わず、後日調整ということになりました。

その後、両町の動向を見守っておりましたが、3月末に両町のアンケート結果が公表されました。結果は、西川町においては合併に賛成27.8%、反対が70.4%、朝日町においても合併に賛成28.1%、反対が55.8%と、両町とも住民の意向は合併反対が賛成を大きく上回りました。

これを受け、4月19日に本特別委員会を開催し、当局から今回の両町のアンケート結果及び現在の状況について説明を求めました。

当局から、両町とも現段階でははっきりとした意向は示しておらず、アンケート調査結果を踏まえ、現在法 定合併協議会へ移行するかどうかを議会と協議中であり、なるべく早く結論を出すということで、その結論を 待って協議会を開催するということになりますとの説明がありました。

委員からは、今後の進め方、新たな枠組みでの検討などについていろいろ意見が出されましたが、最終的に 両町の結果待ちということになりました。

その後、西川・朝日の2町から平成17年3月を目指した合併は断念せざるを得ない旨の文書が届き、5月29日、任意合併協議会が開催されました。その席上、法定合併協議会への移行断念を決定、同日、任意合併協議会の解散が決まりました。

この特別委員会も、これまでは準備・調査期間で、法定合併協議会へ移行してから寒河江市・西川町・朝日町の速やかな一体化を促進し、活力ある地域づくりと住民福祉の向上を図るために、そして魅力あふれる新市を築いていくために、住民とともに調査検討しながら活動していくのが大きな役割と思っていただけに残念でなりません。

今後、広域的な生活圏の中で地域の発展と充実した行政サービスを提供するために、市町合併は検討していかなければならない課題であると認識しております。

これらの経過を踏まえ、9月13日開催しました本特別委員会では、合併の相手方もなくなったことだし、本特別委員会も解散するしかないのではないかとの意見が出され、全会一致で解散すべきものと決しました。 以上で、市町村合併問題検討特別委員会の報告を終わります。

### 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第22、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおりとすることに決しました。

### 議員派遣の件

佐竹敬一議長 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思います。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件について、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては原案のとおり派遣することに決しました。

## 閉 会 午前10時40分

佐竹敬一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。 これにて、平成16年第3回定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。 寒河江市議会議長佐竹敬一

会議録署名議員 柏 倉 信 一

同 上 伊 藤 忠 男